

令和2年第2回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和2年3月5日 午前9時 （6名／8名中）

（2日目）令和2年3月9日 午前9時 （2名／8名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	松木 豊年	一問一答	①新型コロナウイルス感染症対策について（町長） ②改正教育職員給与特別措置法について （教育長、教育課長） ③「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（事務連絡 令和2年1月24日付 総務省自治財政局財政課、以下、「事務連絡」）について （担当課長） ④多文化・共生社会に向けた地域づくりを考えるワークショップについて （健康福祉課長）
2	坂井 信久	一問一答	①町政懇談会の総括と政策反映について （町長、副町長、担当課長） ②クリスタル工業団地の土地区分について （担当課長）
3	木戸口 勉幸	一問一答	①防災について （町長、担当課長） ②健康づくり（多気町第3次健康増進計画）について （町長、担当課長） ③新型コロナウイルス対策危機管理について （町長、総務課長、担当課長）
4	松浦 慶子	一問一答	①成人式の今後について （町長、教育長、担当課長） ②小学校統合検討委員会について （教育長、担当課長） ③多気町地方版ハローワークについて（担当課長）
5	前川 勝	一問一答	①地域包括支援センターについて （町長、担当課長） ②子どものスマートフォン所持使用について （教育長、担当課長）
6	森田 勉	一問一答	①ごみ処理について（現状、将来の課題） （町長、副町長、担当課長）
7	山際 照男	一問一答	①小学校の英語教育について （町長、教育長、担当課長）

8	田牧 正義	一問一答	①三重とこわか国体カヌー競技の準備状況を伺いたい (町長、担当課長) ②持続可能な町(地域)のつくり方についてお聞かせください (町長、担当課長) ③クリスタルタウン工業ゾーン整備事業について (町長、副町長) ④シャープ三重工場の動向について (町長) ⑤VISON の進捗状況について (町長)
---	-------	------	--

(5番 松木 豊年 議員)

○議長（吉田 勝） 1番目の質問者、松木豊年議員の質問に入ります。

5番、松木議員。

○5番（松木 豊年） おはようございます。1番目の質問になりました。よろしくお願ひいたします。

一問一答方式で、1番目、新型コロナウィルス感染症対策について。2点目、改正教育職員給与特別措置法について。3番目、「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(事務連絡)について。4番目、多文化・共生社会に向けた地域づくりを考えるワークショップについて、質問いたします。よろしくお願いします。

まず最初の質問です。新型コロナウィルス感染症対策について、伺います。質問通告では、2月19日が締め切りでございましたので、18日の段階での厚生労働省のホームページなどで、厚生労働省が把握した情報に基づいて町長に町としての基本的な対策について、質問をする予定でおりました。したがって、質問通告では答弁をいただくのは町長というふうに記録しておりましたけれども、その後の状況が一変しましたので、それらの変化の中身も含めての質問にならざるを得ない状況になりましたので、町長以下、関係する皆さんのご答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず第1に、小中学校の一斉の一時休校措置に伴う問題について、質問させていただきます。

その後の国会での質問などを通じて、安倍総理の要請は総理単独で、閣議にも図らないで、あるいは文科大臣の事前の了承も取らないで、単独で行ったということが明らかになっております。しかも、専門家会議の意見も聞かないで、科学的な根拠も持たないで、政治的な判断として行ったということを安倍総理自身が答弁で答えておられます。

こういうやり方ですので、いろんな形で問題が噴出しているというのが、今日の状況だと思います。したがって、我が多気町においては、どんなような問題が起きているのかということを共通認識にしてですね、事の改善に力を合わせていくということが最も今日においては求められているそういう中身だと思います。

そういう認識に立って、急な決定でもありましたので、多気町の中で、一斉休校の措置を取るに至った、決定の経過について、お尋ねしたいと思います。

これまで、インフルエンザとか風疹などが流行した場合に、学級閉鎖とか休校の措置が取られたと思うますが、それらの場合の手続きが、どのような手続きが取られて実行・実施に移されてきたのか。そして今回の一斉の休校措置これを決定するに当たっての違いがどこにあったのかなどを中心に、その経過説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） まず私のほうから、議員おっしゃられたように、その安倍総理の、議員の言い方でいきますと、「独断で」進められたということですが、このことにつきましては、我々はどうこういう立場にはないと思います。結果的にこれが良かったのか悪かったのかは、これから先のことになると思いますので。

ただ、我々は、国のそうした指示に基づいて教育委員会のほうの対応としても、そういう一斉休校ということをしました。ただ、我々の自治体で取り組んだことは、その学校のほうについては休校になりましたけども、保育所、

それから学童保育については、また図書館においても、開いていくということにしております。

多気町では、これまで、幾度となく課長会議において、どういう対応をするか、特に町のかかわる施設についての利用については、一部制限をしたところもあります。

国が今、緊急対策特別措置法をするかどうか、今野党と協議をされるかと思しますけども、多気町では、平成25年の3月、条例第11号で、新型インフルエンザに対する対策本部を設置するということになっておりますけども、現在、それに近い状態で、今、役所の中で取り組みをさせてもらっております。それは、町のかかわる事業については、一部中止をお願いしたり、延期をお願いをしたり、こんな対応と、あとはもうほとんどが、もう毎日のように、テレビ・新聞・ラジオ等で注意喚起をされております。手洗いであったりうがいであったりマスクの着用であったり、こんなところもあります。

幸い、三重県では昨日まで感染者お一人おみえになったという報道がありましたけども、もう完全に陰性ということで元気になられております。ただ、今日また新たに、三重県の人がカンボジアから帰ってきたときに、中部空港かな、そこで感染の確認がされて、今三重県へは入ってもらってはないと思います。

いつどこで誰がどんなことになるかわかりませんので、みんなで注意をしなければと思います。

小学校の休校については、私が申し上げたように、国の方針で我々は、ただ全国的には全部がそうなってないところもあると思いますけども、それはある程度自治体の判断もあるかと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 松木議員の、例えばインフルエンザを例に出させていただいてですね、そのときのこう決定までの道筋っていうようなご質問1つあ

ったと思います。まずそれについてお答えをさせていただきたいと思います。

例年、今はもうインフルエンザっていうのは冬だけではなく、1年を通してこうあるわけですけれども、インフルエンザで学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等の必要が、こう生まれるかどうかの判断につきましては、校長、養護教諭が学校医さんに連絡を取らせていただきまして、学校医さんの判断のもと、学級閉鎖なり対応を取らせていただいているっていうのが、流れでございます。

それから、次にご質問のありましたのが今回の対応についてということでございます。

今回国からの要請があった、そのことにつきましては、教育委員会としても重く受け止め、感染の拡大のために教育委員会、またそれぞれの学校の対応をどうしていくべきかということで、まず教育委員会内での相談、方向性を決めた上で、各学校への次の日の会議を持ちますので、それぞれの学校でどのような対応が必要になってくるかということについて、考えておくようにというふうなことも指示をさせていただいたところでございます。

また、先週の金曜日には、学校への連絡、集合時間等もあるわけでございますけれども、国からのテレビ報道による要請のことは、掴んでおりますけれども、文部科学省からの文書が8時半になつても届いておらず、まずその文書が手元にあるということがとても大事なことであるというふうに判断しておりましたので、最終届いたのが午前10時ごろでございました。その後、三重県教育委員会からの通知等がいつ来るのかっていうことで、県の教育委員会のほうにも連絡を取りながら、しておったわけですけれども、最終もう校長会を開くぎりぎりの時間になつても結局届かないという状態でございました。ただ、届いておったのは、県立高等学校についての対応の通知のみでした。

教育委員会としては、県立の高等学校への通知をもとに判断をせざるを得ないという状況でございました。と同時に、多気町には、松阪市との学校組合立多気中学校がございます。っていうのは、松阪市の射和小学校と多気中学校とは常に、例えば台風のときでもそうですけれども、校長同士が連絡を取り合い

ながら同じようなスタンス、対応をしていくということを基本としておりますので、今回も松阪市の教育委員会にも連絡を取りながら、また郡内の教育委員会とも連絡を何度も取り合いながら、最終的に2日月曜日から春休み前までということで、方向を定めさせていただいたところでございます。

それをもとに、町内の校長会において、その内容を伝え、そしてそこから来る課題点等も確認をしながら、それぞれの学校での対応に校長先生方は発していただいたというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

町長にお伺いします。平成25年度に設置した対策本部に近いような状態で。今対応しておられるというご説明でしたけれども、その中身について、もう少し詳しく教えていただけますか。

例えば、学校の休校を決定するに当たっての、対策本部に近い状態の関与っていうのは、どんなふうにあったんですか。それはなかったんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） その中身のやつについては、今手元に持っておりますけども、情報交換や連絡調整を中心に行っていくということで、また条例の中身を確認をしてみます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 聞きたかったのは、今回の休校措置の決定には関与はしていないということですか。

そうすると、教育長さんがおっしゃった経過で全てっていうことですね。はい、わかりました。

教育長に先ほどのご説明の中身について、ちょっと追加してお伺いしたいと思いますが、インフルエンザなどでは、校長先生と養護教諭の先生が相談をして、学校医と相談をして最終的な決定をするということでご説明いただきましたけれども、今回はその手続きっていうのは踏まれたんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 今回の新型コロナウイルスに関しましては、町内の学校におきましては、感染者が今のところゼロであると、子供たちがゼロであるというところから、学校医には相談はしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 次の質問、関連してお願いしたいと思います。

日中、学校がお休みになるということもあって、特に低学年のお子さんたちがご家庭にひとりぼっち、あるいは子供だけの状態になるということで、放課後児童クラブを、そうした場合のケアをすることにするっていうことも決めていただいて、実行に移されたというふうに伺っております。既にそれがもう始まっていると思いますけれども、実施しての状況について、どんなふうな状況になっているのか、について、ご説明いただきたいと思います。

あわせて、私もちょっと訪問をして状況を業務の支障にならない範囲で伺いましたけれども、学校での教室、あるいは校庭も含めてですけれども、通学をしているお子さんたちの環境とですね、その放課後児童クラブでお世話をする環境とでは、その環境面やあるいは人的体制面などを総合的に見てですね、感染のリスクやその何かについて、どちらがいいのかっていうふうに、ちょっと現状でのやり方について、ちょっと私自身は疑問に感じた面もありましたので、実施しての状況について、ご説明いただけたらと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） すいません、今回の新型コロナウイルスの対策ということで、当課におきましては、2月 28 日お昼ぐらいに、学校のほうの方針をお聞きいたしました。その後、町長のほうに指示をいただきまして、放課後児童クラブを朝からの開設ということで、準備を始めております。

28日の夕方、保護者の方には通知をつくりまして、そちらのほうの説明をさせていただきました。その文書のほうには、新型コロナウイルス感染の拡大防止が目的であるため、ご家庭での保育が可能である場合は、できる限り家庭保育をお願いしますというあたりと、また、保育ができない場合は、放課後児童クラブでお預かりしますということで、できる限りマスクを着用の上、また毎朝ご自宅で体温を測定していただき、熱のある状況のときには、登所を控えてくださいというような文章で、情報を保護者の方に出させてもらっています。

土曜日も担当職員2人待機しまして電話対応と、あとまた連絡がつかない保護者の方に連絡を取らせていただいております。

3月2日の朝7時から開所をさせていただいておりまして、当日は 70 名程度ということを報告を受けております。2月現在で、申請者数が 157 名であります、かなりの人数は、少ない中で始まっております。

そんな中、4クラスある中ですけども、子供たちにとって勉強のしやすい状況をつくるっていうあたりや、またお食事のときには、なるべくお子さん同士の隙間をあけまして、実施をさせてもらっています。また、時間的に換気の時間もつくって、換気をさせていただいております。手洗いの励行等は指導のもと、実施していただいている状況です。

以上です。

○議長（吉田 勝） 橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 児童館のほうへ学校から 7名の介助員が 2日から行つております、朝の今言われた時間帯になりますけれども、早い時間から、最終は 18 時まで対応しているというふうなことで割り振りをさせていただいて、

対応に当たらさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。急な決定で、非常にせわしい中でのいろんな手を打ってるっていうのは本当に大変だったというふうに思われます。

私、これも国会の中で、議論の中で明らかになったことありますが、今回の一斉休校の措置は、一律に要請するものではなくて、最終的には実施主体の自治体が判断すべきものだということを文科大臣も言っておられます。したがって、安倍総理が要請はしたけれども、必ずしもですね、地域の実情・実態に応じて、子供さんや保護者、全体にとってですね、どういうやり方がいいのかについては、走りながらですけれども、知恵を出し合ってやっていく中身だというふうに思っております。

それで、日本医師会の定例会見なども拝見していますとですね、先ほど申し上げたように、過去のインフルエンザの問題やなんかの対応と同じように、学校医とも相談を是非してもらいたいというのが、日本医師会の立場なんですよね。先ほど答弁の中でも言わされましたけれども、まだ発症者がいないわけですから、そういうことを踏まえて、どう対処するのかっていうのは、子供さんや保護者の皆さんのがこの問題でどういうようなストレスやいろんな問題、教育の場面だけではなくて、経済界の問題も含めてですね、いろんなことがいっぱい起きていますので、それらの弊害も極力減らす努力っていうのを今からも皆が知恵を出し合ってやっていくべき中身だというふうに思っております。

その上で、今日の新聞報道でも紹介されておりますけれども、栃木県の自治体で、休校措置を考えていたんだけれども、それを撤回して学校をちゃんとやるようにしたと。茂木町という町です。その理由が紹介されていまして、保育園や幼稚園が通常どおり運営されている。そして、休校で子供さんだけで日中

過ごすような家庭が出てこざるを得ない。授業実施できれば、安全に配慮した給食を提供することができる。これ全て子供さんやご家庭の親御さんことを配慮した判断だと思います。そのことを理由に休校しないということを決めたそうです。教育長さんと町長さんが連名で町民の皆さんにそのことを通知していふことを報道されていますけれども、そうした事例も参考にしながらですね、もちろんこの茂木町は町内や近隣で感染者が出た場合には休校措置を取る場合もあるということは明言しておられます。そういうことも全国ではいろんな知恵の出し方もあると思いますし、これからも出てくると思いますので、多くの問題は、今いろいろ出てくると思うんですけども、この子供さんの状況はどうなのか、学校の先生方がどんなご苦労されているのか、こういうことをしっかりと耳傾けてですね、より良いあり方について、引き続きご尽力いただきたいというふうに思います。

そして、次の質間に移りますけれども、感染を防止するためには、多気町にはベッドのある病院はありませんので、お年寄りの施設、ここでの感染をですね、発生させないというのが非常に重要なポイントになると思います。

このお年寄りの施設の果たす役割はそういう意味では非常に大きな役割があると思いますけれども、私、施設への聞き取りを行いにいってまいりました。そうしますと、1つはですね、マスクなどが不足していて大きなガーゼを小さく刻んで内側に当てて使っていて、何とかもたしているだとか、これはもちろん従業員、職員用ですね。それだとまだ備蓄はあるけども、3月いっぱいでは備蓄がもうなくなってしまうだとか、消毒液が不足している。あるいは体温の管理、職員が出勤する前にきちんと体温図って出勤して、体調の異変をみずからもチェックしてもらうだとか、あるいは利用者さんの体温チェックっていうのも頻繁にやらなきゃいけない。そういう意味で非接触型の体温計が不足しているというようなことが寄せられています。

先ほど申し上げました学校がお休みになったこととの関係で、職員の体制で、ちょっときつい状況が生じているので、余り長引くとちょっと大変なことにな

ってしまうというようなことが寄せられていました。

そして、面会制限を入所施設にあっては、かなり多くの施設がとられています。これは、これまで1月にはやったインフルエンザのときの面会制限の延長をそのまましていますというところが多かったですけれども、そういうような状況がありました。

注目する施設もありました。多くのところが面会制限をしているんですが、現段階で三重県内での感染者は早期に1名ということで、それ以降感染拡大はしていないことを踏まえて、面会制限はしていませんという施設もございました。ただ、これからもし発生したら制限をさせてもらうこともあるというようなことありました。

施設では、施設長である管理者を先頭にですね、感染対策委員会だとか、そういう組織をフル動員して、とにかく感染させないということで、必死に頑張っておられる様子がよくわかりました。

町として何かできることはありますかということをお尋ねしましたら、やはり資材が不足しているので、是非その点でもしやつてもらえるんだと非常にありがたいというふうにおっしゃっておりました。

昨日、総務課長さんが、1万枚のマスクの備蓄が町にはあるということでご紹介いただきましたけれども、是非ですね、そういう感染を防ぐために頑張っていることをやはり町挙げて応援していくという立場からのですね、マスクの供出、あるいは消毒液の、これはあんまりないということの説明でしたけれども、あるいは非接触型の体温計、こういった資材ですね、施設からの要望があれば、まあ要望があるのはもう私も伺いましたので、是非そこ応援するということで、検討していただきたいと思いますが、これは、町長のご英断を是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松木議員のほうから、是非町長の英断をということで、

基本的には、1万枚の中には、子供用のものもあったり、大人用のものもありますので、ちょっと枚数その辺確認っていうか、ちょっと覚えてないんですけど、役場の窓口が毎日不特定多数の人がたくさんおみえになるので、まずその部分についてやらなければというのと、あと、施設へ全部やってしまうと、そういう対応の部分が不足になりますので、その辺検討しながら、対応していくければと思っています。

新聞報道によりますと、もうこの3月早々には、中ごろまでには、かなりの枚数がもうまた出てくる。昨日の菅さんの話では、もう全国で6億枚ぐらいはこれから出せるんやってなことも言うてみえたんで、その辺を期待したいのと、また町内の企業さんの中でそういうマスクの生産をこれからやっていただけるということを聞いておりますので、早々にはたぶん皆さんに届けられる時期になると思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私は、今備蓄している分で、町ですぐに使う予定のないものについては、少し融通をするべきではないかということで、全部放出するとかですね、子供用あるいは役場に来られる方のためのものだとか、必要なものはもちろん置いとく必要があると思うんですけども、是非前向きに検討をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

改正教育職員給与特別措置法について伺います。

この特別措置法は、去年12月4日に成立した法律であります。公立学校の先生方に1年単位の変形労働時間制の導入を可能とする、そういう中身です。ただ、教育現場の先生方からは大変不人気な法律であります。その内容は主に次のような中身になっています。

1つ目は、1年間のうち、繁忙期（忙しい時期）と閑散期（暇な時期）といふように設定をして、繁忙期（忙しい時期）の所定労働時間を延ばして、最大

1日10時間の労働時間だそうですけれども、閑散期の所定労働時間をその分短くする。そういうことができるということです。

2点目は、その運用の目的は、夏の休日のまとめ取りに限定される。

3番目、都道府県などが条例を定めるかどうか、あるいは条例が定められたもとでも、個々の自治体や学校が導入するかどうかは、それぞれの判断にゆだねられる、自由な判断が求められます。各学校においても、導入するかどうかはその毎年度ごとに決めるというこういう中身になっているわけであります。

そこで、教育長に伺います。この特措法ですけれども、今私が簡単に3つぐらいにまとめましたけれども、そういう中身で間違いありませんでしょうか。あるいは、この内容について、訂正や追加する中身があればご説明をお願いしたいと思います。

あわせて、今の時点で、1年単位の変形労働制の導入を多気町として考えているのかや、あるいはどういうふうな検討をしようとしているのか、この先の見通しなどについて、お考えがございましたら、紹介していただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご説明をいただきました給特法ですけれども、これにつきまして3点ご説明をいただきました。

繁忙期、それから閑散期に時間帯を延したりして、所定労働時間を短くしていく、その方向で国としては考えていると。県としてもその形で時間帯を使い分けていくというか、その方向でございます。

2番目の運用目的は夏のまとめ取りについていうふうなところでございます。以前、教職員はまとめ取りというのをしておりましたけれども、結局その時点にまた戻っていくような形になると思います。それもただ問題がございまして、

夏休みにまとめ取りができるのかどうか。これは大きな課題でございます。この最初の言葉の中に、閑散期というふうにございましたけれども、実際に閑散期であるかどうかということは、特に中学校におきましては、夏休み中、冬休み中も含め、クラブ活動、子供たちを学校へ出させて指導している、また休み中にも大会、練習試合、あるいは地域へ出ていった催し物、特に吹奏楽等催し物もございます。そういうようなことから、閑散期という言葉が最適なんかどうかっていうふうなところは感じるところでございます。

それから3番目の都道府県等が条例を定めるかどうかっていうことでございますけれども、県の教育委員会からも、市町の教育委員会でその方向で進めていくというふうなことで、多気町の教育委員会としても、なるべく早い時期に進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、見通しということで、今も含めてお話のほうさせていただいたつもりでおりますけれども、県のほうは、2020年4月1日からできるような形というふうなことをこういわれておりますけれども、なかなかまだそれに着手できるような状況ではございませんので、来年度早い時期にできればなというようなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。

最後の2020年4月についているのは、2021年の4月ですね。

○議長（吉田 勝） 橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 申しわけございません、2021年4月でございます。

申しわけありませんでした。

○議長（吉田 勝） 松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。

ちょうど県のほうで説明会がこのことについてあったときに、課長さんのと

ころに私伺いに行ったら、その説明を受けてきたところだつていうことでした。

そのときに、今年になって勤務実態をちょうどまとめた資料がございまして、いただきましたことができました。それによりますと、多気町の先生方の 2019 年 4 月から 12 月までの勤務実態ですけども、小学校で残業時間が月平均 15.7 時間、中学校で月平均 39.4 時間だというのが、ほかの自治体もいっぱい一覧表になっておりましたけども、多気町に限って言いますと、そういう状況であります。休暇の取得についての資料もございましたけど、ちょっとそこはもう省かせていただきます。

そして問題なのはですね、この「改正給与特措法」による変形労働時間制の導入するに当たっての国のガイドラインっていうのがありますと、この残業時間数がガイドラインで明確に示されています。月で言いますと 45 時間、年間で 360 時間以内ということなんですね。これをクリアしないとこの変形労働制は導入できないという仕組みになっています。私町内の先生の勤務状況をこの問題、この制度と合わせて聞きましたら、もう鼻からですね、もうそんのはもう検討に値しない勤務実態だというふうに言っておられました。ですので、この今お示しをしました課長さんからいただいた勤務実態をもっと実際は勤務時間数は多いんじゃないかなっていうふうにそのお話を伺ってですね、これは私がそういう印象を強くしたわけです。

それで、勤務時間の管理がどうなっているかについてお尋ねしたいと思いますが、先ほど申し上げたように、もう月 45 時間っていうのはもう軽く超えているとそういう先生大勢いますというのが、私がお話を伺った方のご意見です。今でさえ、現場では人手不足でもう大変だということですので、もう変形労働制の導入なんかは、もう問題外だというふうに言われました。

そもそもこの今年度の残業管理の正確さ、ちゃんとあるのかなっていうふうに思うんですが、どんなやり方でその残業時間を管理されているのか、現状についてご説明ください。

タイムカードが導入されてないっていうことも伺っていますが、もしそうで

あれば、タイムカードで時間管理するっていうのはもう当たり前の常識だと思うんですが、学校ではまだそういうのがされてないようにも伺っています。もしそうでなければ、タイムカードを活用していくのはいつごろなのか、予定がありましたら、紹介してください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 松木議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに、多気町内の小中学校の勤務時間の実態っていうのは、毎月報告のほうにいただいております。

「多い」っていう言葉で表現のほうをされておりましたけれども、実際どのようなぐらいかと言いますと、小学校ではゼロの場合もございます。多いときで、特に今年度4月は小学校が45時間を超えていた先生は6人ございました。それに対して、中学校は23人でございました。5月ですと小学校が1、中学校が25。6月は小学校が3人、中学校が24。7月は小学校はゼロ、中学校16。8月は小学校がゼロ、中学校が4。9月は小学校が3、中学校が18。10月は小学校が4、中学校が20。11月は小学校が1、中学校が18。12月は小学校がゼロ、中学校が19、ということで、実際この数は先生方が記録を書いたものを最終的に校長に報告し、校長が県へあげ、県から統計として県全体、あるいは町としては平均こうやというふうな値が来ます。

私ちょうどこのご質問がございましたので、昨年度の今ごろはどうなんかということもばくっとした数字しかお伝えをさせていただきませんけれども、実は5月に中学校のほうで先ほど45時間以上の数を言わせていただきましたけど、100時間を超える先生が6名ございました。そして、95時間の方もみえました。そうしますと、7人8人の方、これがほぼ4月5月6月っていうのは大会前ということもありまして、本当にこう忙しい時期になります。最高の先生で142時間という方が1年2年前にそういう状態であったということで、その時期の前からですね、例えば、総勤務時間縮減を前後で進める、あるいは

定時退校日の設定であったり、職員会議の時間の縮減であったり、あるいはクラブ活動の平日 1 日休み、土日のどちらかを休みにする、また平日のクラブ活動の時間を 2 時間、それから土日を 3 時間程度というふうに、こうしてかなりそれが浸透をしてまいりまして、1 年少しで、だいぶ浸透してまいりました。

先生方の勤務時間の意識もかなり深まってきたかなというふうに思います。今年度につきましては、100 時間を超える方はおりません。80 時間以上っていう方がまだ少々いるような状態でございます。それを先ほどの月 45 時間以内におさめるっていうことは、非常に難しい状況でございます。

先ほどの質問の中に客観的に先生方の勤務時間はかかるものが必要だというふうなご発言もこうあったわけですけれども、来年度の 4 月中旬ぐらいには、町内の 7 小中学校にタイムカードを設置する予定でございます。

先生方の意識だけではなく、教育委員会として先生方に時間管理をしっかりとしていただくと、意識を持っていただくというふうなことで対応のほうさせていただくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。

昨年や一昨年から比べると良くはなっているけれども、まだ月 45 時間に抑えるっていうのはなかなか至難の業であるということがよくわかりました。このような状況のもとでは、変形労働制の導入っていうのは全くもう入り口でストップになりますので、こういうことを変形労働制のことを検討するよりもですね、逆に教育長さんおっしゃったように、やはり勤務時間を短縮させるための努力というところに一層力を注いでいくということや、いつも請願や意見書の採択などでも教職員の先生方の定数をふやしてもらいたいという国へのとか、強い要請が毎年のようにやられていますけども、そちらでの解決をすべきだなっていうふうに改めて思いました。

次の質問に移らせていただきます。

「令和 2 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」という総務省の事務連絡についてお伺いしたいと思います。

この事務連絡は、昨年 12 月 20 日に「令和 2 年度一般会計歳入歳出概算」が閣議決定されて、このことを受けて都道府県市の区町村担当課宛てに発せられた文書だというふうに認識しております。

もう既に、令和 2 年度の予算は衆議院を通過していますので、この当初予算で成立するということははっきりしていると思います。日本共産党は、この予算案にはもちろん反対をしましたし、野党共同で組み替えの提案もしましたけれども、これは実現しておりません。またこの予算案には、先ほど述べました新型コロナウイルス対策についてもゼロ計上ですので、予算には盛り込まれておりませんけれども。

今回の質問は、日本共産党はこの予算には反対ですけれども、その中身についてはですね、多気町としても活用できるものがあるのではないかっていう問題意識から、幾つかお伺いしたいと思います。

まず最初に、この事務連絡について、町としてはどのように基本的に活用、参考にしようとしているのかについてお伺いします。簡潔にお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） この通知はですね、例年 1 月下旬に発出されまして、この時点での地方財政の見通しなどが盛り込まれ、地方公共団体がそれぞれの当初予算を編成する上で、参考となる事項が記載をされております。

この中で、特に本町の一般会計における国からの歳入であります地方譲与税、それから普通交付税や臨時財政対策債につきましては、前年度との比較がなされております。歳入予算額を算定する上で、大いに参考とさせていただいているところでございます。

そのほか、来年度ですね、いわゆる令和 2 年度国が積極的に進める、または

進めたい主な事業につきましてもふれられております。具体的には、国の予算においてさまざまな国庫補助金であるとか交付金が計上されることとなり、これらも本町のですね、一般会計の例えは国庫補助金の歳入とかですね、などの見通しをたてるのに参考となるものでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。

歳入を算定していく上で、必要なものだっていうことと、新しい事業が示されているので、そこについても参考になると、こういうことだと思います。

全体の町の予算を決める上では、まだこの1月に来る関係で、なかなかその新しい事業などについては当初予算には反映できないちょっとタイムラグがあるかと思います。そういう場合は、当然補正を組んだりだとかも含めた年度途中での検討、具体化というふうな理解になると思います。

その上にたって、この事務連絡に占めさせている次の事業について、説明を簡潔にお願いしたいと思います。就職氷河期世代支援事業、事務連絡の13ページにあります。地域社会再生事業、14ページにあります。緊急しうんせつ推進事業、15ページ。それぞれ簡単に説明をお願いしたいと思います。

特に多気町で活用の可能性があるのかどうかについて、もしわかれればお願ひしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 今ご質問いただきました3つのまず事業について、それぞれ説明をさせていただきます。

まず1つ目の就職氷河期世代支援というものでございます。

このまず世代ですね、国のはうでいきますと、現在30代半ばから40代半ばに至っておりますが、令和元年度からの3年間におきまして、国全体で、非正

規または無職となっている約 100 万人のうち、約 30 万人の正規雇用化を目指すというふうな国の方針でございます。地方公共団体におきましても、例えば職員採用試験の受験資格のですね、上限年齢の引き上げ、それから経歴不問の中途採用試験の実施などの支援に取り組むこととされているというふうな通知ですので、本町もこういった形で例えば来年度ですね、採用試験においてどういうふうにしていくかっていうのがまた今後検討していくものと考えております。

続きまして 2 番目の地方社会再生事業でございます。

これはですね、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用いたしまして、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むためのものです。

具体的にはですね、この費用は普通交付税の中に含まれることとなっております。それで人口を基本としたいろんな指標を用いて算定されることとなっておりますので、特にこの事業に特化ということではございません。普通交付税の中に算定をされますので、そういう方向のものが、本町であればそういうものに活用していくというふうに考えおります。

3 番目の緊急しゅんせつ推進事業でございます

これにつきましては、河川氾濫等の大規模な浸水被害を防ぐため、堆積土砂の撤去等に係る費用につきまして、全額地方債の対象とし、その元利償還金の 70% を交付税措置とするものでございます。これにつきましては、河川の土砂のしゅんせつですので、町内、例えば町管理河川であるとかですね、県におきましては、たぶん県の管理河川はこういう事業を活用してされていくのではないかなどというふうに考えておりますので、本町もこういった対象になれば、地方債の対象辺りを検討していくこととなると思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。しゅんせつ推進事業についてですけども、県の河川の場合においてもですね、町から積極的に陳情といいますか、アクションを起こしていくっていうことが不可欠だと思いますので、それらも含めて、是非前向きな検討を、積極的な検討をお願いしたいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。

多文化・共生社会に向けた地域づくりを考えるワークショップについて伺います。

今月号の広報たきに一面に写真があって、見開きで記事も掲載されていましたので、積極的に評価されてのことだなということは十分うかがえるんですが、改めてこのワークショップの取り組みの概要ですね、それで基本的な評価、来年度も含めて今後どういうふうに生かしていくのかについて、お考えを伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほど松木議員のご質問にお答えいたします。

昨年2月14日に、多気町地域づくりフォーラムとして「フードバンクの社会的役割や食品ロスの現状について」講演会を実施しました。この講演会では、身近なところでも食糧支援を必要とする方が多くみえるということについて、参加者の方と認識を共有し、地域に目を向けることのきっかけづくりとなりました。

地域が抱える課題は、少子高齢化や孤立、子育て、災害対策などたくさんあります。関心がある人とひとがつながりをもって、継続的に意見交換や勉強会できる場をつくり、地域の課題に対して具体的な仕組みをつくりだすような働きかけができないかと考え、「地域づくりを考える場づくり」が必要でとワークショップをはじめることになりました。

フォーラム参加者及び広報等で広く通知をし、今年度4月に第1回地域づくりを考えるワークショップを開催、以降これまでに8回のワークショップを行

ってきたところであります。

ワークショップには、議会議員の方や、民生児童委員、NPO法人、社会福祉協議会、企業関係者といった関係団体の方のほか、高校生や大学生、子育て中のお母さん方など、幅広い世代や立場の方々に参加していただいております。

このワークショップでは、多気町で生活をしている参加者が、普段の生活で改善できたらよいと思っていることや、取り組んでみたいことについて、仲間同士でグループをつくり話し合いをし、実際に取り組んでいただいております。

3月号の広報にも今回の活動の様子を記載させていただいております。

今年度、課題の抽出だけでなく具体的な実施まで至ったグループもあります。一定の成果を得ることができました。今後は地域福祉の要である多気町社会福祉協議会の地域福祉事業と連携を深めつつ、継続していきたいと考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、来年度もワークショップは継続することになるんでしょうか。

実は私も最初から出席させていただいておりまして、おっしゃったように、いろんな方がですね、参加されて、自分のご自身の興味関心のあるグループに所属して、こう問題意識を出し合って、問題解決をどうするかとかいろんな角度で意見交換がされて、非常に自分自身の考え方を広げられるって言いますか、そういう実感を私自身も持つことができました。是非いい地域をつくっていくっていう点で考えますと、いろんな方の関与がですね、非常に大事になってくると思いますので、下からボトムアップで地域づくりを進めるという視点で、多くの方が引き続きかかわることが大事かなということを私自身も実感しました。

是非、多気町としても今まで以上に後押しをして積極的にこうした活動が進められることを期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。

（4番 坂井 信久 議員）

○議長（吉田 勝） 続いて、2番目の質問者、坂井信久議員の質問に入ります。

4番、坂井議員。

○4番（坂井 信久） 4番坂井でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきまして、私の一般質問を開始をいたします。

今回私は、2点の課題について、一問一答方式により通告をいたしております。その1点は、町政懇談会の総括と政策反映について。それから2つ目といたしまして、クリスタル工業団地の土地区分についてでございます。

どうかよろしくお願いをいたします。

昨年5月より開催をされました、町長・町幹部職員による町内各大字を巡回された町政懇談会が10月末に終了をされました。

町長は就任後隔年おきに地区別懇談会、あるいは大字懇談会を開催をされまして、町民の方々や地域からの声に耳を傾けられてきた機会を持たれていることの努力に私は敬意を表したいと、こんなふうに思っております。

私はこのことが町の将来計画の基礎になる重要な一部分であるというふうにも思っておるわけでございます。

本町では町長が就任された後にも、町の総合計画が残念ながら策定をされておりません。これは地方自治法が改正をされまして、総合計画策定の義務化がなくなったことによるものであります。しかし、議会が総合計画策定について議会議決を必要とする条例を制定すれば、執行部は総合計画を策定する必要が生じます。今現在の、町の将来像は基本構想がありませんから、町長が考えられた選挙公約と言いますか政治公約を基本構想として、さまざまな事業が肉付けされ進められております。

議会議決を得た基本構想だけに効力があると先日の議員研修においても講

義を受けたところであります。すなわち、本町では都市計画、農振計画などには議会議決を得た基本構想に則して作成する義務があります。首長決裁で決められました基本構想には、法的位置付けがないことになります。したがいまして、都市計画、農振計画に違反行為があっても、法廷闘争になった場合に敗訴する可能性もある。これは私、知っている法律の専門家にも聞いております。さまざまな事案につきましても支障がある場合があるそうでございます。

今一度、町の将来を決定するのは町長と議会、これは町民の代表でありますから、このことを再度ご認識をされまして、総合計画の策定も視野に入れていただきたいというふうに思っております。

その上で町長は、二元代表制である議会をどのように思っておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

また本質問につきましては、12月定例会において松浦議員からも指摘をされたところでございますけれども、私はもう少し掘り下げたところの課題につきましても、今日はお聞きをしていきたいというふうに思っております。

そこで、この懇談会でお聞きした町民、あるいは地域の声の結果や総括を議会に示され、それらに対して町の政策に反映されていくのか、説明も私は必要とこんなふうに思っておりますが、そのことをされるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうから坂井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず議会と町執行部のかかわりっていうことですけども、これまで町政運営に当たりまして、町議会、また町民の皆さんのご協力を得ながら進めさせていただきました。感謝申し上げます。

その議員おっしゃっていただく総合計画についてでありますけども、この部分につきましては、議員おっしゃっていただいたように、平成23年5月に地

方自治法の一部改正ありました。これも議員おっしゃったように、そうでありますけども、この一部改正されて、そのあと地方自治法の2条の4項で、この項が削除をされました。これ何が書いてあったかといいますと、その書いてあった中身っていいますのは、町の将来をきっちと10年計画で上げるようについてのことであったんですけども、それがもう削除をされた。

なぜ削除されたかっていいますと、今の社会情勢、それから住民のニーズといったものが高度化してきた。こんなことがありますとの、義務付け枠づけをなくそうということで、国はそういう方針で基本構想を策定をしなくてもよろしいとなりました。

ただ、多気町におきましては、私の選挙公約とおっしゃっていただきましたけれども、まさにそうでありまして、町民の皆さんにと約束をして、「久保町政としてこんなことやってきたい」っていう事を掲げておりました。

くしくもこの基本構想、私「7つの理念」挙げておったんですけどもこの部分は、議員もよく御存じのように、今までの、これまでの多気町の総合計画と中身はそんなに変わるものではありません。これはどこの自治体でも同じであります。

国が総花的にこのようにしなさい、こんな方向にしなさい、まあ言うたら多くの時間と労力と人員をかけて、金額もかけて、やったものが総花的で計画が具体性にやや欠ける部分がある。いろんな項目を羅列してある。まあこういうことで、ご承知のようにこれぐらいの冊子ができております。この部分とこれまで私が議会の皆さんにお示しをさせていただいた基本構想の中身と、ほとんど変わるものではないと思います。

何が大きく違うかと言いますと、具体性きっちとなっていると、それは何ですかと言いますと、3年ごとにこうローリングやってますので、ずっとこう振り返ってみると、平成18年に作成された多気町の基本構想計画、これはもう議員も御承知のように、かなりずれております。人口であったら、今その計画をちょっと開けてみると、人口が1万7000になる、このように想定をされ

てますが、今多気町の人口は1万5000を切っております。これは政策というよりも、日本の人口減少、これはもう歯どめがなかなか今の段階ではかかっておりません。それから産業の就業者数というのも、4,000人からみておったんですけども、3,800ぐらいです。もちろん財政もそうであります。

こういう国の方針に基づいて総花的につくった総合計画というのが、いかがなもんかということになりますので、私は3年ごとのローリングで、これでもやはり今大きく国の情勢、世界の情勢で変わってきておりますので、是非、ご理解をいただいて、取り組んでいきたいと思います。

最後に、じゃあ町長はどんな手法で住民の皆さんのが要望なり、こんなにやつて欲しいというのを取っとるんかと言いますと、今議員おっしゃったように、懇談会をやったり、それから各字回ったり、それから例えば農業分野であったら、農業振興協議会の中でお話を聞かせていただいたり、福祉であつたら、子ども子育てや、それから今日ちょっと松木議員もおっしゃっていただきましたけれども、ワークショップもそうであります。教育委員会も教育委員会で諸会議あります。それらの意見を参考にしながら、政策の中に反映をしていきたい。こう思ってますので、是非、もう一度くどい用ですけども、冊子につくった基本構想、以前のやつとそんなに大きくかわっておりませんが、一番大きく変わったのは、具体性がきっとあらわれているというのが今私の取り組んでいる基本構想であるアクションプランであります。っていうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 以前から町長はそういう持論でですね、町政を進められておるということは私は十分承知をいたしておりますけれども、ややもすると、先般も議会運営委員会の中でも私申し上げましたようにですね、議会軽視というようなことが私は、あるいは私の同僚議員もですね、少し感じておられる方が最近多いように思います。

昨日の新聞、尾鷲市議会におきましても、市長といわゆる教育長が問責決議が可決されると、これは議会軽視ということでございます。いわゆる市立幼稚園の閉鎖について、議会に相談もなく一方的に執行部が決めた。こういうことがあったので、まあそういうことも起こったと。いわゆる運転免許証がゴールドから青になったみたいなような感じ。一旦問責が出ますとですね、それは信頼が低下をすると。執行部に低下をするということも十分御承知をいただきまして、もう少し議会にいわゆる協議あるいは相談をしながらですね、町のこれから政策についても私は是非相談をしながら進めていただきたいというふうに思っております。

そこで最後にお聞きをしましたこの総括って言いますなんかですね、そういうふたものを議会に示されて、こういった声を聞いた中でですね、これのまあ政策に反映をしていくと、こういうことはどうですか。何かの機会に取られてされるんかどうか。これはもうどなたが答えるか、企画課長かどうかわかりませんけれども、その点についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） その部分につきましては、今も申し上げましたように、アクションプランもそうでありますけども、議会軽視の部分がと言われましたけども、これは緊急の場合もありますけども、自分としましてはできるだけ、職員にも、あらゆる場を通じて全員協議会で報告をするようにということを言っておりますので、ちょっと議員のおっしゃる「議会軽視の部分が」とおっしゃるのは、いかがなもんかと思いますので、今後も、できるだけ時間を取りて議会の皆さんに今こういう状況ですっていうのを報告していきたい、またいきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非今も申し上げましたように、さっき、ほに先日です

ね、発達支援センターのことが3町の議会議員どうしでも、同様な課題ですね、非常にもう侵害であるというような、隣の町はさらに自分とこが居住があるっても議会に知らされていないこういう実態が、また事実があったわけでございますから、是非もうそんなことがないようにですね、これから行政においては進められていただきたいというふうに思っております。

それでは続いてこの①番目の課題に入っていきたいと思います。

私たち地域から町民バスに関する意見等が、この懇談会においても発言があったと、これは私どもの在所だけではなしにですね、他の2字からも発言があったというふうに聞き及んでおります。町民バス運行につきましては、今までにも私は複数回にわたり一般質問いたしております。本年度の公共交通審議会の審議経過や結果についてもですね、以前から要望いたしておりますので、その結果についてまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

本年度の公共交通会議におきましては、6月と1月の2回開催をいたしております。協議事項といたしましては、昨年の3月議会で答弁させていただいておりますが、今までの多気町生活交通確保維持改善計画を、令和元年9月まで延長し、令和元年10月より、多気町地域公共交通網形成計画に移行するための、「網形成計画（案）」について協議を願っております。

また、今回提案いたしました中身といたしましては、町営バス・「でん多」の拡充について、提案をさせていただいております。今まででは、平日のみの運行でしたが、4月より土・日・祝日の運行を実施し、町民以外の方に利用できるようにいたしております。また、利便性を図るために、相互乗り入れや予約方法について、さらなる協議が必要と答申をいただいております。

そして、三重交通の路線バスについて、五桂池ふるさと村、クリスタルタウン、アクアイグニスへの延伸を要望いたしておりますが、三重交通からの回答

待ちでございます。また、役場周辺には、三重交通の路線バス 2 カ所と、町営バス 1 カ所、計 3 カ所のバス停が散在しております、これを統一できないか、提案・要望いたしております。3 カ所のうち、大杉線と町営バスの停留所の統一は可能との回答をいただいておりますが、松阪熊野線のバス停については、現段階では統一が不可能との回答をいただいております。

そして来年度、法改正が行われることなどを理由に、新しい制度のもとで、この計画を策定するようにいたしております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） いろいろ働きかけをしていただきたいとするというふうに思っております。

②番目の問題でございますが、私たち地域のバス運行についてどのような提案をされたのか、経緯と結果をお伺いしたい。

と言いますのも、もう御存じのようにですね、これ平成 26 年 10 月 27 日に町民バス運行に関する要望書としまして、南北弟国、中下朝長、河田区長さんの連名、それから私も印鑑押しまして、こういう要望書を出し、同日に町長公室におきまして、町長さんにもそういうふうな要望をしたと、こういう経過がありますけれども、一向に合理的な説明もなくですね、廃止をされたということが、経過としてあるわけでございます。したがいまして、この②番目ですね、今年どういうふうに、何もなかつたんか。また当時としては公共交通審議会も傍聴されて、私もしました。その中で、多気町の区長会の会長さんも、あるいは相可地区の会長さんもですね、やはりそれはるべきである、線路から下を切るっていうのはどういう、いかなる理由があるんやということをおっしゃったけれども、当局は全然それを見直しをしない、いわゆる合理的な説明がないわけですわ。したがって、副町長であるあなたはまあ公共交通審議会の委員長として、統括をされておられますので、我々の、この記載の問題とですね、

あなた自身、あるいは企画課長も、合理的な説明っていうことはどういうふうに理解されておるんか、まずお聞きをしたい。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） まず先ほどの質問なんですけども、30年9月に開催されました地域公共交通会議で、河田地区までバスの延長を見直してもらえないかと提案をいただいております。その場で、廃止されてから5年経過しており、高齢者の免許返納者がふえる中で、アンケートを実施したいと事務局より提案をさせていただきましたが、その場では協議に至らなかつたのが現状でございます。

また、議員の質問の意図には反しますが、1月の公共交通会議では、河田までの延長につきまして、提案をいたしておりません。誠に申しわけないと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） おそらく私はこういうこと大変失礼な言い方でございますが、企画課長、あるいは副町長におかれましてもですね、合理的な、こういうふうな意味の捉え方をわかっておられやんのではないかと。単に乗らんから廃止をしたと。それでは説明になりません。私はこの間自分の孫の小学6年生の子にも合理的っていうたら意味サッと言いました。いわゆる道理にかなっておって、大半人が納得できると、そういうふうなことが合理的ですよ。

したがって、例えば多気駅から波多瀬までの全ての停留所の人数を3カ月にわたって乗降者を調べて、例えばひと月当たり10人以下のところは廃止します。その中に弟国、朝長口、河田も10人以下でしたんで廃止します。それ以上のところは残しましたっていうんなら、これは説明になりますけども、単に乗らんで廃止で差別ですわ。やっとることは。

そやでそういうふうなやり方をしてということをですね、やはり合理的なや

やっぱり説明がないと、同じように血税を払って、地域に暮らしておる人間が今まで多気町内でそうしましたらですね、いわゆる路線を走つとったとこなくしあつていうとこほかにありますか。お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 以前の走っておった路線って言われますと、勢和地域では3カ所、3つの路線走らせておりました。

まず、役場から三養区を回るコースと、それと片野・波多瀬・上出江回るコース、そして色太回って丹生・下出江回る3路線がありました。それにつきましては、利用者が少ないとのこと、また合併してから3年後にそのバス路線については廃止をさせていただいております。

そして多気地域におきましても、池上と五佐奈回る路線と、それと佐奈地区回ります路線、それと野中・矢田外城田経由の3路線の巡回路線をつくっておりましたが、それにつきましても、幹線道路の利用者がないということから、それでまた、目的地につくのにバスをずっと停留所を回って走っておりますので、思った時間につかないということの中から、その路線につきましても廃止をさせていただいてます。そのかわりに、目的地へ直接行けるでん多（タクシー）を設置いたしまして、利用者の方の利便性を図っておるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） わかりました。数多くの路線がですね、いろんな廃止をされたりというふうなことがやっていたいとるという中に、我々の地域も、含まれておったということに、まあ理解をいたしますけれども、やはり、皆さんが納得できるようなですね、理由があつてこそ私の廃止だというふうに思っておりますので、どうかそういった面でも丁寧に町民の方にご説明を是非こ

れからもお願ひをしたい。

先般 2月 27 日にハンセン病の隔離病棟の法定闘争が結審をいたしまして、いわゆるこれは国が敗訴したわけでございますけれども、まさにこれの理由が不合理な差別。不合理ですわ。正当な理由がない。

みなさんが納得できる、51%の人が納得できる、過半数の人が納得できるような理由をつけてですね、私はお話があつてしかるべきやと。それも何にもなしに明日から行つたらバスがおらんと、こんな乱暴なやり方でですね、我々の地域はバスが廃止されたと。このことは是非私は反省をいただきたいし、今後さらに高齢者がふえてきております。是非私は復活をお願いしたいわけでございますが、質問を続けます。

この私の居住する地区のですね、の懇談会議事録が昨年 11 月 29 日付にて送付されました。この中身について、まさに私先ほどお話申し上げました核芯の部分が削除しております。

なぜこのようなことになりましたのかですね、って言いますのは、私たちの地域からですね、いわゆるバス停を全部調査をして、何人乗るか、どこが何人乗るんだと、運転手の人が「正しい」っていう字を書いたら、そんなようけ乗るわけないんでわかるんで。

その中で、先ほど私が申し上げたようにですね、3カ月ぐらい調査をして、ひと月当たり何人以下のところは廃止します、それ以上のところは残しますと、こういうような説明でしたら、これは納得できますし、先ほど申し上げましたように、私は二遍乗りました、調査のために。ほとんど乗りませんわ、多気駅以外。もう相可高だけしか次。あるいは外城田路線につきましては、議会議員で全部いわゆる試乗いたしました。議長以下全部が。そのときに多気からおばあさんが 1 人、それから野中から相鹿瀬の子供たちが 2 人乗られました。そのときにも、矢田も入ってく、あるいは土羽も入ってく、丁寧にやっておられました。是非これは続けていただきたい。あそこへ土羽へ行くだけぐらいの距離ですやんか、わたしらここでいうたら。河田まで。かつ 1 年間はいわゆる明和町

と多気町の境界でバスがとまって、バスが休憩しとった1年間。あまり我々が住む地域をばかにしとるやり方やありませんか、企画課長。

まあそういうことが行われてきた中で、うちの懇談会のときにお願いをして、是非調査をしてほしいと、そのデータを3月までに送ってほしいというふうに申し上げたけども、一向にそれがなされておりません。これはどういうことなんですか。もうばかにしとるんですか、我々の地域を。言うたことをやらんっていうことは。納税者のいうことを聞かんっていうことはどういうことですか。お答えください、企画課長。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） ただいまのご質問に対してもお答えいたします。

確かに懇談会の折にたくさんご意見いただきました。そして議事録はですね、やはり全文全てを書き記しておらないことは当然認めております。核心部分につきましてもですね、我々としましては、確かに簡潔に全てまとめさせていただいてるっていうふうには認識はしております。ただ、その質問やご意見に対して、こちらの回答が確かに不十分でご納得いただけなかつたことは、重々承知しておりますとこでございます。

懇談会当時での同じ回答にはなりますけども、廃止した当時にはですね、そのときにはなかった先ほどちょっと議員おっしゃいましたように、昨今の高齢者の免許証の返納そういうことも出てまいりましたし、そういう流れも出てきているのは事実でございますし、その後、三重交通のほうにもその後はいろいろ状況は確認しておりますし、実際ですね、御承知のとおり、バスの運転手不足ということも新たに出てきているのは事実でございます。

そして、記憶にあるかどうかわかりませんが、3年ほど前にですね、スキーバスの転落事故っていうのがありました、それ以降、バス会社も非常に労務管理が厳しくなってきてると。先ほどおっしゃいましたような、河田で長くとめていたとそういう話ありました。それも確認しましたら、それは、もちろん

5年6年前の話ですけども、休憩時間を利用してそこまで行って、そこでゆっくりされていると、それ自身がやっぱり労務管理に違反していたようです。ですからそういうことももうできなくなつた。これはもう三重交通側の本当に説明でしたけど、そういうことを含めてですね、復活云々だけではなくてですね、でんも含めて総合的に今現在計画の中で、大概は詰めておるところでございます。そのようにご理解願いたいと思います。

あと、先ほどおっしゃられました、資料提出の話ですね、確かにバスって言いましても、普通のあの幹線バスとでんも、両方とも本来「バス」なんですが、ここのバス停でのデータは当然取っております。そんな中で本日時点ではそれが個別に出せるのかどうか、例えばひと字だけでいいのかとかですね、いろんなこと含めて、ちょっとその辺また内部で相談させていただきたいと思いますので、御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 非常に残念なことでありますけれども、やはりもう少し丁寧にですね、これからはやっぱり行政として対応していただきたいというふうに思うわけでございます。

少し前後いたしましたけれども、以前にも私いろいろな提案を申し上げました。玉城町さんの例、あるいは明和町さんの例もですね、申し上げて、いろんなところへ赴かれてですね、調査をして、うちも4,300万からの巨費を投じてやっておるわ�ですから、もっと効率のええですね、私は交通体系をやっていただく、この必要があるんではないかというふうに思っております。これは2月18日に載っております紀北全体に笑顔ということで、軽四のですね、軽のワゴンで買い物をやつると。あるいは今テレビでも随分宣伝をしております第一交通産業ですか、ああいうふうなものをプレゼンを受けたことがあるんかどうか。いろんな手法をですね、4,300万を巨費を投じとるんですよ。

それで今伊藤副町長のお話ですと、相當な在所を、49字の中でカバーしとんのは半分くらいですわね。そうすると、明和町は4,600万使ってます。それで3台のマイクロバスで全地域やつてます。2万3000人カバーしてます。全地域を。うちは4,300万使ってどうですか。25か30ぐらいしかありませんやろ。やはりそういったですね、もっと効率よくお金を使っていただく。金がなかつたら知恵を出すとかですね、いろんな手法がありますやんか。あるいは佐奈地域は道路事情が悪いでマイクロバスが走れやんったら、あのセレナとかあいうミニバンでもよろしいですやんか。是非やっぱりそういうふうな違う町へですね、そんなお話を聞きに行つたり、調査に赴かれたことがあるかどうかっていうことをですね、一遍ご確認をしたい。お忙しいお体やでなかなかそういう時間も取れないかわかりませんけれども、四千数百万も使うお金ですね、やはりもっと有効に使っていただく。町民の方が本当に喜んでいただける、町民に寄り添った私は政策を進めていただきたためにもですな、そういうふうな、よそがやっとるような事例も勉強していただきたい、多気町のより良い交通体系、私はつくっていただきたいというふうに思っております。是非ですね、調査を行っていただきたいというふうに思いますが、ここにも記載のありますように、どっか行かれて調査されたことがあります。私は玉城と明和行きましたに。一遍お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

以前、玉城町の福祉バスについての調査をさせていただいております。玉城町も路線バス、伊勢・玉城間のバスが廃止されて、社会福祉協議会へ委託をされております。そのとき福祉バスとして委託をされております。運転手につきましては、シルバーパートナーからの派遣で、当初定時運行型の運行でありましたので、昼間の利用がないことから、多くの批判をいただき、エリア予約型運行に移行されたということを聞いております。しかし、いつ予約が入る

かわからぬために、シルバー人材センターから職員の運転に変更して、実施されたとのことを聞いております。また、予約につきましては、当初は I C P 事業で配布した端末を使いこなせないということで、現在は 9 割が電話予約で 1 割がインターネット予約ということを聞いております。そして、運転手にはタブレットを常時携帯させて、予約に応じて運行ルートを確認して運行しているというふうに聞いております。

また県内で、菰野町では、エリア型予約運行小型バス、ドコモのウェブ予約システムと自動運行システムを使用した菰野町版 M a a S の実証運行をこの 1 月 14 日より開始されたということを聞いております。

また紀北でも、先ほど議員も言われましたように、ドコモのシステムを利用して、2 月 17 日から 6 カ月間の期間、実証運行を開始されたというふうに聞いております。

そして、豊田市におきましては、おいでんバスと名鉄バス、それで地域バスの 3 路線がそれぞれの役割を明確にして、全路線のバスマップを作成して、駅から目的地まで乗り換え案内の明示により、利用促進を図っておるというふうなことを聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4 番（坂井 信久） 是非これからもこれにつきましては、伊藤副町長中心にですね、他方のそういった違う町の状況らもいろいろ調査をして、その効率の良い、私はまあ公共交通体系をつくっていただきたいというふうに思います。

なぜここまで私がいろいろ申し上げるかと言いますと、実はそのでん多、あるいは買い物バスですかね、福祉バス、こういうふうなものも発足をしたわけでござりますけれども、でん多につきましては未だに非常に使い勝手が悪い。ほぼ 7、8 割方電話した自分とこの思う時間には難しいと、いわゆるこれは多気町の割り当て台数が少ないためにですね、ほかと重複しておられる。

それから、私がいたいただく人は、もう既に足がそうとう悪い。その停留所まで、あるいは集落センターまで相当の距離がある方がお二方ぐらいあります。そうするともうそのことがもう難しいので、1週間に1回買い物、だいたい1回4,000円使って買い物行かれるって方が1人あります。

私は福祉バス、これも買い物バスもできましたんでということで、実は調査をいたしましたら、これ所得制限が実はあるわけですね、5段階の。これ5段階っていうと副町長どの程度か、80万、どの程度生活かわかりますか。おかしいですやんか。寄り添ってませんやんか。80万っていうと、いわゆる国民年金だけですわ。私は調べて担当者に調べましたが、残念ながら対象外ですと。ほかの要件は、おひとり住まいでの、あるいは身内も近くにいないということは合うんですけども、残念ながら所得制限が80万。そうするとですね、今現在、免許を返納しよかなって考えておられる方はだいたい昭和10年～15年前後の方です。そうしますと、いろいろお聞きしましてもですね、やはり国民年金だけっていう方はほとんどないんですね。どこかへ皆出向かれて働いておられる。そうすると厚生年金なり、あるいは他の共済年金やいろんな年金が加算をされる。そうすると、80万の要件にほとんどの方が、おそらく今90何歳の方でないとですね、本当の昔の農業者年金があるのは国民年金の方がないんです。非常に対象者が少ない。皆そこで振り落とされる。全然町民に寄り添つたらん政策なんです。ですから、やはりそういうことをしとるしとるって言うてもですね、実際はそういう申し込んでもほとんどの方が9割近い方が買い物タクシー対象にならん。私が聞いとる中では。それでは何にもならんので、やはりここに書いてある高齢者生活支援サービス事業について、こういうふうに書いてありますけども、他方で所得段階5段階、80万です、前年の。月6万7700円の国民年金の方以外はもうだめっていうことですわな。それではあまりにも寄り添ってませんやんか、町民に。本当にお気の毒な方に。どういうことでそんな考え方になるんかな、不親切な。

だからそういうこともいろいろ見直しをですね、制度そのものはつくったっ

ていうことは非常に私はありがたいし、前向きにやっていただきとんのはわかりますけれども、中身がですね、残念ながらそういうふうなことまでおそらく考えておられやんだと思うんです。だからもっと広い範囲、所得があっても足が悪い方や、あるいはひとり暮らしで大変な方も困窮されておられる方もおるわけですから、そういう方にもやっぱり寄り添っていただくと。こういうふうな政策にしてもらう。こういうことをおそらく町長さんなら町政懇談会で聞いてきておられると私は思うんで、そのことを総括して議会へ話をして、こういう話があったんで、所得制限もうもう2段階上げる、あるいは3段階上げる。こういう人も対象にしてくと、こういうことが私はやっぱり町政って言いますかですね、議会なり、いろんな意見を聞きながら進めていくと。おそらく執行部独断でそういうことやっておられるから、実態もわからずにですね、制度があるんやでええんやと。実際私が頼まれて聞いたら、ほとんどあきませんのや、買い物バス。そういう現実を知つておられませんやろ。だから、私はやっぱりいろんなこう議会の中でも、あるいはいろんな場を通じてですな、そういうふうな声を拾い上げていただいて、多くの方が喜んでいただけるように、まさに町長が施政方針でもですね、いわゆる福祉移送のサービスの充実していたくんなら、まずこれを解消していただかんと。3段階か4段階上げていただかんと。ほとんどの方が対象にならんと。

町長の言うとるだけの移送サービスこれはつきり施政方針の中で言われましたやん。福祉移送サービスの充実というふうに言わされました。私控えました。そういうことありましたらですね、是非私は4月からでも見直していただかんと。多くの方が泣いておられる方がある。そういうことで、是非私はですね、そういう見直しやとか、いろんなことにつきましても、勉強していただきたい。

それからでん多につきましては、私が聞いておるんにつきましては、その停留所まであるいは集落センターまで遠い。いわゆる前もお聞きしましたように、別料金で初乗りで停留所まで行く。停留所からは次の停留所まで300円。そこからまた自分の目的地行くのに足が悪いんで、使うと結局通常のタクシーを使

ったんとそんなに変わらん。こういうふうなことで、あるいは買い物なんか行きますとですね、まさにでん多なんかで集落センターやとかその停留所へとまってから歩くっていうことがもう困難なん。85もまわってきますと。そういう女性の方がおられるわけですわ。現実的に。あるいは以前に申し上げましたように、波多瀬の元丈の里へ週に1回行かれます、その方らは多気まで歩いて行くんですね、3人おられますんで、我々の地域から。そうすると、いきはええけど、帰りは大変やと。なんでここまでバスがこんのかなと。前も言いましたように、その方も直接聞いていただいたと思いますわ。月に1回か2回は元丈の里へ11席ある座る席が満席になる日があると。そやでそういう日もある。大半はまああいておりますけどね。そういうふうなことがおっしゃっておられるなんで、是非同じように私たちも税金はろとる中で、なんでこっちはあかんのやろと。切実にそういう声があること、これ事実ですんで。是非公共交通審議会なりですね、諮っていただくなり、もう交通体系そのものをもう変えていただくか。

私実は試算をいたしました、いわゆるミニバンで。多気町ミニバン5台、運転手さん年俸250万ぐらいと計算をしてですね、初期投資はちょっと要ります、5台買いますとね。1台400万ぐらいしますから。随分安いですわ、今の4,300万も。全字回れますわ、ちっちゃい車でしたら。それでいいと思うんですわ。知恵出して工夫したら。やっぱりそういう根幹的なことからやっぱり考えていただくっていうことやないと、ますますこの高齢化で免許返納者がふえると、こういう中で、不自由されておられる方がふえてくると、もう見えておりますので、是非そういったこともですね、やはりこれからの課題として、当局としていろいろお考えいただきたいというふうに思います。

最後の質問でございますけれども、この懇談会議事録にですね、事実でない記述があります。これはどういうことかと、私は企画課長に是非私は聞きたい。

と言いますのは、この先ほど申し上げました26年の10月27日に町長公室で懇談をした際に、各区長さんにいわゆる文書でもってですね、廃止をすると

いう通知をしておらんだということで、その点については謝罪をするというお言葉をいただいたわけですな。ところが、この大字に送られてきたこの議事録につきましてはですね、通知をしてというふうに書いてあります。区長の連絡と。区長さんどんだけ文書調べてもありませんがな。当時確認しましたし。またあなた自身も町長公室で謝罪をされました。こにのそごっていうのは、まあ何て言いますん、違ひっていうのは、どういうことなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 先ほどのご質問でございます。

私も今手元に懇談会の議事録持っております。当時の周知方法として、「区長への連絡とバス停廃止予告の通知は実施させていただきました」と、おそらくここ触れられているのかと思います。

区長さんへの連絡というのはですね、確かに当時 26 年に 5 地区の区長さん、そして坂井議員さんも役場へ来られて、要望書と同時にですね、いろいろ陳情回していただきました。その辺ももちろん町長・副町長も同席しておりました。それに対しましてですね、私どものほうから 11 月 21 日の日にですね、5 区字の区長様と坂井さん連名でですね、町営バスの運行に関する要望に対する回答っていう形ですね、回答させていただいております。その中身につきましてはですね、我々が主張している廃止の方向でご理解願いたく、この方向でよろしくお願いしますという内容ですね、綴って通知をさせていただきました。それにつきまして、確かにこの懇談会の綴り方でしたら、ちゃんと個別に文書送ったように取れます。確かにこれは行っておりません。これだけはもう認めます。ただ、このような形ですね、11 月にはそのような文書出させていただいております。これに基づきまして、告知という形でバス停等へ配布させていただいたのは事実でございます。それをきっちと廃止するという旨の文書を出さなかったことに関しましてはですね、混乱を招いたことは反省はしております

すけども、全く何もなしにですね、そういうことしたということではございませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） いろいろ企画課長の発言のようなこともあってですな、地域とあなたの中では齟齬ができたと。我々としては、当時の区長に確認をしたところ、町のほうから公式にいついつかからバスは廃止しますと、こういうふうな文書をいただいておらんと。このことは確認をしておりますので、やはり丁寧なやり方ですね、やっぱりこれからいろんなことにつきましてもやつていただきたいと思います。

それで、やはりそのこの全体的な公共交通の体系になるんですけども、くどいようですが、是非私はこの今的一部の民間ですね、三重交通さんなり、あるいはその近鉄タクシーですか、その買い物バスのことも先ほど申し上げましたけれども、そういったところももう包括的にですね、見直すって言いますなんか、安価に私の試算では5台いわゆるミニバンぐらいで回ってもらう。運転手さんの賃金がまあ年間250万ぐらいとすると、安価にできます。4,300万も要りませんでした。いろんな手法を是非一遍考えられてですね、そうしたら多気町内でも、三養地域についても、多気のほうでも上佐奈、あるいはこの縦の線の池上、五佐奈、油夫、四神田皆行けますやんか、ミニバンやったら。そんなようけ30人も40人も乗ってくるっていうことはないんですからですね、医者へ行くなり、あるいは買い物へ行かれるっていう方が大半だと思いますので、そういった検討もさ、是非私はしていただく。このことが必要ではないかというふうに思います。

副町長どうですか、その検討されますか、どうですか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 町といたしましては、町民バスにつきましては、将来的には廃止をしていただきたいなと思っております。そして、でん多につきまして、もう少し利便性を良くするために、予約方法等もいろいろ考えていかなければならないんですけども、まあ予約につきましては、今試算聞きますと、年間 400 万ぐらいの予約がかかるということありますので、その辺は安い方法でしていきたいなと。それで今現在、地域おこし企業人来ていただいておりますので、ホームページをもっと見やすくして、誰が見てもでん多の利用方法、ここへ電話したら予約できるかなと、そういう方法も考えて、今後していくたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非、今伊藤副町長おっしゃったようにですね、廃止でも結構ですけれども、全体がやっぱり包括できると、どの地域でも同じような、その何て言いますなんか、サービスを受けられる、是非そういう体系にですね、組み直しても結構ですから、やはりどこが行くどこが行かんっていうことやなしにですね、49字全ての在所が包括されて、同じ享受を受けるって言いますなんか、そういう形に是非お願いをしたいというふうに思います。

2番目の問題に入ります。

クリスタル工業団地の土地区分についてでございます。

昨年 6 月定例議会におきまして、クリスタル工業団地内の町道認定案件を議決いたしたところでございます。当時、現地にも赴き説明を受け確認をいたしました。道路のり面部分については町の維持管理で行っていくということでありました。

昨年 12 月、田牧議員よりクリスタル工業団地に係る案件についての発言がございました。そのときには、土地区分について、企業が持ち分とする用地に係るのり面についてですね、町が維持管理を行っていくと旨の担当課長の発言があったように、私は聞いたわけでございます。

非常に危機な感じがいたしましたので、今回のことにつきまして、一般質問で出ましたので、また一般質問で私はちょっとお聞かせを願いたいということで、今回の次第となったわけでございます。

まず、現在ですね、シャープ工業団地に係る土地区分の維持管理の状況を、まずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） まず①番のご質問にお答えしたいと思います。

シャープ工業団地っていうふうにおっしゃいましたけど、実際はですね、多気工業団地の中のちょうどもう全面積をですね、もうシャープさん1社へお売りするという形でございますので、もちろん、緑地も池もすべてシャープさんへ売ったって形ですので、もちろんシャープさん側の責任において、全て管理をいただいております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） はい、ありがとうございます。

それでは②番目に入ります。

クリスタル工業団の既に立地されておられる企業ののり面の含む、こういった維持管理状況をお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） ②問目でございます。

あそこにつきましては、レディメイド方式といいまして、一応先につくって、そして分割してお売りしていくと、そういう形を取っております。そのために、のり面等緑地であるとか、あと調整池、道路等は全て公共用地（町有地）と現在なっております。そのため、草刈等維持管理をですね、維持管理費を毎年度

予算計上させていただいて、毎年それをかかっていると。

ただし、ぐるっと外周一周できる管理道路が設けてございます。それより上につきましてはですね、企業さんの買われる土地の法面になります。そういうわけで、実際もう入っておられる企業さんのすぐ下ののり面につきましては、別途町とその企業とで管理協定を巻きまして、その企業さんで全て管理をいただいていると、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） そうすると、もう一遍確認をいたしますけれども、現在もう既に立地をされておられる企業さんにつきましては、当然その企業さんの持ち分であるのり面についてはもうその企業さんでやっていただいとると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 企業さんの持ち物ではございません。あくまでそののり面は町名義になっておりますけども、この上の宅盤、企業さんですね、ここについてるのり面につきましては、町有地ですけども、付随しているものであるので、管理協定で、これも草刈りもお願いしますというふうに縛って企業さんのほうでやっていただいております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） そうすると、その管理協定を巻いておる中では、当然その企業さんがその費用負担をしておられると、こういう解釈でよろしいわけですね。はい、了解しました。

続きまして③番でございます。

今後、このあとですね、クリスタル工業団地に誘致される土地の、のり面の

維持管理計画についてはどういうふうにされていくのかですね、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） ②番の考え方と同様にですね、立地していただく企業さんと当然管理協定を締結して、同じようにそののり面も管理・ご負担をお願いしていくという形を取らせていただきますし、実際、その交渉をやっている時点でもですね、こういうお話ももちろんさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） よくわかりました。いわゆるそういうふうな協定を書いて、管理をしていくということのようございますけれども、一義的にはですね、私から考えますと、やはりその企業もっておられる土地に係るのり面については、当然その管理協定を書いてでもせんならんのか、私はもう普通に考えてもですね、その企業さんが自分とこの土地、我々でも同じですけれども、当然土地にかかるのりがあったら、そこが自分とこが管理するのが当たり前のように思いますけれども、それ管理協定を書かなければならないような、なぜそういう状況って言いますなんか、ちょっと普通ではですね、普通の個人的な感覚ではちょっと考えられませんので、いついつまでも町がそこを守りせんならんかっていうのは非常に私は疑義が残るというふうに思いますので、ちょっとそこら辺についてですね、なぜそういう経過になったんか、少しお話をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） これは1つの工業団地のセールスの仕方にも関係してくるんですけども、そののり面を企業持ちますと、もちろんそこに当然

固定資産税発生してくると。それは当然企業がデメリットになる話ではござります。ただ、今の形でありましたらですね、確かにもう企業さん必要な部分しか、買う必要ありません。

ただ、うちは団地特例いいまして、全体でですね、緑地の何%を企業さんが買われる面積にも設置しなさいっていうのがございます。それをですね、のり面もうちが持つことによって、全て町側で負担することになって、企業さんの土地は 100%自分の使いたいように使えますよと。そういうふうな特典を引き出すためにですね、うちはやっております。ほかでもそういうことやっておられるところも実際もございます。通常はですね、25%ぐらいございまして、それを例えば 1 ヘクタール買われたら、25%は緑地を設けなくてはいけない。そうすると、建物も非常に立てにくくなるとか、そういうこともありますよね、うちはそういう形でやっておる、それが 1 つの狙いでございます。

ですので、交渉時点では、これは非常にいいなと、いつもそれは企業さんからは評価はいただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 企業側からその話になりますと、当然その部分のね、維持管理は町にしていただくということですけれども、通常の一般町民の感覚としますとですね、企業が持つておるそののりをいつまでも町の税金でもって管理をしてくと。私は非常にその何て言いますんか、その交渉の途上の中がですね、我々ではわかりませんから、そういう条件を出さんと来ていただけやんだんか、こういうふうなことがおそらくあったんだろうというふうに思いますけれども、あんまりその企業側にええ顔しますとですね、あとにこのツケが残ると。私は是非それだけはやっぱり避けたいというふうに、私は思います。

今までの私の感覚ですと、そんな団地ののりっていうのは、ほんなもんちょうどがいつまでも企業が来てから 30 年も 50 年も永久にその企業がある間、草

刈りや維持管理を税金ですね、よその土地をいうたらするっていうのは、ちょっと一般社会通念からいきますとですね、ちょっと少しおかしいんではないかなというふうに思いますんで、私は今後もうこれ決まったところは仕方ありませんけれどですね、これからその立地について、あまりその企業さんにですね、やっぱりそこら辺はきっとお話を来て、ご理解をいただくというふうにしてかんと。来ていただいたけど、非常にそれ以上にそのツケって言いますんか、町がお金要ることが発生してきましたね、まさにその来ていただいたことが果たしてプラスかマイナスかってなこともありますんで、もちろんそのプラスのほうが大きいでしょうけれども、ちょっと普通のこう常識的に考えると、ちょっとおかしなような気がいたしますんで、今後のこの誘致をその何で言いますんか、そういう活動につきましては、やっぱ私はやっぱりそこら辺も慎重にして、やっていただく必要があるんではないかなと。余り私はその今のあなたのその答弁の中に合った、よもあるっていうふうなこときましたけど、近隣玉城やないけど、そんなこと初めて聞きましたんで、そんなことしとるところは初めてあるんかなというふうに思った次第であります。是非今後の誘致については慎重にしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、経済紙に載っておりました、このシャープの関係で、ホンハイって言う方がええんですけども、このジャパンディスプレーが倒産をしまして、白山工場ですか、そちらのほうに非常に関心を持っておられるっていうふうなことが新聞報道されておりました。極端なことを書いておりますので、シャープがその新しい設備のあるその工場のほうへ移ると。多気工業はがらんどうになると、いうような向きもないとは思いますけども、そういう報道もされております。経済紙何紙か書いておるわけですから、当然それは事実だろうというふうに思いますけれども。そういったところの最新情報って言いますんか、あなたが聞き及んでおられる範囲で結構でございますので、是非お伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） いろいろ情報収集は行っておりますが、まだ確実な情報は入ってきておりませんし、ただ J D I 工場の動きは、どうも新聞どおりなようなことはおっしゃってもらっています。ただ、それがシャープへ、特に三重工場にどう関係してくるかは、まだこれから全くわかりません。

それよりですね、先般報道されました例のマスク工場の話。これにつきましては、これ本当に急浮上の話でございますので、私どもも寝耳に水の状態やつたんですけども、これについてはかなり真実に近いようなところがございますので、またこれは動いてまいりましたら、またいろいろとまた報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 非常にシャープにつきましては、影響が多気町には非常に大きいということで、税務課長にちょっとお聞きしますけれども、シャープ関連企業さんから 1 年間にいただく固定資産税なり、あるいは法人税、どの程度今年 23 億数千万ですか。町税収入見込んでおられますけれども、その中でシャープさんが占めるウエイト、どのぐらいあるんですかね。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

北出税務課長。

○税務課長（北出 博人） ただいまですね、シャープの関連企業の。随分あるんですけども、その中の税額っていうと固定資産税と法人税も入れてですか。6 億 5000 万ぐらいです。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ちょっと少ないように思います。まあいざれにいたしましたも、シャープさんは町長さんも当時立地に一生懸命になっていただいたか

たですし、多気町に及ぼす影響っていうのは非常に財政的二も大きいということでおざいますので、引き続いて、繰り返しになりますけれども、企画課長につきましては、情報収集等に当たって、町長なりですね、あるいはまた議会へも是非報告をいただきたいというふうに思います。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、坂井議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 11 時 10 分とします。

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

3番目の質問者、木戸口勉幸議員の質問に入ります。

3番、木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 改めまして、議長、3番木戸口です。それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私の質問は、全て一問一答でございます。順番を入れ替えさせていただかたいと思いますが、3番目に予定をしております、新型コロナウイルス対策危機管理ということでございますが、これを初めにさせていただきまして、あとは順序どおり、防災とそれから健康づくりにつきまして、質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、質問させていただきます。

それでは、新型コロナウイルス対策について質問に入ります。

初めはですね、通告をした時点は2月 19 日の通告の時点であったわけですが、この点では、危機管理ということで、質問を書いておりました。通告をいたしておりましたんですが、その後、いわゆる総理大臣の記者会見もありまして、3月 2 日からですね、小中学校が休校の要請があったわけですが、これに関連をいたしまして、質問させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

まず学校休校に関しましてであります、学校休校は3月2日からされるとと思ひますが、今日で4日目ということになってまいりました。

まずですね、3月2日から休校になつたるわけですが、まず休校になって、誰か家におる家庭は、普通の家はですね、共働きの家庭が多いわけですが、子供がどうやって過ごしているのかについて、どう対応したのかということで、学校側としてはどうしたのか。

それで仕事を休めない親も多数みえるわけであります、急に日にちがですね、3月2日から4月の頭、初旬までまたごうかという長期にわたるわけでありますんですが、そういう状況の中でどういうふうにされたのか。

特に、小学生の1・2年生は、低学年でありますと、子供が小さいわけであります、このお子さんの家庭はどうされたのか。学校はどう対応を考えたのかについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

2月28日にそれぞれ校長のほうに緊急に教育委員会のほうに集まつていただきまして、会議のほうを持たせていただきまして、どのような対応をするか、というふうな話し合いもしたところでございます。

金曜日、28日には、午後子供たちのほうに担任のほうから子供たちに丁寧に3月2日からの過ごし方、あるいは課題等につきまして、説明のほうをしたところでございます。

また、3月3日には、再度校長会のほうを開催をいたしまして、それぞれの家庭への訪問の予定等、どういうふうな計画をしているのか等も確認をさせていただきました。また家庭訪問をしながら、課題の説明及び先ほど木戸口議員から言われました家庭のそれぞれの状況も把握する機会というふうに取らえておりまして、担任がその対応を今週もう既に始めている学校もございます。

来週にかけまして、全部の家庭を訪問し、把握をし、また対応もしていきたいというふうに、こう考えています。

今現在、それぞれの学校へは、先ほど言わされました特にこう小さい低学年のお子さんの家庭ですけれども、まあ相談の連絡等、学校には直接入ってはございません。ということで、当然低学年の担任の先生としては、そこら辺の家庭状況等、どういうふうに子供が仮にこう1人で居たり、あるいはお兄さん・お姉さんと一緒に過ごしていたり、子供たちだけ、そういう状況もしっかりこう把握できる、この今週1週間であるんかなというふうにこう思っております。

また、当然担任としては、保護者との連絡というのは取りさせていただくのはもう当然でございますけれども、その点についてもしっかりこう留意しながら対応できるように、こう進めさせていただきたいというふうにこう考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） さらにですね、新聞を見させてもらっておりますと、隣の市ではですね、学校へ子供が出てつとる写真もありまして、何人かは学校で数校みられるということも載ってました。

多気町は、そういうことなくですね、全て3月2日からは、自宅で現在のところまでは子供が家におるということに理解していいわけですか。そのような解釈でいいわけですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 文科省からの28日の通知によりますと、臨時休業を行う配慮の留意点っていうことで、幾つか挙げられておりました。その1つ目が基本的に自宅で過ごすように指導をすること。2つ目が、家庭学習を適切に課すこと。3つ目が、障害のある子供たちが1人で過ごすことも考えられるこ

とから、関係機関と連携した上で、居場所の確保に取り組むこと。これは、障害のある子どもたちだけに限らず、全ての子どもたちにつきまして、居場所の確保っていうのは非常にこう大切なことであるというふうにこう考えております。

まだ、臨時休業なって数日しか経っておりませんけれども、これが2週間目、3週間目となりますと、今課題となっていないところもあらわれてくるというふうに考えることができます。また、そのときの対応ということも含め、校長会を開きながら、それぞれの学校の情報を教育委員としては収集しながら、対応のほうを、対策のほうをしていきたいというふうにこう考えております。

また、児童館のほうへも、子どもたちが放課後児童クラブで、先ほど登録しているというふうな話もこうございましたけれども、1日目が70人、やはり2日目になると、人数がふえ90人の利用者があったということで、対応のほうにつきましても、介助員等対応しながらしっかりと子どもたちの様子を見ていきたいというふうにこう考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） さらにお伺いをいたしますが、先ほど申し上げましたように、長期になるということですんで、一番心配しますのは、普段ですと、春休み、夏休みっていうのは、外を飛び回ったり、いろんなこう活動したりですね、子どもたちは非常に喜んでおるわけですが、家の中ばっかにおらんならんということもありまして、子どもさんは子どもなりにですね、ストレスがたまらないかなという心配があるわけですが、これらについて、どう考えていけばいいのか、答弁できる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

本当に長期にわたりますと、先ほど言われましたように、子どもたちのストレ

ス、健康面で本当にこう心配な部分がございます。その点につきましては、それぞれの家庭といろいろ連携をとりながら、対応していく必要が出てくるというふうにも思いますし、また養護教諭、校長等が担任と連携をとりながら、学校としての対策、また町としての対策等もしっかりとやってく必要があるかなというように、こう考えておりますけども、具体的にはまだ想定のほうはしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） これもお答えいただいとるかと思うんですが、長期にわたりますので、いろんな面で、フォローしていただくとか、いろんなこの健康面ですね、是非対応をお願いしたいなというふうに考えておりますので、是非よろしくお願ひをいたしたいというふうに思っております。

それから、まあ通常ですと、夏休み、春休みそうなんですが、子供たちの顔を見て、健康状態から学習状態を見るのに、登校日っていうのがあるわけですが、こういう状態ですね、いわゆるコロナっていうことになると、登校するのがええのか悪いのかっていう面が出てくるわけですんで、そういうったその先ほどの面とちょっと重なる部分もあるかと思いますが、登校日を設けて、子供たちの状況を確認するというのが、どうもこうできやんような気もしますし、その辺は、やっぱり子供たちの顔見ることで、状況を把握しながら、生徒の状況をみるっていうのが、まあ先生も非常に心配な面もあるかと思います。

先ほどの部分とちょっと重複する部分もあるかと思いますが、この点について、いかがお考えなんか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 確かに25日まで、春休みまで臨時休業ということで、登校日の設定につきましては、校長会でも、今はまあ設定するときではないと

ということで、判断のほうをしております。ただ、長期にわたりますので、先ほど木戸口議員がおっしゃられましたように、顔を見て、子供たちの健康の様子を知るっていうことは本当に大切なことだというふうにこう考えておりますので、そういう対応できる限り取れるように、学校のほうへは連絡し、指導のほうしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、第1番の項目の新型コロナウイルスの対策、いわゆる学校関係につきまして、一応終わりまして、次の項目に入らさせていただきます。

それでは防災についてであります、防災につきましては、12月議会でですね、質問させていただいています。そのときも質問項目が多いのと答えもいたいたいたわけですが、今から申し上げる部分につきましてはですね、いわゆるちょっと答えの確認なり、まだ最終的ないわゆる答弁の理解が私にはできませんので、改めまして質問させていただきまして、お答えをいただきたいというふうに思います。

まずですね、防災士の育成でありますが、防災士について改めてお伺いをします。

防災の基本は、自分の命は自分で守る。これはもう当然のことであります。地域の自主防災はですね、防災に関する知識と技能を習得した防災士がなんとしても必要であるということは私は前回も申し上げたとおり、考えておるところでございます。

防災士について、前回もまあ数字的なことは並べさせていただいたんですが、その後調べますと、令和2年1月末の防災士認証者数っていうのが出ておりまして、前回は12月だったんですが、それから8,000人ほどふえましてですね、かなり全国的に防災に対する意識が強くて、防災士をどんどんこう認証されと

ると。その防災士に認証を受けられる人がふえておるという状況になっておるわけですが、依然として三重県の状況はわかりませんが、2,286 人と、まあ前回と一緒のような数字を書かせていただきました。

言いたいのはですね、三重県の防災士の人数から端的に見ても、多気町が5人というお答えをいただきましたので、これはもう非常に少ないというふうに介しております。って言いますのは、前回の昨年の台風の15号・19号等々ですね、この防災士がものすごく見直しをされてですね、全国的に、県によっては、いわゆる熱の入れておる県、市町はですね、かなり多くなってきまして、特に私の見た記憶によりますと、岐阜、静岡あたりはですね、ほとんどの市町がその認証に対する助成をしておるというのが状況です。これは力を入れるとという結果だとふうに私は思うわけでありますが、三重県ではかなり少のうござります。ただ、うちに隣接をいたしております松阪と伊勢は載っておりました。ほかの所は少しまあ全体の市町の数字にしては、少ないという状況でございました。まあそやで三重県はちょっと何て言うんか、力を入れてないなどいうことがわかったわけですが、そんな中でですね、台風とか地震とか災害がこのごろ起きて、頻繁に起きるわけですが、そこで活躍されるとの防災士のですね、コメントっていうんか、ことも、新聞の一番の声の欄で出てましたんで、これも私はまあ取り上げてですね、自分の手元へ資料として持つとるわけですが、岡山県の方ですけども、区長をされておりまして、それで、昨年ですか、防災士の資格を取ったということで、防災士として資格をとりながら、いろんなことを学んで、とても有意義であったということを書かれております。それから、小さい集落ですが、防災士として皆が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指して、力を注いでいきたいということが書いてございましたので、やっぱり、そんな若い人ではなかなか勤めながらこれはできませんので、いわゆる地域を守ってことというのは、どうしても第一線のいわゆる仕事を終えて、やられるとる方とか、農業されるとる方とか、それから年齢的にもやっぱり60を超えた方が、どうしても多くなるわけですが、そんな人を対象にですね、是非と

もいわゆるその防災士の育成に取り組んでいただきたいなど。5名ではとても少ないので、5名の話の中で、数人の方の話も聞かせてもらったんですが、もうそういう中で、私は自分の気持ちとしては、どうしもこれは防災士をふやしながら、多気町も大きな台風とか地震に、防災士が認識を持ってですね、いろんなこの活動できるようなことをしていただきたいなというふうに思いでございますので、その辺を改めて、防災士の育成の見解をですね、どういうふうに取り組んでいくのかを、総務課長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 木戸口議員の質問にお答えをさせていただきます。

前回の一般質問時におきまして、本町の防災担当が把握している人数として、5名という答弁させていただきました。申しわけありません、実態の詳細につきましては現時点では把握しておりませんが、三重県内的人数の割合からしても、もう少し多いのではないかというふうに考えております。

現時点ですね、防災士の資格取得への補助金等は予定はしておりませんけども、議員からご提案いただきました。いわゆる育成、その前にいわゆる防災士という存在っていうんですか、周知ですね、そういう方が居るというあたりも含めまして、現在把握している方々と連携をいたしまして、例えばですね、来年度行われます町の、毎年やってます町の総合防災訓練におきまして、協力依頼をさせていただいたり、あるいは自主防災組織、各自治会で立ち上げていただいております、その方々へのですね、防災士の養成講座、当然三重県内でも実施をされておりますので、そういったご案内などを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

多気町はですね、単費で自主防災組織に対する助成はずっと長年続けられて、これからも続けられるということでございますんで、でき得ればですね、もうその中でも何らかの形で助成をする考えてくとかしますと、おそらくその各知らない人が多いんで、改めてその区長さんなりがわかるとですね、例えどんだけでも、受けてくようなこと考えてこかという集落が出てくるかと思いますので、是非その辺は、やはり行政の役場からですね、自主防災の助成をする中で、区長さんとも接する機会が多くございますので、是非お話を聞いていただき、防災士をですね、育成することにつなげていただくようにですね、是非新しい年度から考えていただきたいとこういうふうに思いますので、その辺再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 先ほど議員おっしゃっていただいたように、いわゆる自主防災組織の補助金をですね、その資格取得への対象というんですか、にすることは、可能かというふうに考えておりますが、そうしますと、もう現行の補助金内でも何かしらこう助成っていうんですか、お手伝いできるのではないかなというふうに考えております。

ただ、ちょっと調べますと、三重県におきまして、三重大学さんがされておるんですけども、三重大さんがされてるその防災コーディネーターの養成ということで、ただ、かなり年間十何回出ていただいたりとかですね、いうふうな形で、その防災士以上のちょっとかなり専門的な講座を開かれてみえます。どちらかと言いますと、そのある意味行政機関の職員対応的なところもござります。他県におきましては、議員おっしゃられたように、防災士そのものということで、2日か3日間の講習会を開催されまして、費用も安価なというところもございますので、ちょっとそこら辺もしっかり調べてた上でですね、また自主防災組織の皆様にご案内できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

ということで、期待を申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

それではですね、次の②番目ですが、災害時における停電復旧作業の連携協定ということで、質問させていただきます。

台風などで停電が長期化しますと、危機管理の中核であります防災の基地や防災行政無線機器の電源が失われまして、情報が発信受信ができなくなります。

昨年の台風 15 号による倒壊した電柱は 2,000 本とも言われておりますし、93 万戸も停電が長期わたってしたわけであります。これはもう何遍も報道されておりますので、多くの方がわかっておるわけですが、このような大規模停電時に速やかに電気が回復できるような電力会社とですね、それから NTT と、災害時における停電復旧作業の連携に関する協定っていうのがあるようでございますので、このことが必要だなというふうに私は思うわけであります。って言いますのも、その前年、去年の一昨年ですね、に関西のほうに大きな風の吹く台風、暴風雨の強いのが、和歌山をとおって、大阪をとおって、兵庫へ抜けたっていうのがあってですね、この時は、すごい風が吹いて、ようけ倒壊して、電柱もようけ折れました。そのとき以降ですね、私の知り得るところでは、和歌山は全般、全部かどうか知りませんけど、和歌山県はですね、停電の復旧の連携協定を結んであるということが報道されておりました。この、なぜこういうこと申し上げるかと言いますと、長期にわたりますと、このごろはもう次も出てくるわけですが、災害情報を流さんならんっていう時代ですから、そんな車で走っとるっていうわけにいきませんので、やはりその何らかを即伝達せんならんと。そうすると、電源がないと伝達ができやんわけですんで、やはり電源っていうのはもう非常に大事、もう情報化時代ですから、そういう見地からいきますと、もう一刻も早くせんことには危機管理ができやんということに相つながりますので、そういう面から私は申し上げております。

以上のようなことでですね、連携協定について見解をですね、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずですね、県内におきまして、その連携協定を締結された自治体っていうのは、申しわけありません、私のほうでは確認をしておりません。ただ、県外でそういう事例は見受けられております。

ただ、本町におきましてはですね、例えば中部電力におきましては、松阪営業所の管内でございます、松阪営業所さんとはですね、常に情報交換を行っておりまして、連携協定の当然有無にかかわらずにですね、その営業所管内における停電の復旧作業につきましては、以前にも増して、迅速に対応いただいているというふうに考えております。もうひとつ、いわゆる電話の通信の関係ですね。ＮＴＴさんはですね、ここはですね、災害応援協定っていうのを結ばせていただいてまして、どういった内容かと申しますと、災害時にですね、町の避難所及び地区公民館におきまして、避難者が無料で、停電時でも使用できるような特設のですね、公衆電話を設置していただくという、災害応援協定を平成30年9月に結んでおります。

さらにですね、昨年の町総合防災訓練におきましては、議員もご出席いただいたかもしれません、中部電力さんとＮＴＴさん、両者にお越しいただきました、それぞれのですね、災害時等における取り組みを住民の方に紹介いただいたところでございます。今後もですね、この電力供給とそれから電話通信の確保につきまして、両社と緊密に連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） さらに加えて申し上げますと、和歌山県はですね、当然関電、関西電力の範疇でありますんですが、こちらは中電ということになるわけですが、15号・19号もそうなんですが、要するに電柱が相当数倒れたり、山の中で電線が切れたりして、事実が起きてもですね、要するに法律によって、電気のことは、他では手助けができやん。電力会社が全てせんならん。電力会社が何とか手だてをせんなあかんっていうことで、日がかかるわけですわ。そういう面がどうしてもありますので、おそらく土建屋さんとか建設会社の協力を得るっていうことが、勝手にはできませんので、なぶることができやん、っていうのが事実として残っておりますんで、その辺もあって、こういうことになっとんのかなっていうふうに思います。

そういう面からですね、やはり先ほど申し上げた長期にわたるとどうしてもあきませんので、是非ですね、お考えをいただきて、少しでも早期復旧にできるような形を是非とっていただきたいというふうに考えておりますので、この点については、そういうことで、よろしくお願ひをしたいというふうに思います。いろいろと検討研究もしていただいてですね、考えていただきたいなというふうに思います。

それから③つ目ですが、これも情報手段の関係でございます。

災害情報手段システムのJアラート、Lアラートにつきまして、私のこの位置については、認識は非常に少ないわけでありまして薄いわけですが、これについての考え方、考えっていうんですか、その辺をお聞きをしたいと思います。

JアラートもLアラートもですね、災害など住民の安心安全に関する情報を迅速に住民に効率よく伝える情報手段システムであります。防災上の観点からJアラート、Lアラートについて、情報手段システムとしてどちらが優れていて、どちらがいいのか、いずれにすべきなんか、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） それでは議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずそれぞれのですね、システムについて、ちょっとご説明をさせていただきます。

まずJアラートでございます。Jアラートにつきましては、起きてはなりませんが、例えば弾道ミサイル情報、それから大規模なテロ情報、緊急地震速報など、町が指定する内容につきまして、まず内閣府や気象庁でその判断がなされ、消防庁の送信システムから、人工衛星や地上回線を通じて、本町の防災行政無線へ自動的に接続し、屋外スピーカーにて情報が提供される仕組みでございます。

一方、Lアラートと呼ばれるものも別途ございます。Lアラートはですね、台風時等に本町が避難準備情報や避難勧告を発令した場合、本町がですね、県のシステムへその情報を登録することによりまして、テレビ、ラジオ、携帯電話、新聞社等へ情報提供がされる仕組みでございます。情報の方向が逆というか、いうふうなシステムでございます。

したがいまして、いずれも大変重要な情報伝達システムでございまして、どちらも当然使用するものでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 答弁ありがとうございます。Jアラートっていうのは前からこう承知をしとるわけですが、総務課長の説明によりますと、Lアラートもそういう形で、送受信の中で使われるとということの認識でええわけですか。よくわかりました。

それでは、そういうことでございますので、一応防災につきましての3項目は以上で終わりたいと思います。

それでは、次の健康づくり（多気町第3次健康増進計画）につきまして、お尋ねをさせていただきます。

令和2年度から多気町第3次健康増進計画が策定をされまして、令和6年まで5カ年間実施をされます。現在は、平成27年度に策定をされました第2次計画の最終年度であります。

健康づくりは病気にならないよう健康寿命を延ばし元気で生きがいのある生活をするため、地域においても個人個人におきましても、健康づくりの意識を高めて、本町においても、関係機関、各種団体、これは自治会とか、学校とか、職場、老人クラブなどでございますが、その各種団体とですね、連携をして、健康づくりに取り組んでいかなければならぬというふうに思っております。

健康づくりはですね、食生活・運動・休養・歯の健康・たばこ・飲酒、これは言うまでもございませんが、それらとですね、生活習慣の改善というのがですね、大きなウエイトを占めてくるわけですが、そういった中で病気の予防に密接に関係をしてくるわけでございます。

それでは順次お伺いをいたします。

まず第2次健康増進計画はですね、令和元年度で終わりまして、評価と課題があろうかと思います。パブリックコメントを見てみると、長いページにわたくって、全て網羅して載ってございます。25ページにわたって詳しく出ておりますが、担当課長にですね、その全て聞いておりますと長なってまた余計わからなくなりますんで、総括的にわかりやすくですね、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの木戸口議員のご質問にお答えいたします。

第2次計画は、重点的な取り組みとして、「血液サラサラプロジェクト」として、「野菜を食べましょう」「10分多く体を動かしましょう」「受動喫煙に気をつけましょう」「健診を受けましょう」を進めてまいりました。

活動としては、健康づくりボランティア団体である「食生活改善推進協議会」や「健康を考える会」とともに教室をしたり、町長と保健師が地域に出向いたり、情報誌を発行したりとしてきました。しかし、この重点項目の目標値の達成度を見ますと「健診を受ける行動をとれる人の増加」は改善しましたが、ほかの項目は未達成であり、課題がそのまま残ります。そのため、第3次計画は、この計画を引き継ぐ形で策定しております。第2次計画でもさまざまな方法で啓発を行ってまいりましたが、第3次計画の取り組みとしましては、健康でいるためになぜこのような生活習慣が望ましいのかを具体的に伝え、行動に結びつくような啓発の方法を検討していく必要があるかと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ただいまご答弁いただきましたわけですが、どうしても専門的な見地から一般的にこう一般の人が聞くとですな、どうもわかりにくいどこがございますので、わかりやすくすな、簡単に申し上げていただきまると、言っていただきますと、成果はどうであったのか。こういうどこがこう残って、第3次にどうつなげくんやっていうことを一言でお願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回の重点項目のほうの成果を発言させていただきます。

栄養・食生活については、「野菜を食べましょう」等の目標値がありました
が、達成はできておりません。身体活動・運動の目標に関しましては、男性の日常生活の歩数の増加が見受けられますが、それ以外は達成はできおりませんでした。また、重点項目たばこ、公共の場における敷地内禁煙施設の増加ということで、こちらのほうは増加をしておりました。喫煙率低下のほうに関しましても、目標値は住民の 12%をあげおりましたが、13.6%ということで、

その当時 14.4%でしたので、少し減少傾向ではあるのですが、目標値には達してないというような状況でした。

重点項目この 3 項目に対して、まだまだ啓発が必要であるという考えもあります。加えて、重症化予防の観点からは、次年度からは、「塩分を控えましょう」というあたりも啓発重点項目に加えて、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。そういった課題が残ってそれに対しての取り組みをまた引き続いて 3 次に結びつけてくということで、理解をさせていただきたいと思います。

次ですね、第 3 次健康増進計画、いわゆる健康づくりでございますが、厚生労働省によると、2017 年男性のですね、平均寿命は 81.09 歳、女性は 87.26 歳。これは統計の数字でございますが、がでております。健康寿命はですね、問題は健康寿命なんですが、男性は 72 歳、女性は 74 歳。これで間違いなかろうというふうに私は思っております。

健康寿命とは日常的に介護を必要としない自立した生活ができる期間、これはもう言うまでもございません。そのとおりでございます。この健康寿命を延ばすことこそですね、日々の生活に生きがいができ、引いては国保や介護の費用の抑え、軽減につながってくるわけであります。

人は誰しも元気で長生きを望んでおります。健康寿命をいかに伸ばすかが大事であります。健康づくり政策は大事であるということでございます。くどいように言うておりますが、そのためにはですね、特定健診の受診率、これはまあ非常に大事なわけでありますんで、この特定健診を伸ばさなければならんというふうに私は思っております。国は国保の受診目標値を 60%においております。受診率を向上させるためのいろんな考えがあろうかと思います。相当データを見ておりますと、受診数上がっておりますが、この 60 にはまだちょ

っと届いとらんなというふうに私思っておりますので、この辺をですね、担当課長としていかに伸ばして、第3次はこういうことに結びつけてきたいんやというお考えをですね、是非お聞きをしたいというように思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 平成21年度より各地区に健康を考える会を立ち上げ、地区の健診受診率の向上、健康づくりについて地区住民と行政が一緒に取り組んできております。また、受診しやすい環境づくりとしては、特定健診とがん検診・集団検診における同日実施、土曜日・日曜日・祝日実施、10月初旬には未受診者への受診勧奨の実施、平成28年度には健診受診料金の無料化等対策をとってきており、当初19.9%であった受診率は平成30年度には41.2%に上昇しましたが、まだまだ60%には満たない状況であります。

今後も健診の受けやすい環境づくりとともに、健診の受診勧奨を工夫しながら実施していきたいと考えております。次年度はさらなる対策として新しい試みを実施していく予定ともしております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 私の感ずるところはですね、健康福祉課のいわゆる保健師の方も、かなり多くみえますし、非常に丁寧で優しく対応してもらつたるというのが、私の実感でございますので、一度こう話を聞いたりしてもらいまして、また行ってみよかということにつながってくるんやないかと思いますので、その辺でまたいろんなこういわゆる人とですね、いわゆる高齢の方中心になろうかと思いますが、接していただいて、是非とも少しでも受診率がアップしていわゆる健康寿命が延びることにつながりますので、その辺をこういろんな手立てを考えていただいてですね、是非数値的なことばっか言うて申しわけないんですが、国の目標値に近づけるような形でご努力をいただきたいなというふうなことを思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思

います。

それから、ここにも書いてございますように、次はですね、どうしても団体へ入ってしてもらうと、こういう国保の関係等々のですね、特定健診の受診率が上がるわけですが、自治会、学校、職場、老人クラブ、これは先ほども書いたとおりでございますが、これ以外にもあろうかと思いますが、こういったいろいろな団体とですね、連携をしていく上でですね、どのように健康づくりにこういった団体を取り組んでいかれるのか、その考え方をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 多気町の世帯構成を見ますと、国や県と比較して、三世代世帯の割合が多い傾向が見られます。その強みを生かして、子供たちをターゲットにした健康づくり教室の開催や、子育て支援センター・保育園・学校などを通じて、親世代にも啓発していきたいと考えています。

また、生活習慣病予防は40歳代50歳代から取り組む必要がありますが、子育てや仕事など教室の参加等は難しい状況にあります。老人会など既存の組織の中で、家族の健康づくりも伝えていければと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

次ですね、特定健診の③番目でございますが、どうしても世代によっては受診のいろんなばらつきもあるかと思います。これはまあ現状でございますが、特定健診のですね、世代別の現状、課題っていうんがあろうかと思いますが、その課題を捉える中で、特定健診は伸びないというのがあろうかと思いますが、そんな中での課題とそれから、それに対する課題を克服するための取り組みの考え方を、課長からお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 受診率を年代別で見ますと、特定健診・胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診も、60歳以上になると受診率が増加します。60代が受診率のピークなっておりまして、どの検診も40歳代50歳代の受診率が低いことが課題となっております。

対策としましては、特定健診においては、町独自で20歳から39歳までの若年者健診を実施しております。若いうちから健診を受ける機会をつくりまして、早くから健診を受けなくてはいけないというような意識を啓発していきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 続きましてですね、それではがん検でございますが、がん検診の受診の現状と今後の取り組みということで、お伺いしたいと思いますが、がんはですね、非常に死亡率がだんだん高くなっているんか、がんにかかる率が、このごろ医療技術も進んできておりますので発見もできるわけですが、依然としてやっぱりがんによる死亡原因の第1位を占めておるというのは現状でございます。

そんな中でですね、資料によりますと、昨年のいわゆる資料をこう持ってきたわけですが、がん検診の周知が並んでおりまして、対象者数がずっとあがっておりますし、受診者もあがっております。そんな中でですね、非常に結構受けられるとする数字もあるんですが、特にここでの手元の資料によりますと、胃がん検診、胃がんの内視鏡とかそれから、胃がんのX線の受診率がですね、非常に低い。胃がんのX線については4.7%、それから内視鏡については1.8%といった非常に低い数字であります。片や肺がん・大腸がん・子宮がん等々は、かなりの数値が出ておりますが、これは何か数値が低い原因があんのか、それともこう掴みにくいところもあるのか。もうがんですんで、もっとこうがん検受

けどるような気がするんですが、これは何かの手立てがあって、もう少しふやしてですね、そのいわゆるがんで死亡することの抑制につなげるような形が取れないもんかなというふうに、私は思うわけですが、この辺のこの数値的なもんについては、なぜこうなつとんのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） ちょっと全体的なことからお話させていただきます。

国や県と比較ができる最新のデータである地域保健・健康事業報告の平成29年度の状況を見ます。多気町のがん検診の受診率は、大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診は国や県よりも高い状況にあります。胃がん検診は、国よりは高いですが県より低い状況にあります。肺がん検診は、国・県ともに低い状況にあります。しかし、がん検診の受診率を国の目指す50%としたときに、受診率が一番高い健診で26.2%、低い検診では7.2%となっており、まだまだ全体的に低い状況ではあります。

先ほどご質問していただきました胃がん検診につきましては、胃カメラ、胃の内視鏡検査ですね、を導入してから、受診率がふえてきております。また、町内に胃カメラ検査を胃内視鏡検査を実施する機関がないため、松阪地区医師会まで広げさせていただきました。そのことにより、胃内視鏡が今現在ふえてきている状況です。今後また啓発もしながら、進めていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

そうしますと、健康福祉課長のお話でございますが、私はまあ右肩上がりでだんだんこうふえておるというふうな解釈をしてええわけですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 徐々に、若干ずつは、ふえてきているというような状況です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、まあ若干でもふえとるということでございまますので、さらにまた、なかなか個人的な感覚でございまして、本人が健診を受けるっていう気持ちにならんとなかなか数字は上がってきませんので、またいろんな手立てをもってですね、やはり健康寿命を延ばすという見地からですね、健診率を上げていただく手立てをしていただいて、健診の人をふやしていただくということをいろいろこう考えていただきたいというふうに思いますので、その辺もまた、いろいろとご検討いただきたいというふうに思います。

最後にですね、町長のほうにお尋ねっていうんか、お答えをいただきたいんですが、今年の、町長もまあいろいろ健康に関しては非常に力を入れると。これは国もそうなんですが、国保・介護のですね、要するにまあ総予算を見ますると、これはもうどうしてもこう社会保障費、国もそうなんですが、右肩上がりで上がっております。ザツとした数字ですが、さっきもひとつまあ見せていただきますとですね、以前は30億だったんですわ。このごろ37億になってまして、その辺はまあ抑えることで、まあ健康になるとこれは、なかなかこれは数字的にそう簡単には減るもんじゃないんですけども、高額医療等がありますし、いろいろこうあるわけですが、健康に対する、健康っていうんか、健康づくりに対する取り組み。町長として、今後このように取り組んで力を入れてくんやという決意をですね、いろいろとこう一言聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 木戸口議員のほうから、こういう健康づくりについて一般質問いただくっていうことは本当にもうすばらしいなと思いました。

町のほうとしましては、今、社会福祉協議会と連携をしながら、例えばさわやか広場であったり、それからノルディックウォーキングであったり、こういう体を動かそうということで、特に国保関係については、約4,000人弱の方が国保へ入られます。ほかの人は社保でそれぞれ人間ドックなりで健診を受けられるとと思うんですけども。できるだけ議員おっしゃられたように、体を動かすっていうことと、野菜を多く食べる。特に牛乳とかカルシウム分やっぱりとってかねいかんということで、この間、国保の会議のときにも先生のほうからできるだけ体動かそうと。以前やっておりました「かかと落とし」もそうありますし、今肩を動かすとかこんなもありましたんで、これはもう町民の皆さんのがやっぱり自分で自覚をしてもらわんとなかなかあきません。健診を受けていただいて指示を受けたら、その対応をやっていただく。ただ、健診を受けるだけで、「俺こんなやったんや」っていうんやったらあかんと思いますので。指示を受けたら、そのようにやっていただきたいと思います。

一緒に健康づくりに取り組んでいければと思いますので、今後とも是非、またこういう機会を通じて、町民の皆さんに発信をしていただきたい。我々もその対応をしていきます。

以上であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 私の健康づくりと多気町の健康づくりと結びつけていただきたいと思います。一生懸命頑張っております。はい。以上です。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

（2番 松浦 慶子 議員）

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

4番目の質問者、松浦慶子議員の質問に入ります。

2番、松浦議員。

○2番（松浦　慶子）　2番松浦慶子、一般質問を始めたいと思います。

私の通告は質問方式は一問一答で、質問事項は3点お願いしております。1つ目、成人式の今後について。2つ目、小学校統合検討委員会について。3つ目、多気町地方版ハローワークについて。3点についてご質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず1つ目、成人式の今後について。

2018年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるなどをする内容とする民法の一部を改正する法律が成立いたしました。

この改正は2022年4月1日からの施行となります。三重県内の各市町では、民法改正後の成人式のあり方について検討されているところだと認識しています。早々と方針を明らかにされたある市では、「二十歳のつどい」と名称を変更して、これまでどおり20歳の人を対象に実施されることがあります。

今後、対象となる若者やご家族の不安を解消するために、当町の方針をなるべく早い時期に決定し、明らかにするべきだと考え、今回質問させていただきました。

まず①つ目。2022年度以降に実施される成人式の課題はどのようなものだと考えておられますでしょうか。

○議長（吉田　勝）　当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山　善也）　それでは、松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

成人式の課題ですが、2022年度（令和4年度）から成人年齢が18歳に引き下げるのに伴い、成人式の課題としては、18歳においてはですね、進路選択の大事な時期と重なることから、成人式への参加率が低下すると予想されます。また年齢を引き下げた初年度においてはですね、18歳から20歳が同時に

対象となるため、会場確保や当日の運営方法等において課題があると考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

私も津市のを参考にさせていただいて、たぶん課長も答弁された中身はほとんど同じだと思います。18歳を対象といたしますと、ちょうど高校3年生ということになり、進学やあとは就職活動、進路の選択などで、一番大切な時期になるということで、厳しい状況、また運営においても会場やそのことについても、重なるとですね、18歳 19歳 20歳、この3年齢が重なるということで、運営が困難になるのではというような、懸念がされております。それで、課題を検討してくださったということです。

そしたら②つ目の質問に入ります。

民法改正後の成人式について、当町以外の各自治体での対応状況はどのようになっておられますか。お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは教育委員会のほうで把握している三重県内の状況を説明させていただきます。

三重県内では、現在8つの市町がこれまでどおり 20歳で開くことを決めております。1市においては、18歳での実施を選択しているというところでございます。あの市町においては、今現在検討中というところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございました。私も三重県内の議員仲間にも

問い合わせをしておりましたりとか、市町の行政のほうに連絡させていただいたりとか、いろんなところで情報を得たわけでございますが、隣の松阪市、津市、こここの2市については、ホームページでもう宣言させておられます。明らかにされて、方針を固められたということで、確認しております。伊賀市なんかだと、もう3年齢でいくというような市町の発言があつたりとかですね、まあまだ決定ではないでしようけれども、やっぱりこういうふうに各市町がばらばらとこういうふうに今なってる状況ですので、皆さん、保護者の方だったりとか、対象の方、若い方たちがちょっとこう心配されているっていう声を多気町内でも聞きましたものですから、私個人的なことですけれども、来年度ですね、の成人式は私どもの個人的な、娘が二十歳を迎えますので、成人式に参加させていただくんでございますけれども、進学するにしても、就職活動するにしてもですね、やっぱりそれなりの保護者の思いといったしましては、やっぱり1年ぐらい前からいろいろなものを準備等していかなければならぬという思いがございます。2022年、まだあと2年あるっていうふうに思われてるのでございましたらですね、早い目に準備等もございますので、是非ホームページ等で明らかにしていただきたいなというふうな思いを持っておりますので、どうぞその辺のご検討よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、次、③番目の質問に入ります。

現段階での当町の考え方をお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

当町としては、現在のところ、これまでどおり二十歳で、「成人のつどい」こちら現在の仮称になりますけど、そういう内容で開くことを予定をしています。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございました。

町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今、担当課長も申し上げたとおり、20歳でと思っております。1つの私としてはセレモニーかなと思います。

昔は敬老会は65歳、70歳、75歳、だんだん変わってきた。これもまあそれぞの催しの関係で状況見ながらっていうことになりました。あえて成人年齢18になったからといって、すぐに私の任期中はそういう思いでおりますので。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございました。

これまでどおりということのお考えで進めていただくことを、まずもって周知なりですね、次の成人式のときに、町長がいつもお祝いの言葉を若い方たちに向けてお話、そういういろんなお話を、多気町の形をですね、お話されていただいておりますので、それについてもお話してくださればいいかなと思っております。是非お願いいいたします。

それとですね、せっかくそこで若い方たちの集まる場でございますので、何かその若い方たちとその接点を持っていただくような情報発信の、この全協のほうでもお話されておりますけれども、そこの20歳の方たちが百十何名ですか、百二十何名でしたか、多気町内の方たちは。が集まられるというふうに教育長の諸報告でも聞かさせていただいております。百数十名の方たちの20歳の声をそこで聞けるわけですよね。格好のチャンスじゃないかなっていうふうに私自身思っておりますし、是非ですね、なかなかその二十歳の方たちの声を町長が聞ける状況っていうのは、あんまりないと思うんです。そのときにでも、SNSを使ったりとかですね、そういう町のこれから情報発信を進めていっ

てくださるということでございますので、その辺もひとつ検討いただきたいなっていうふうに思っておりますので、また、地域おこしの企業人の方たちにもそういったご相談をしていただいて、なんかその場でつながれるような形をですね、していただくといろんなご意見が、たぶんまたあとからでも町長の、多気町の今後についてお話されたことに対して、そういうまたご意見もＬＩＮＥなんかでつながると、お話をしてくださいのではないかなっていうふうに思っておりますので、是非そこのつながる場を大切にしていただきたいなと思っております。

いかがでしょうか。町長一言お願ひいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今、議員おっしゃられたように、その手法については、またこれからも検討していきたいと思いますが、成人式のときに私のいつも言わさせてもらっておりますのは、やはり成人年齢下がったということは、それぞれこれから自覚を持って、自分の行動・言動に責任を持ってくれと。権利があるかわりに義務が発生するんやということをいつも言わせてもらっています。今後も、若い方たちとそういう場を持てればと思ってますので、思いというのは、自分も同じでありますので。成人年齢が下がったからといって、それも下げやなあかんっていう決まりはないと思いますので、これから、昔の二十歳になつたらこういうことですっていうのはやっぱり皆が集えるっていう場になればと思ってますので。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そういうのはなむけの言葉と、プラスいつも町長は、多気町のことを、これからどういったことが多気町で行われてるんだというような状況をいつもお

話してくださるので、それに対して、皆さんはどういうふうに思ってられるのかなっていう、1つの思いとしまして聞いていただきたいなと。これも前回はサイレントマジョリティでしたけど、今回はマイノリティの方たちとの意見を聞いていく場としても、大事じゃないかなっていうふうに思っておりますので、是非お願いいいたします。

2つ目の質問に入らせていただきます。

小学校統合検討委員会について。

平成31年4月1日から施行されました「多気町内小学校統合検討委員会設置条例」ですが、教育委員会の附属機関として15名の委員の方々におかれましては大変活発な議論をしていただき感謝申し上げるところでございます。

私も2回ほど傍聴させていただきましたが、多気地域の保育園児や小学生の保護者を対象にアンケートを実施されたことや、今年度末までに答申書をまとめられることなども聞かせていただきました。

このアンケートは、ただ単に賛成か反対かといった大まかなものではなく、アンケート内容について、記入される方がわかりやすい言葉選びや言い回しなどの詳細についても議論されていたことや、アンケート結果においては個別意見にしっかりと目を通されていて、それについてはグループで意見交換をされるなど、各委員がそれぞれの違った立場で意見を述べられていることに対して合意形成をされる場面も傍聴させていただきました。

傍聴可能な会議ではありますが、周知不足や日程時間が限られていることから町民の皆さんに伝わっていないのではないかという、また小学校というのはその地域の子供たちの居場所でもあり、大人の居場所でもあるのだとの思いから質問させていただきます。

①つ目、小学校統合検討委員会がこれまでに開催された様子や内容について、時系列に沿ってご説明お願いいいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。時系列に、今年度行わさせていただきました小学校統合検討委員会の様子等について、報告させていただきます。

今年度多気地域4つの小学校の統合について検討していくことで、委員15名で小学校統合検討委員会を設けさせていただきまして協議をさせていただいたところでございます。これまでに7回検討委員会を開催しております。

第1回の検討委員会では、多気地域小学校の現状について、学校施設と児童数の現状及び今後複式学級が出てくる小学校もございますので、そういった複式学級についての説明をさせていただきまして、意見交換をさせていただいたところでございます。

第2回目は、県内の複式学級の状況や学校規模によりますメリット・デメリットについて、意見交換のほうを行っております。

第3回目は、町内小学校におけるメリット・デメリット。また、この間ですね、町内PTAの役員さんと意見交換をさせていただきましたので、その内容についてもですね、報告をさせていただきました。

第2回、3回目についてはですね、第1回目は初めてということや小学校統合という大変大きな問題でもございましたので、少し戸惑いながらの発言していただいた方も見受けられましたので、活発な意見が出やすいようにということで、議員のほうからも言っていただきましたが、グループに分かれて意見交換をして、その後それぞれのグループで出た意見をもう一度話し合うというような進め方をさせていただいております。

第4回目は、これまでの検討委員会の中で、委員の皆さんから今後、統合となつた場合に費用がどの程度かかるのか、また児童の通学はどうなるのか、この検討委員会の委員だけではなく、いろんな意見を広く聞きたいというようなご意見を頂戴してきました。そういったことで4回目は財政シミュレーション、スクールバスの運行、統合アンケートについて協議をさせていただきました。

第5回目は、小学校統合についてのアンケート結果について報告をさせてい

ただいたところでございます。その後グループに分かれて意見交換も行っております。

第6回、第7回目におきましては、アンケート結果のまとめや答申（案）について協議をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 廉子） ありがとうございます。

私もこの質問の通告をした後にですね、先ほど坂井議員のほうからも町政懇談会についての話がございました。私もホームページを早速ですね、あけまして、全49字の町政懇談会のQ&Aっていうのも全部確認させていただきました。やはりその中にございました。小学校の統合について、どういうふうな話をなされてるんだっていうところ。全く見えてこないっていうようなご意見のQ&Aのところもありました。このQ&Aについても、その話はちょっと置いときまして、この方法はどうなのかなっていう思いもございますけれども、とりあえずこの中で全体を、小学校のこの統合についてのどれぐらい皆様の関心があるのかなっていうのを全部チェックいたしましたら、勢和地域で5件、多気地域では92件ございました。やはりかなりのご意見をこれいただいてるんじゃないかなっていうふうに関心を持っておられると思います。

まあ7回ですか、委員会を開かれましたけれども、毎回これ傍聴は可能でございますですよね。傍聴ができるんであれば、毎回この議事録をやはり周知すべきだったのではないかっていうふうに私は思っております。

私たち議会のほうも、まだ答申をまだ来週ですか、全協でお話してくださるようですがけれども、やはり、そこの部分はしっかり傍聴できる部分についてはですね、皆さんに周知をしないと、何が行われてるんだろうか、アンケートも保護者のみでございました。地域の方たち、勢和地域の方たちも特にです、もうほったらかしな状況で、この委員会が開かれております。ただ、条例のほう

では、教育委員会の附属機関ということでございますけれども、やはりその辺は、傍聴できるってことであれば、しっかり周知を行うべきだったのではないかというふうに、もう終わってしまいましたけれどもですね、次の質問に入る前にそういうことを申し上げておきたいと思います。

②つ目、小学校統合検討委員会から答申書を提出されるとのことです、どなたに提出されるのかなども含め、今後の予定とその意義をお聞かせいただきます。お願いいいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではご質問にお答えさせていただきます。

答申書については、小学校統合検討委員会委員長から教育長に答申書を提出をしております。

今後の予定等については、教育委員会としては、答申及びアンケート結果を地域の方々に報告をしていきたいと考えています。その中で、保護者の方並びに地域の方々にいろいろなご意見を頂戴できるものと思っていますので、そういったご意見に留意しながら、将来的な統合の実施に当たっては、十分なご理解を得ながら円滑に進めていけるよう考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

その答申書を教育長に提出され、それからは町長のほうに答申がいくというふうな運びとなると思うんですけども、それはどこまでその答申書が効力があるのか。それをどこまで理解していただける部分なのか。それが統合に関してどのぐらいのシェアを置かれるのか、っていう部分について、お願いいいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） 答申書のほうはですね、教育長の報告にもあったと思うんですが、3月2日にですね、総合教育会議のほうで教育長のほうから町長にですね、答申の報告をさせていただいたところでございますが、それを受けですね、最終的にはその答申内容を町長が見ていただいて中で、最終町長が今後の将来的な統合に向けてどうされるのかっていうところは判断していただけるのかなと考えております。

教育課としてはですね、先ほども言わさせていただきましたように、今後地域のほうへ出向いてですね、いろんなご意見を頂戴する中ですね、今後、将来的な統合の実施に当たってはですね、円滑に進めていけるよう、していくたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

どういう形になるのか、今後皆様のご意見も伺っていきながらですね、地域の方たちにも説明していきながらというようなことでございますけれども、やっぱり多気町の子供たちをどういうふうに育てていくかっていう大きな目標があると思うんです。多気町でも多気町学力向上アクションプログラムであったり、教育委員会の目標、年1回、評価をしてくださっておりますけれども、そういうことも鑑みて、プラスアルファこの間新しく子ども子育て支援事業計画、新しいトピックコメントも募集しておられましたけれども、そういうのも見せていただきますと、全部やっぱりリンクしてくることなんですね。地域の方たちとの活動であったりとか、伝統行事についてのことだったり、また多気町の教育の部分ですね、中身、学習についての中身について、ソフトな部分についてもやっぱり皆さんにご意見を聞いたりとか、そういうこともやっぱり町のほうからどういうふうな形で、こういうふうに子供を育てていくんだって

いうふうなことをしっかりと伝えていっていただかないと、ただ単にハードな部分、建物たてるんだっていうことだけでこの議論を進められていいものなのかなっていうのを、非常に私は懸念しております。

昨日の教育長の諸報告の中にも、学級数についてもご説明がありました。一番多い学級で38名でしたか。38名で1学級。国のはうや文科省では40名というふうな法律っていうふうなことになっておるんでしょうけれども、やっぱりそのあたりからですね、文科省が基準を示しているでしょうけれども、多気町としては、この小中学校の適正規模、適正配置ですね。先ほどこの町政懇談会の中でもありましたけれども、スクールバスの話だったりとかですね、通学にはどうしていくのかとか。そういった関心事もやっぱりたくさんのご意見が入っておりました。そういうことも中に入れていただいて、まず最初に小中学校、多気町の小中学校の適正規模、適正配置について審議会を持っていただくなりですね、していただきするのが、本筋ではないのかなっていうふうに私は考えております。

私たち議会のほうでも、岐阜県山県市、昨年は京都の与謝野町ですか、にも視察に行かせていただきましたが、やはりそこから始められております。まず多気町の子供たちをどんなふうに育てていくのかっていうところから、皆さんと一緒に話し合いを進められているというふうに私は認識しております。

ですので、その部分について、教育長どんなふうにお考えになるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

5年ほど前には、校区へ回って、そして地域の方のご意見をいただいた。今回は、委員さん方に集まつていただいて、重ねた議論をしていただいた。その中で得たものっていうのは、私、町の教育委員会にとっても本当に財産であつたなっていうふうにこう思っております。

また、その代表の委員さんから、やはりこう多気町全体の考え方・ご意見をやっぱり聞くアンケート、これが必要ではないか。当然それは委員会の途中で出て来ようかなという予想もさせていただいてはおったわけですけども、委員さんの中からそういうご意見をいただいたいということで、まさに今後、子供が学校で学んでいくであろう年代の保護者の方、保育園の保護者の方、小学校の保護者の方に、焦点を当てて、アンケートを取らせていただきました。そのアンケートの言葉を書いていただいたい言葉を読ませていただきますと、多気町に対する思い、地域の学校への思い、がひしひしと伝わってまいりました。それが、学校統合するのと違って、学校を大切にしたいという思いであったと思います。

また、今後進めるに当たりましては、今課長が説明をさせていただきましたように、来年度早々、地域のほうへ行かせていただきまして、今回の検討委員会の内容や答申の内容についても説明をさせていただき、またさらにそこでご意見も頂戴をできればなというようなことを考えております。

その中で、教育委員会といたしましても、来年度1年間かけまして、先ほど言われた多気町の子供、多気町の学校をどうしていったらええかっていうところを再度、振り返りながら、町の皆さんにお示しができればなというように、こう思っております。子供にとって、学校は知識だけではなく、友達を通していろんなことを学び得る場所だというようにこう考えております。その学校を本当に大切にするという思いは全然皆さんとかわりはございません。町の皆さんの思いを1つ1つ受け取りながら、しっかりと今後も考えていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございました。橋本教育長のお考えっていうのがよくわかりました。

5年前ですか、一度そういうお話をあって、町長がよく言われる反対だった

というようなご意見が多かったので、そこで議論としては、もう途絶えてしまったわけですよね。そこから何か議論が進められたのかっていうと、この5年間全くなかったわけですよね、そのとき橋本教育長ではございませんでしたけれども、その中で何か検討委員会も今回これ始めてだったような気がしますけれども、その中で何か議論されていたことってあったんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

久保町長。

○町長（久保 行男） 私のほうから。中身の細かいところにつきましてはちょっと置いといて、平成 26 年に私が学校統合について議会の皆さんにも、地域の皆さんにも投げかけをさせていただきました。

なぜそのときにやったかっていうと、平成 26 年に文部科学省のほうから、58 年ぶりに指針が見直しっていうことで、その大きなのが最低クラス替えができるよう。子供たちは多くの子供たちとかかわるように。それから、4 キロぐらいは歩くように。これ健康のために、子供たちは歩かなあかん。そんなことも含めて、指針が出されまして、私は議会の皆さんにも、当時は一般質問結構出ました。各地区回って P T A、いわゆる地区の人の話も聞かせてもらいました。同じようなやり方でやって、最終的に、そのときも古い校舎もあるしプールもあかん、それから毎年何百万っていう修繕費も、今でもそうですけど、あるので、これはこういうことをやらなければという思いで出したんですけども、多くの地域から反対の声が強かった。反対の声が強かった。中にはちょこちょこの人からは、もう一緒にやってもらうほうがええというはなしがあったんで、その声がかき消されてしまうみたいな形で、反対の声が多かつたんで、今すべきではないと思いまして、しばらく時間をおきました。

5 年経ちましたんで、去年、統合について検討委員会を立ち上げてくれということで、教育委員会へ申し上げた。その間につきましては、細かい協議っていうのは教育委員会でないとちょっとわからない部分がありますので、私のほうに直接は入ってきておりませんので。そういう経過を経て、そのときに場所

は私はそのときも同じように天啓公園で、通学については学校から新しくできた地域にという話は、何も出さんといけませんので出したんですけども、今回はもう場所はどこにするとかそんなんは、町長はここという話があるけど、検討委員会の中では、今提示をされずに、それらを全体含めて、統合はどうかということに変わりましたんで、私はそこまで指示はもうやりませんでした。という経過がありました。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 経過はわかりましたけれども、議論っていうのは私たちのほうに5年間の間、そういう報告もございませんでしたので、議員の立場から見ますと何も議論はされてなかつたんだろうなというふうにしか、見えないわけでございます。

プールというお話もその当時はあったと、私も一般質問させていただいた記憶がございます。

5年経っておりますので、温暖化の問題だったりですね、今はプールは夏でも猛暑日・酷暑日っていうふうになると、プールが開けない状況になってる。だからそのときだめだったからといって、また今回そのことについても理解をしていただける可能性もあるわけですよね。5年前反対だったから今はその意見は全く取り入れないっていうんじやなくて、もう少し柔軟な議論をしていただくと、もしかして今回温水プールにした場合ですよ、地域の方たちも皆さんができるようなプールを1つにすると、もしかして賛成してくださる方が多くなるのかもしれないですし、議論というものは、違った意見を聞くというそういった対話ということが一番大事ですので、一方的に町長のお考えを話されるのは、一応町の方針としてはいいんですけども、それについてどうですかっていうような、違う意見の方と、毎回私もこの話してしまうんですけども、違う意見の方と、その方たちが話し合うことが議論だというふうに、反対の人

の声をかき消されるようでは、議論ではないっていうふうに思っておりますので、是非そういった場を持たないと、これまたいけませんですね。

ハードな部分の建物やそういったことを町長はよく言われますけれども、やっぱりその多気町の子供はどういう学力向上アクションプログラムでどれだけの学力が上がったのかとかそういった、それだけではないけれども、そういうといった指標なり、そのこともソフトの部分も考えていかれたらいいのではないかかなっていうふうに皆さんに、私もちょっと考えましたけれども、多気町の学校の教育の強みって何だろうなって考えますと、やっぱりスポーツと英語教育じゃないですか。やっぱり国際交流っていうこともされてますので、そのＡＬＴの方も2名おられます、山際議員が質問されますけれども、そういう国際交流をしておりますので、そういう英語教育とスポーツ、ここがほかの市町に比べるといいのかなっていうふうにちょっと考えておりますけれども、そういうことも特化されるといいんじゃないかなっていうふうに思っております。

また、これ新型コロナウイルス対応で、学校に行けない子供たちが、学習はどうするのか、っていうお話も一番懸念される保護者の方もおられると思いますので、建物じゃなくて、やっぱりそういう中身の部分、これからはそれこそ地域おこし企業人の方たちがされようとする情報発信、そういうスカイプ授業だったりとか、オンライン授業であったりとか、そういうこともこれからますます必要になってくると私は思っておりますので、そういうことも、だからこういうふうにするんだっていうような、建物だけにこだわらず、中身の部分について、まず町長の考えをひとつに、教育委員会の方たちと一つにまとめさせていただいて、どういうような授業やどういうふうに学力を上げていくんだっていうようなところをですね、しっかり形にしていただくと、たぶん保護者の皆様は安心されると思います。またそれによって、スポーツなら多気町にいこか、英語教育なら多気町にいこかっていうふうな世代の方たちも子供を持った、育ててる世代の方たちも移住につながるかもしれませんし、そういういたちよつ

どうまいやり方っていうのか、そういったこともしていただけだと、もっと活気づいた教育の多気町になるのかなっていうふうに、教育に予算をウエイトを占めていただきたいのという私の思いでございますが、町長いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 通告の要旨には含まれておりませんが、一般常識の範囲内で、答えていただくということでよろしいですか。

久保町長。

○町長（久保 行男） ちょっと誤解をされると困りますけども、私建物だけで統合やらなあかんと言うた一度もありませんので。

今言いましたように、子供はクラス替えができる切磋琢磨できるように、これはメリットの部分。デメリットの部分もありましたので、6年前にそういう話をして、地域へ回らせていただいた。今回の検討委員会の皆さんには、本当に大変なご苦労を掛けたと思います。そういうことも含めて私はそういうことはあまり触れずに、お任せをして、検討委員会の中で議論していただいたと思っております。

ただ、その中の部分についてまた教育長なり、話をしていただくと思いますけども、自分はそういう今議員おっしゃっていただいたように、多気町の小学校へ行ったらこんなことができるっていうのは、やろうと思ったら4つあったらあかんていう当時は、今はもう検討委員会で決めていただいた結果が出ますので、どうこうありませんけども、やはりまあ4つの小学校で1クラス 10人前後のところではやっぱりそういうのは難しいかなという思いもありましたので、多気町の小学校の教育については、1つのところでそういう教育ができればという思いがあって、これで一遍検討をしてくださいとなりましたので、検討委員会の、先ほども言いましたように、大変ご苦労をおかけしましたけども、これから出てくる結果を踏まえて、またこれからどういう方向にもっていくかはいろいろ議論していければと思いますので。

中身についてはまた、教育長のほうなりと思います

以上です。

○議長（吉田 勝） 橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 教育委員会の取り組みについて、過去の例等挙げて、簡単にご説明させていただきたいと思います。

5年前の地域での懇談会ののち、記録として南勢のほうの学校の視察を教育委員会として行ってるというものが残っております。そして私が2年前に引き継ぎを受けさせていただいたときも、この小学校の統合についてのこともしっかり説明も受けさせていただいておりますし、昨年度は、複式学級の視察ということで、松阪市内の学校へも行かせていただいたと。継続した取り組みというのは、大きな会というのは持ちませんでしたけれども、教育委員会の中で、あるいは事務局の中での取り組みというのは、ずっと継続した形をしておると付け加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 全く統合からは離れてませんで、これは統合するために、やっぱりそこまでしっかりと考えていただかないと、ただ単に新しい校舎をたてるっていうようなふうに聞こえてしまうわけですね。だからそこは、もうやっぱりアピール不足じゃないかなっていう、せつかくいいこともおっしゃってる、先ほど町長の答弁の中にありました、クラス替えができるメリット、じやあ多気町に住まれてる方、クラス替えをしてほしいと思ってらっしゃるのか。その方たちってどのくらいおられるのかなっていうのも、疑問に思うところでございます。やっぱり多気町っていうのは、大事に子供を少人数で見てもらえるんだ、やっぱりスクールバスに乗らずに道草をしながら学校に通えるんだ、そういう安心安全な場所だから来てくださってる、移住されてる方々もみえるわけでございます。

だから、そういった何がこの多気町にとっていいことなのかっていうのをしっかり考えていただきたいという思いで、今回この統合について、今後につい

て、学校の教育をどういうふうに考えるかっていうのも1つの大きなことでございますので、先ほど言いました「子ども子育て支援事業計画」にもリンクしないといけない。学力向上アクションプログラムにもリンクしないといけない。やっぱりそういうところにもしっかりと教育委員会だけではなくて、やっぱりその子供を育てていくにはどうしていくかっていうのをしっかりとそこを方針として出していただいているのかもしれませんけども、そこは、なかなか見えてこない部分なのかなっていうふうに私自身は感じておるところでございます。

そしたら次の質問に入ります。

3番目、多気町地方版ハローワークについて。

2020年秋ごろ開業予定のVISONは、1,000人ほどの雇用が必要だと聞いております。また、町内企業や事業所でも人手不足が叫ばれる中、なかなか人を集めることが難しい現在の状況でございます。

そこで当町は、多気町地方版ハローワークを行政の中につくり、雇用促進を図っておられます、このことについて質問いたします。

①つ目、多気町地方版ハローワークとは、どのような仕組みで運営されているのでしょうか。現在の状況を教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） ただいまの①問目にお答えしたいと思います。

議員もおっしゃいましたように、開業を控えておりますまずはVISON向けを中心にですね、年末にちょうど設置したところでございます。基本的には、この地方版ハローワークにつきましては、通常のハローワークと同じ形態をとっております。

町の職員をその担当責任者に置きまして、その下にですね、実務者として企業より社員を出向してもらっていると、そういう形をとっております。ですのと、実態は社員さんほうでいろいろ対応していただいているところでございます。

求職希望の方、要するに職を求める「求職」ですね。求職希望の方に多気町版ハローワークにウェブサイト上で登録をまずしてもらいます。そして一方では求人を希望される企業さんには「求人票」、これを提出してもらいまして、それももちろんウェブサイト上でアップしておりますけど、そしてその企業の求人情報を発信していると。当然どちらからものぞける形になります。

ただ、まだ相談窓口としましてはですね、そのような体制で今やっておりま
すけど、現在まだ調整段階でございます。それというのも、やはりまだV I S
O Nの動きがまだ具体的ではないものですから、面談等、たまに今行われてい
る程度での動きでございます。来年度、特におっしゃる夏ごろからはですね、
いろいろ慌ただしく動きが出てくるものであろうかなというふうにはかんが
えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございました。

ちょっとよく理解、私もできてないんですけども、これ昨年の9月5日の
全員協議会の資料で、案としてですね、「アクションプラン案の策定」、「U I
ターン雇用促進計画について」ってこれでよろしいんですよね。ここアクシ
ョンプラン①の実行案っていうようなところに、チャットボットによる強化だ
ったりとか、ジョブマッチングサイトっていうこれが事業開始時期がこの4月
からと、ジョブマッチングサイトの開設はもう昨年の12月にサイトオープン。
これのお話でよろしいですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） ジョブマッチングサイトはですね、単にそれを
お互いマッチングさせるだけのものなんですけど、それをもっと発展させまし
た。やはり、町のほうでもですね、このような取り組みを一緒になってやって

るよという姿勢をですね、VISON側の企業さんへですね、その辺発信するっていうこともあってですね、その辺も非常に求められましたので、ハローワークというような形の完全な公式な団体で開きまして、そこでも完全にマッチングさせていると、そういう認識でございます。

確かにですからもとはU I ターンの中から生まれてきたという状況でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） そうしますと、ウェブサイトっていうのは、多気町のホームページからいけるもんなんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） はい、多気町のホームページのぞいていただきましたら、そういうところございますので、そこクリックしていただきますと、のぞけます。

そして、例えばおそらくよくのぞかれますのは、当然求職を希望されてる方ですので、あなたは登録されますかってことですね、そういうのも当然出てまいりますし、例えばその中でこういう企業さんが今募集かけておられますっていうのも、皆のぞけますので、またご覧いただけたらと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） トピックの前に出てくる松阪管内のハローワークのやつじゃないですんよね。VISONのアイコンがあって、そこから入るものなのかな。ちょっとそれ私は見つけられなかったんですけども、VISONの中に入っていくものなのか、トピックに出てくるのは、その一般的な松阪管内のハローワークの情報みたいな感じでよく出てきますけれども、そうではないんですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） トピックスのほうではございません。そちらのほうのアイコンになりますね、VISONのほうの。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ちょっとわかりにくいでので、やはり企業人の方にホームページをしっかりとわかりやすいものにしていただくのがいいのかなっていうふうに思っております。

そうしましたら、②つ目の質問に入ります。

今後、ますます町内企業の事業所の人手不足が予測されますが、それに対してどのように対応されるのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） これまでですね、町長も企画も申し上げますけど？公の場であって、例えばこういうふうな情報がございますとかですね、そういう説明をしたり、あとパンフレット配ったりとかですね、この前の成人式のときでもですね、そういうパンフレットも配ってまいりました。こういうことはもう前々から町としても取り組んでおりますし、クリスタルのショッピングセンターの中へもですね、情報コーナーへ求人票を設置したり、こういうこともやって、既にもう随分前からいろいろと町内企業さん向けにはいろいろそういうご協力もしてきたところでございます。あとホームページだったり、広報誌だったりとか、そういうところもございます。

あと、これもですね、今近隣市町のほうへいろいろ広域連携の話で、この1月の終わりぐらいからずっとどちらかというとスーパーシティの関係が多かったですけど、こちらのほうでもですね、雇用・観光・農商工の連携で、例えれば可能であれば人を回してくださいとかですね、そういうことも全部お願い

はしております。ですので、先ほどのハローワークにつきましてはですね、さらにプラスアルファな要素というふうに我々は理解しております。そして、当然このハローワークにつきましては、ＶＩＳＯＮ向けだけのものではございません。あくまでもハローワークですから、公正なために、町内企業全般を担うという条件で、その方も出向していただいております。そのために来年度の予算ですね、一部の負担金を町は予算計上させていただいていると、そういうところでございます。

また、これもＵＩターン計画に沿って、うちが雇っております地域おこし企業人、この制度を使いましてですね、多気工業会側ともいろいろ協議を開始しております。要するに、会員企業さんへもですね、例えばお困りのことであるとか、そういったことありましたら、逆にどんどん情報を発信、逆にこちらも情報収集いたしましてですね、そういった同じようにもしお求めになる企業さんがあれば、どんどんハローワークへも求人票アップしていきたいと、そういうような形でいろんな形で今、協力していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 今、職員を出向ってということで、出向職員の人事費負担金っていうことで、50万ほど予算計上されておりますが、これは町の職員さんがその松阪のハローワークに出向されてるっていうことですか。違うんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） まるっきり逆でして、企業さんから町へ出向していただいてまして、大半はその企業さんからお給料もらっておりますけど、当然うちの町内企業さんの分も、要するにアクアイグニスさんから出向いただいております。それでおそらく大半がですね、たぶんＶＩＳＯＮ向けの募集になるだろうってことは考えてます。ただ、当然うちとしましても、もともとの

町内企業さんの仕事も当然やってもらいますので、その分は当然町側が負担せなあかんっていうことで、その分を一部負担金っていう形で予算計上させていただいているというところでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） どちらにしても、そのVISON、アクアイグニスさんだけではなくですね、やっぱりこの多気町版っていう、地方版っていうことですので、それ以外の企業のほうにも事業所もたくさんありますし、いろんなところが人手不足でございますので、是非その辺をしっかり考えていただけますように、よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、松浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は2時5分をといたします。

（11番 前川 勝 議員）

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

5番目の質問者、前川勝議員の質問に入ります。

11番、前川議員。

○11番（前川 勝） それでは、質問を始めさせていただきます。

一問一答で今回2問の質問をさせていただきます。1問目に、地域包括支援センターについてということと、2問目に、子供のスマートフォン所持使用についてということで、お伺いさせていただきます。

それではまず1点目の地域包括支援センターについてということで、
今年度、令和元年4月より地域包括支援センター業務を、社会福祉協議会への委託事業であったわけですが、本庁健康福祉課での直轄事業に変更されました。それは、高齢者の皆さんにワンストップサービス、これは1カ所で必要な行政手続きを全て済ませることというふうに言われていますが、これを行うた

めであるという説明を担当課よりは受けております。

この業務に限ったことではないわけですが、住民サービスの向上はもとより、人口減等踏まえコスト管理（コストダウン）ですね、それからコストパフォーマンス（費用対効果）も重要なテーマであり、考える必要があると思っております。

それでは①問目に入ります。

直轄事業として1年が経ち、ワンストップサービスの効果・成果が、具体的に住民サービスの向上にどのようにつながったかをお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの前川議員のご質問にお答えさせていただきます。

高齢者の入院時などに医療負担限度額の申請などがあります。そういう場合に家族が来庁されたときに、合わせて介護保険の申請及び相談を同時に行うことができ、早い段階からの相談を受け付けることができるようになりました。また相談場所を変えずに行えています。逆に、相談だけでなく必要な手続き等についての紹介や係への案内、情報の伝達等が円滑に行え、住民の利便性の向上につながっております。

相談の内容によっては、相談者自身も理解できていない情報、例えば、年金や税の確認を一緒に行いながらの相談が行うことができ、またその場で申請につなげができる等、相談に対する解決までの精度が高まったと考えております。

このことにより、相談を受けた担当者がその場で関係する部署と連携、確認することで相談者が認識を誤ってしまうような予防にもつながっていると考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 現実的にワンストップ効果があるという、課長当然こうかがなかったなんていう話は出やんとは思うんです。それで、今回こういうことでこちらへ来て、今言った事例的にですね、今の病院入院とかも言われたわけですけども、どれだけの件数といいますか、話し合われた結果が出ているのか、伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 平成30年度と令和元年度ということで、総合相談の件数を比較してみました。令和元年度におきまして、30年度と比べますと、介護保険相談が11カ月分なんですけども、100件増加しております。認知症の相談が36件、その他相談としては、186件ということで、件数自体がかなり増加しているような状況です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） そうすると、もうまさに、ワンストップサービスで事例がふえたと。そうすると、これまで社会福祉協議会でされていたことの非常にマイナスであったなというふうに聞かせていただいて思うんですけども、その辺はどうのように感じられますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 例えば介護保険の100件増加というのは、介護保険の相談があったときには、必ず包括支援センターの職員がお顔をつないでいただいて、何か相談事ありませんかってということで、確認も含めて入っているというよなあたりでの増加やと思います。

ただ、今までですと、反対に、地域福祉センターということで、あちらのほうへ何かで足を運んだときの相談っていうのはできてたのかもしれません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 私は、この昨年っていうか段階で、直轄になることを社会福祉協議会としての中での問題が起きてやるのかっていうことで、反対させていただいたわけですけども、今回、今課長に聞かせていただいたところによると、十分ワンストップ効サービスが上がったというふうにお聞かせいただきましたので、それはまさに町民目線で考えなきやいかん、町民にとって良くならなきやいかんので、今良くなったという介護の質問もふえたというか、一緒に聞けるようになったということで、ふえたということで良くなったということで、私の思いも変えさせてもらわなきやいかんなど。ワンストップサービスが実現して良かったんだなというふうに思い直すようにしたいと思います。

②問目に入ります。

②問目といたしまして、そんな中、窓口対応で、職員と町民がカウンターを挟み、立った状態で話している状況を見たことがあります。包括支援業務等では、話を十分聞き取る作業になり、カウンター越しでの対応には無理があると考えられ、改善が求められますお考えを伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 介護保険等の申請時等の相談においては、カウンターに座り対応しております。内容により必要な部署を呼び出したり、一緒に対応することができます。また、窓口での対応が不向きな相談については、議員さんがおっしゃるように、必要に応じてテーブル席、また会議室等の個室を利用して対応を今現在もしておりますし、今後のしていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 今あそこのカウンターは、多気町のは割に高くて、最近は割に低いカウンターどこでもあってですね、これネットから取ったんですけど、こんな立派なものはいらんかなと思うんですけど、ちょっとした横にはあって、

こういうものをカウンターちょっと改造、一番北側の端のほうを改造してもらって、2つかぐらいあそこへこういうのをつければ、非常にいいんではないかなと。お金はかかりますけども、あそこのカウンターみんな職員さんのほう向かってなんかやってる状態なので、ちょっとこっち側へ来たらこう静かに、それでこういうものができれば、静かな相談に応じができるんではないかなっていうふうに考えますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） いろいろな工夫をして、相談を受け付けていきたいと思いますが、私の一存だけでは決めることはできません、と思っております。

○議長（吉田 勝） 前川議員。

○11番（前川 勝） 町長、あのこういうどこでも見られたことが、今課長は一存ではっていうことですが、どこでも見られるカウンターだと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） いきなりきました。課長言いましたように、個別に大事な相談のときには、別室を設けます。ちょうど副町長室の隣とか、そういうところでやってますので、しょっちゅうそういうものもありますので。今、一方ではやっぱり町民の方が入っていただいて皆職員、こうやってやっとんのが、ええなっていう方もありますので。大事なことで、ひそひそ話に近いようなところは別室をちゃんと用意しますので。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 町長のおっしゃる意味もわかりますけど、まあこういうの

はどこでも、松阪の市のある所でも全部こういうのついてますわ。せやよって是非こういうのあれば、割に気軽に話ができるのかなというふうに思いますので、まあお金が要ることやで、大変かと思いますけども、是非考えていただければというふうに思います。

それでは③問目に入ります。

この団塊の世代ということで昭和22年～24年生まれが、後期高齢者となる2025年以降、これ2025年問題とか言われているわけですけど、まさにこれ町長も入るかなというように思うんですけども。医療や介護の高まりが予想される。当町年齢別人口を見ると、25年生まれよりピークが始まっています。

多気町版地域包括ケアシステムの充実や一体的な運用が重要であると考えます。今後に向けた多気町ならではの考え方についてお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美）

地域包括ケアシステムの中身については、医療・介護・保健に加え住民主体を含む環境が高度に連携しあって成り立つシステムであると考えます。

多気町においても、包括ケアシステムの充実や一体的運用に取り組むべきものであると考えますが、医療環境など総合病院や回復期病院が不在である中、多気町単独では難しい側面もあります。近隣市町との連携を高め、生活圏域を多気町からその一帯に広げ考えるべき案件だと認識しております。

また、地域の特性上、医療・福祉といった分野のみならず、交通や流通も含めた総合的な取り組みが求められるとも考えることから、地域に即した施策等、各課との連携や協力も必要になると考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） それはもうおっしゃるとおりで、こういう国から出とのこれに基づいたことにされてるんかなっていうふうには思うんですけども、

やはり多気町ならではの何か課長としてですね、確かに病院との連携、それはもう当然まさにそうです。だけど多気町としてこういう魅力ある高齢者対応していくんだというお考えを、そういう統計とかそういうものじゃなく、課長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今年度、包括支援センターが役場内に設置されましたので、今後住民の生活具合と町の環境を整えていく役割を担うことになると思います。交通機関のあり方や、買い物支援のあり方、住民の自主的活動の支援等を一番身近に生活や介護の相談を受けております包括支援センターが、地域のケアシステムの要となり、構築していく役割を担っていくものだと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） もうおっしゃるとおり、努力をしていただくよう、お願ひしたいと思います。

④番目に入ります。

そのちょっと介護っていう方向へ入るんですが、今マスコミで見たんですが、「ヤングケアラー」ということで、家族の介護を行うのが 18 歳未満の子供が行っているという問題が報道され指摘されておりました。

当町に該当するような家庭が存在しているのでしょうか、どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在のところ、介護分野等において、18 歳未満の介護をしてみえる家庭については、現段階では把握をしておりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 現在ないということで、これは幸いよかったなというふうに思いますが、その担当課としてこういうヤングケアラーが出た場合というか、そういう場面を表へ出でくればいいんですけど、わからないところで先行してやっているかもわからない。だからその辺を踏まえた課長のお考えはいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 相談窓口の明確化をまずしていかなくてはいけないと思っております。

また、学校と連携が取れる関係づくりが必要と考えます。学校の先生から、心配なお子さんが見受けられたら、連絡がいただけるような関係づくりが重要だと考えます。

現在、学校さんとは認知症サポーター養成講座や障害者体験の予備知識講座を出前講座として包括支援センターが実施させていただいております。このような形で、連携を強めていきたいと考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） そういうとこもきちっとカバーしていただきとるということで、お伺いいたしました。

続いて⑤番目にいきます。

直轄1年が経過いたしましたが、社協への委託のときと違い、ランニングコストが新たに見えたことも多々あるのかなというふうに思います。コストアップになっていないか、財政面の検証が必要であると思いますが、どのように考えられますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 平成 30 年度決算と令和元年度の予算を比較してみると、232 万 7000 円の減額という結果でございます。

令和元年度には、設置以降ということで、ブランチとしての相談業務を社会福祉協議会に置くことにいたしましたが、介護予防計画を作成する介護支援専門員を正規職員の退職に伴い、臨時職員採用に変更しました。差し引きしまして、結果減額が生じております。また、実質の事業費には大きな変動はなく、実質の事業費を比較しますと、ワイスマンという介護予防システムを役場内に引いたことの増額等が生じております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11 番（前川 勝） それほどふえていない、むしろ減額になったということで、そういう意味では、良かったかなと。ただまあ今後、今は社会福祉協議会から人を来ていただいて、社会福祉協議会へお給料を委託金で払ってるのであるのかな。だからそれが直職員という立場になったときには、それはそれなりにやはり委託ではない、直の職員になるので、その辺のやはり財政面の負担も大きくなるのかなって想像いたしますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 専門職がおります。専門職につきましては、直営になったとしても、同じような立場の者をおかなくてはいけませんので、財政面的には変わらないと思います。必要な職員を確保しながらも、内容の充実を考えていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11 番（前川 勝） わかりました。

次へ続きまして、⑥問目へ入りたいと思います。

町民環境課所管の介護会計内に包括支援センター予算があるわけですが、実

質実働を所管しているのは健康福祉課であります。本来健康福祉課のみでの担当と考えますが、別々に所管していることに違和感を禁じ得ません。このことが、どのような効果を考えられた上のことなのかお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 介護保険制度上において、町、いわゆる町民環境課の介護保険係は、介護保険運営責任者の役割と包括センターの設置主体としての役割があります。また、地域包括支援センターには、介護予防事業所としての側面も持ち合わせており、公正中立的な視点等、監督機能の役割から考えると課が違うのは妥当であると考えます。

利益相反を起こす予防においては、何らかの分離や分担が必要であり、課が違うことで、その役割が明確化されます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） この所管の、町のを見てですね、今、健康福祉課長は、「包括支援センター係長」という役職も書かれております。普通私は、一般的に考えて、課長は係長の職務もするということにも違和感を感じております。と言いますのは、包括支援センターの予算について、いろんな形で係長がかかわるということで、それから町民環境へ本体のほうへ予算要求というか、予算の形を上げていく、これはもうまさにですね、申しわけない健康福祉課長なのにつて。それだったら、もう一人係長がきっちとした担当をされて、それでやるというのが1つの課としての流れというふうに私は考えるんですが、そこはいかがですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 私もこの4月に拝命いただいたときには、課長と係長ということで、重い責任だなと思いました。

今回、係長としましては、出向職員の不慣れな部分の予算のあたりを支援しながら、介護保険のほうで、町民環境課のほうへ予算をお示しさせていただいているところです。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） この包括支援センターっていうんは、介護の私は根幹だと思っております。そういう意味において、介護会計が本体が町民環境にあるっていうことにつき、非常に違和感を感じております。そういう意味では、副町長がきちっと説明していただけるっていうことなので、副町長、説明よろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほどの健康福祉課長の兼務、「係長」っていうことなんんですけど、兼務なんですけども、一応包括支援センターの職員につきましては、社会福祉協議会からの出向職員6名でやっておりますので、やはり町の職員を配置をしたかったんですけども、やはりそのメンバー的に6名っていう中で、保健師を入れるかって言うても、1人返さなかんっていう話がありますので、その辺は、今から5年以内っていうか、年々に社会福祉協議会のほうへ人を返させていただいて、町職員として採用させていただいて、その中で、係長をつくっていきたいということで、今のところそのあたり、課長が兼務させていただいておるっていうような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） この形は本来の形なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 本来でいくと、係長を置くべきだと思いますけど、今
のところ、そういうのがおりませんので、一応この形でさせていただいておる
ということでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） その係長っていう件もそうなんですが、予算の包括支援の
と、それから環境課が持ってるっていう、これは本来の姿ですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほど担当課長から説明があったと思いますけども、
やはりその仕事上でいくと、問題ないっていうことであったと思いますので、
以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 仕事上ということを聞いてるんではなくて、行政という形
の中で、そういう予算、介護会計という予算があって、その中の一部のものを
他の課がやっている、確かに国保の税務課が徴収に当たる、これは意味もわから
んではないんです。だけど、これは違うと思うんです私。地域包括支援セン
ターは、もうそれが一つのもう大事な当然徴収も大事だけど、そのお金を集め
る作業を分担する、予算まで分かれてるっていうことに非常に私は違和感を感
じる。それがまあこれが本来の姿ですかっていう聞き方をしとるんですけど、
いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） ご心配をされてる部分もあるかと思いますけども、現在
は町のほうの運営上、これは町の皆さんが必要にこのやり方でありがたいとい
うことであると思いますので、今町のほうでは福祉センターっていうのがあり

ます。これも今健康福祉課の中にあります。課長が兼務でやっております。これも非常に今スムーズにいっておりますので、今議員おっしゃられたように、非常に違和感があるなどと具合が悪いなとか、課長が言いましたように、分かれとて互いに牽制しあって、いいんですという部分がありますので、また議員おっしゃられるような時期に、やらなければならんっていうことになったら、またそのときに考えますので、現在は今の体制でいきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 私もこの件は、町民の人が困ったっていうことではないので。なんだけども、私の中ではどうも違和感を感じてかなんというところを踏まえてですね、これが本来の姿なのかなっていうふうに思っておりましたので、まあ町長がおっしゃることで、まあそういう意味では便宜上というか、やっていくということでおっしゃってもらったので、それで理解させていただきたいと思います。

それでは⑦番目に入ります。

新型コロナウィルスが、高齢者に発症しやすいと言われていますが、町内の対応はどのようにになっておりますか、お伺いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 新型コロナウィルス感染症におきましては、議員ご指摘のとおり、当初、高齢者に発症しやすいと報道がありましたが、その後、高齢者や基礎疾患をお持ちの方が重症化しやすいという情報に変わってきております。

当町におきましては、毎年、高齢者インフルエンザワクチン接種事業の開始とともに、日頃からインフルエンザ予防として手洗い、咳エチケットの周知しているところであります。新型コロナウィルス感染症においても予防は同じで

あると考えます

今回、高齢者に対して、特段に対策は実施しておりませんが、住民全体に対して、2月7日から相談窓口の周知、2月19日からは帰国者・接触者相談センターの周知をホームページ、ケーブルテレビ等の文字放送にて実施してきました。また、2月末の回覧においてコロナウイルス対策のチラシを各戸配布で実施してきたところでございます。また今回の学校の休止を受けまして、さわやか広場の開催に関しまして、社会福祉協議会と相談をさせていただき、3月は休止ということで、住民さんのはうにさわやか広場の担当者が周知をしているところでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 確かに、お二人の方が前にコロナではご質問をいただいたいるわけなので、いいんですが、高齢者っていうことに限っての質問はなかつたかななど。そんな中で、松木議員が言われたマスクの件を少し伺いたいと思います。

マスク1万枚余りがあると。それから今度シャープさんもやられて、3月町長も中下旬にはもうどんとできるだろうという中ですね、1万枚全部多気町窓口業務のために危機管理として置いておくことはどうなんでしょうと。今もうじきできてくるのであれば今必要なところへ、もうじきできてくるんだから、必要なところへ何かを間に合わす。

それから、もう1ついうならば、大紀町は10枚ずつだったかな、70歳以上の方に健康を見回ることも含めて、そのおうちに行かれて、確認をしてきたというようなことも新聞に載っておりました。だからもうじきマスクが出てくるんであれば、その備蓄は危機管理のためだから、今じゃない。今使用なんですよ。使っても、すぐできてくるんだから、それを少しこうそういう形ででも、配布するなり、それから高齢者の健康管理を求めてそういうことも動かれる、これはまあ社会福祉協議会であったり、民生委員の方であったり、ご足労願わ

なきやいかんかわからんけども、そういうことも1つの形かなっていうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 貴重なマスクを効果的に利用することは、必要だと考えます。

県のほうが今、その高齢者の施設のほうにマスクを備蓄提供を考えてみえまして、今後、そのような連絡がはいってくると思われます。

また当町におきましては、マスクの約1万枚っていうことで、おっしゃっていただいている中で、N95のマスク、子供用マスクというのがありますので、利用的にそれをどこでいかに活用していくかっていうのは、情報共有しながら危機管理とともに健康福祉課も含めて考えていければと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 課長から考えていくというような、相談をするかなっていう意味も込めてお話をいただいたので、是非、もうじきできてくるんで、もう非常事態宣言、国は今それをやってるような、やろうというふうな思いで法律化するようなことも進めている中で、あるものはやっぱり今使わないっていう部分があるかと思いますので、それから高齢者への確保を含めてですね、そういうこともお考えに入れていていただければなというふうに思います。

次の質問になります。これで、地域包括支援センターについては終わります。

続きまして、子供のスマートフォン所持使用についてということで、質問させていただきます。

平成27年6月議会において、スマートフォンについて取り上げ、質問をさせていただきました。当時は、勢和中のノーメディアへの取り組みがありました。その後、町内各学校でさまざまな取り組みも進められてきて、すばらしいなというふうに思っております。

しかし、ますます低年齢化して、幼児までも保護者のスマホで遊んでいるのを見かけると、大丈夫だろうかなというふうな気がかりにも思うところです。

さらに、所持人数の増加も考えられ、新たな取り組みも求められていると思います。

さまざまな問題が指摘されている中で、特にスマホ依存症が最近、以前からあるんですけども、最近多く問題として取り上げられている状況がございます。

そこで①番といたしまして、学校への対応だけでは済まない状況もあるわけですが、小学校、中学校の現況をどのように把握されているか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、前川議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、多気町の小中学生の携帯電話の所持状況ですが、小学生 35%、中学生 85%が所持をいるとアンケートに答えていただいております。平成 27 年 6 月議会においてですね、その当時は小学生 27%、中学生 65%が所持していると報告をさせていただいている。以前の状況と比較すると、中学生の所持率が 20%ほど高くなっているという状況で、携帯電話の所持に関しましては、年々右肩上がりの所持率が増加しているという状況でございます。ですが、この所持に関しましては、ご家庭の判断に委ねるところも大きいと考えております。

携帯電話を所持するときにはですね、是非使用方法等について、家族のルール・約束を決めて、取り組んでいただければと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） やはりこの前回 27 年より、こういう 27%が 35%、65%が 85%と、すごい勢いで伸びている状況があって、これが確かにもう今はみんな

が持ってくる、それで持っちゃだめっていうと、子供の安全のためということも含めてですね、お話される。

しかしながら、このときもお話したんですけども、教育課からも答弁があつたんですが、その要は持っていると勉強も支障が出る。それから、目も支障が出るとかですね、いいことというのが、その確かに、情報取るのはものすごい早い。なきや今はやってけんですけども、そういう意味では、この私が何で今回一緒のことまたしようと思ったんは、やっぱり、何年かおきにこういうことは誰かが言ってないと、世の中みんな言ってますけども、こういう形で言つていれば、教育委員会からもまた学校に対してですね、いろんなこうでした、ああでしたっていうことを、またやっていただけるんじゃないかなというふうに思いますが、今回、こういうことでやったことをですね、議会から出たことは、教育委員会に、まあ重要なこともいろいろあるんでしょうけども、議会としてもこういうことを言っている、世の中のことを言っているっていうような、何らかの校長会なり何なりでの報告というか、そういうのは行われるものなのですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） ご質問にお答えしたいと思います。

いつもですと、このスマートフォンの所持等につきましては、学習との関連が非常に高いというふうなこともデータとして出ております。そういうことから、実は全国の学力学習状況調査の子供の状況、子供たちがアンケートに答えるっていうやつも、例年載っておりました。それが確か今年度は、ありませんでしたので、直近の状況っていうのは掴むことができませんでした。そういうところから、今回議員からのご質問がございましたので、校長会におきまして、それぞれこのアンケートを取りたいというふうな旨を伝えさせていただきまして、所持だけではなく、実際に所持はしていない子供の中に、親のスマホを借りて使用をしていると、所持ではなく使用をしているという例も見られます。

そのパーセントもと取らせていただいたり、どういう目的で使用しているのか、そういうふうなことについても、アンケートとして対応のほうそれぞれの学校にしていただいたっていうところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 今回取り上げさせていただいた1つの意義があったかなっていうふうに思います。

②番目の質問に入ります。

②番目といたしまして、家庭事情によっては、スマートフォンを持つことができない可能性もあるんではないかなと、全員が持てるとは限らず全体を見た対応が必要であるかなと思いますが、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） スマホの所持使用率が増加しているとはいいましても、その危険性、それから必要度から、中には「持たせないんや」というふうな考え方のご家庭も多いかと思われます。しかし、現在所持使用していない子供の多くが、近い将来所持する可能性は高いと考えております。そのことから、スマホ・インターネット・テレビ等のメディアとの付き合い方、デジタル社会に振り回されないためにもメディアリテラシーの必要性も指導を継続していくかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 是非ですね、それこそ昔を言ってはあれなんんですけど、私も子供のときは、あのうちの子は持つとるけど僕はないな、とかいう、いま

はそんなんないんかもわからんですけども、そういう意味では、そういうことで、それこそいじめにつながってはいかんと思うし、そういうことは教育委員会としてきっちり対応、学校の対応になるかわかりませんけど、その辺目配りをしてですね、そういう問題の起こらないようにしていっていただきたいなというふうに思います。

③番目になります。

私は以前より、できれば小中学生の間ぐらいは所持をしないほうがいいと考えております。時代の流れをとめることは難しい状況もあり、ならば最大限の危険回避の対応が必要で、いかに使用方法の確立をするかにより、安全確保を図ることであると思います。今後の取り組みをどのように考えられるか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 町内の小中学校では、児童生徒の発達段階に合わせた「情報モラル教育」の授業を実践しております。同時に、保護者への啓発として、情報モラルやルールづくり、見守りなどに関する「学校だより」、校長がつくっておるものですけれども、「学校だより」やP T Aの年間行事の中に、スマホ使用に関するさまざまな問題や責任ある保護者としての対応などについて、専門家による講演会なども実施しております。また、例年夏前に行われます地区懇談会等におきましても、保護者同士の話し合いも行われております。

今後の取り組みにつきましては、児童生徒の使用実態を把握し、多気地域・勢和地域それぞれのノーメディア、アウトメディアの取り組みの継続と更なる充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 今回、各小学校・中学校と思うんですけども、佐奈小学校

で聞いたら、この「アウトメディアチャレンジ」ということで、これを出しているのが保護者。保護者のPTAの研修部の名前でこの出していると。学校じゃなく研修部として出していることに非常にちょっと感銘を受けたというか、びっくりしたわけですけども。こういう形で保護者の方も一生懸命やられてるんだなというふうなことを思いました。

これはやはり保護者の方の考え方でいかようでもなるかなっていうふうに思います。今教育長おっしゃられた親御さんがもう持たせない親御さんもあるという、全くそれはいろんな親御さんがみえるわけですけども、それも踏まえた上でですね、この保護者の皆さんがこういう形で取り組んでいただいとる、もうまさにすごいなと思って、だからその辺は教育委員会のほうで各小学校掴んでみえると思うんですけども、当然こういうことを進めていくように、お願ひしたいなというふうに思います。

それから、所持に当たってはこの危険回避という点では、フィルタリングについてですね、これ20年1月28日の中日新聞の切り抜きなんんですけども、今、スマートフォンで一番皆が使いたい、まあSNS、LINEであったりということですけども、それで、それが今フィルタリングができないっていうふうに前はなっとったんですけど、今はもうフィルタリングかけてもLINEが使えるということで言ってますので、これ県のあれですけども、そういうことで、是非ですね、フィルタリングは各学校にですね、進めてもらうっていうか、そういう措置をした上で、子供たちに与えてくださいよ、っていうか、持たせてくださいよということを、教育委員会として呼びかけていただきたいなというふうに思います。そういう思いがあるんですが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） フィルタリングの件ですけれども、おそらくその購入時に、販売店のほうでの説明もあろうかと思いますけれども、それ以前に購入された方もみえますし、さまざまな所持方法ではないかなというように、こ

思います。

その中で、先ほど申し上げました地区懇談会での保護者同士の話の中で、おそらくフィルタリングをかけてますよっていう親もあれば、知らなかつたという親もみえるんではないかなというように、こう思います。そういう情報交換の場をつくるということ、また先ほど申しました「学校だより」の中でも、そういう対応もする必要があるとの呼びかけ、啓発っていうの大変じゅうようかなというふうに思いますので、合わせて、学校のほうとともに、そういう情報交換を教育委員会もしながら、使用のほうさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） これによると、県教の調査ですけども、ネットトラブルに遭ったのは、高校生で13.6%、中学生で13.5%、小学生で7.7%にのぼると。そういう子供たちがネットトラブルに遭っているということですので、是非ですね、このフィルタリングかけることによって、これがもっと下げられる可能性もあるわけなので、是非お願ひをしたいと思います。

これで質問終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

ここで、午後3時まで休憩といたします。

（10番 森田 勉 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

6番目の質問者、森田勉議員の質問に入ります。

10番、森田議員。

○10番（森田 勉） 10番森田です。議長の許可をいただきましたので、ごみ処理について、一問一答で質問させていただきます。

冒頭にあたり、昨年度相可台の古墳跡について、一般質問したところ、まだ

当面環境問題についての対策がなされないということをお聞きしておりましたが、今回、突如農林課のほうで、問題を共有していただいたということに対して、非常に私はありがたく思っております。感謝をいたします。

それでは本文に入ります。

香肌R D F事業は、県が事業より撤退するのを受けて、処理事業も同時閉鎖、一足早く民間に可燃物処理の委託が始まっています。多気町美化センターも、老朽化により多額の修繕費用がかかる観点から、可燃物については4月より香肌奥伊勢資源化広域連合に統一したごみ処理が行われます。

集積した可燃物については、三町協議を進めた結果、暫定処置として概ね10年間民間委託をすることが決まっています。今後旧設備の撤去、解体の問題、新たなごみ処理運営、分別の統一、細分化、ごみの削減、再資源化等しなければならない問題が山積みしていると思っています。関係部署におかれましては、さらなる創意工夫と知恵を絞り、努力が必要になってきます。以上の事を踏まえ次の項目について質問をします。

統一される可燃ごみ処理運営について。

新たに始まるごみ処理、どのように変わっていくのか。香肌R D F処理場が今までできなかったプラスチック系リサイクル品、昨年度より分別がされ、ごみの減量化に取り組みが行われています。美化センターは以前から分別を行いごみの減量に努めてきました。この先、香肌方式と美化センター方式をどのように統一していくのかが問題であり、プラスチック製容器包装の分別、生ごみ等の減量化、今後香肌連合とどのようにすり合わせを行うのか、具体的な計画を伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） それでは、先ほどのご質問について、お答えさせていただきます。

まず、全体的な流れなんですねけれども、最初に多気地域の可燃ごみが今年の

4月からですね、香肌奥伊勢資源化広域連合で一緒に処理をするということになります。そして、3年後めどですけれども、令和5年4月からその他の不燃ごみであるとか、資源ごみ系のごみの処理を統一するというような計画で、今現在はおります。

資源ごみのうち、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製の容器包装物ですけれども、これはごみとして廃棄されるものについて、美化センターで行っていた方法と同じように、広域連合でも昨年からですね、広域連合の中にある資源化プラザ内で集めた物を圧縮し塊として、リサイクル協会のほうに引き取ってもらうということになってございます。

また、生ごみにつきましては、広域連合で可燃ごみとして収集し、民間の処理業者で焼却処理を行うというふうな計画でございます。

このごみの減量化につきましては、広域連合とまたほかの構成町である大台町・大紀町と連携してですね、啓発を行っていくということを考えております。多気町独自におきましては、生ごみにつきましては生ごみ処理機の購入補助金制度、また資源ごみのですね、集団回収奨励金等を、今現在も制度として設けてございますが、これを継続し、さらに減量化の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 全体的の流れはだいたいお聞きしましたが、このあと詳細計画がおそらく出てくると思いますが、私がお聞きしたいのは可燃物。4月から始まる多気地域のごみ処理、香肌に持ち込むものは可燃物ですが、限定されております。「指定袋に入るもの」となっているが、昨年より町内懇談会で、話されたことと多少違うように私は思っております。その辺をどのようになっているのかということをお聞きすると同時に、今後、袋に入らないものを粗大ごみとして扱って美化センターのほうで処理をするわけなんんですけども、そ

いうふうに聞いておるんですけども、二度手間になると思うんですけども、それをどのぐらいの間で処理をされるかということを行政の中でね、短縮して1年かかるのか半年で済むのか、その辺もちょっとお聞きしたいなと思うわけでありますけども、懇談会の内容と現在3月にビフォーアフターでいうチラシ見たんですけども、全然変わったるんで、僕もいろいろな人に聞かれて、「たんすも持ってってもええよ」って言うて話しどったもんで、やはりその辺をちょっとお聞きしたいなと。どういうすり合わせがしつたんかなと。ちょっとお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの件ですけれども、当初ですね、平成27年度までは広域連合で松阪市の旧飯南町、それから旧飯高町のごみの処理も引き受け行っておりました。そして、今度旧多気町のごみを広域連合のほうへ持ち込むことになりますが、そのごみの持ち込み量からいっても、能力的には賄えると見込んでおりました。しかし話を進める中で、現場職員と相談する中でですね、旧多気地域の直接持ち込み件数が想定以上に多いということが危惧されました。と言いますのは、事業所の数の多さであるとか、美化センターもそうですけれども、多気町地内にありますので、施設が近いということから、地理的な条件もあり、平成27年当時より相当多くなるということが判明しました。そこで搬入車両の混雑を緩和するために、広域連合としまして、施設の改修、粗大ごみの置き場ですね、こちらを増設するとか、それから、計量器の増設をして車両の混雑の解消をするために、事業を行うということになりました。

来年度から旧多気町のごみの受け入れは、袋に入った可燃ごみのみと変更させていただくことになりましたけれども、それまでの懇談会の中では、来年度から旧多気町の袋に入った可燃ごみと粗大ごみの持ち込み先が広域連合ということで、申し上げてきましたが、その後、変更になったということから、広

報誌、それから行政チャンネル、また集積所の案内看板、チラシ、いろんなものを使ってですね、そこら辺の変更があったということにつきまして、現在も含めて、周知をさせていただいておるというところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） その松阪市の離脱によって、非常に楽になったと思うんですけども、今回は多気だけが入ってくるわけであって、一万四、五千人のごみを処理できないのかなと思うと、非常に私は不思議でかないません。それであの設備は私も出入りしていろいろメンテナンスしておりましたけども、計量設備はほかの市町に比べてすばらしいですよあれば。

それで今回僕も美化センターに行って1日何台来とるんやって聞いたんですわ。100台ぐらいですわ、100台。それでパッカー車が1日6台、それで個人の搬入が100台、パッカーが6台、それでまあ往復があるわな。入ったとき重量はかってもろて帰り計量してもろて帰ってく。ならそれ200台やわな。それを向こうへ持っていくわけですわな。極端なこと言うたらですよ。今回可燃物だけやで、その半分に減ると思うので70%ぐらいかな。不燃ごみを持ってって100台になっとるんで。7割ぐらいは可燃物かなと思うんですけど、70台ぐらい。それ計算してもどう見てもクリアできる数字やと思ってますんで、こんなこと前からわかっことやのに、7月から。なんで今になってこんなこと言うとんのやろと思つて私は不思議でかないませんのすわ。去年の7月ですよ。みんなに言われて行ったのがな。なんで香肌と美化センターの打ち合わせができるなかつたのかっていうことが不思議でかんなの。ストックヤードにしてでも、あの破碎機で流して、縦型のコンベアでこっち持ってくるだけですやん。ブルのバケットですくって、パッカー車放り込むだけで済むん。なんで足らんのかなって思つて不思議でかないませんわ。

それで、当然計量設備も2,500万ぐらいたぶんかかると思いますわ、改造に

ね。そやでの計量設備もあるんですわ、コンパクト的な。

やはりそんなんも加味して、いろいろ考えていかないと。あなたたち税金で飯食つとるん、こんなこというたらわりいですけど。私ら企業でたたき上げられてきた人間やで。7月にそうやって言われたときに、しとらんだら社長に叱られますよ、それは。今年4月から運営すんのに、君ら何しとったんや、今まで仕事して、一発にこれ。首。首か左遷させられるわけですわ。それはね、今のそやで職員、まあこういうこと言うと失言に当たるかもわかりませんけども、行政の考え方の甘さ、これはもう本当にぼくはもう心底腹立たしいと思っております。

まあその辺もあるかと思うんですけども、まあ何がわりいかと言うと、やはり副町長、昨年度、あなた「報連相はできている」と言ったでしょ。何もできないないじゃないですか。どのような指導しとんのですか。やはりほれは報連相の中で日夜7月からこういう管理体制に入るんだぞと。環境課のほうはどうするんやと。で連合のほうへ話いっとるんのかと。絶えずそういうお話の中で、毎日の会話をしないと、生活ごみは何にかけても一番町民が一番、大事にしとるとこなですよ。

これのおかげで向こうへ、香肌行くのめんどくさなってその辺へまた不法投棄したらどうするんですか。これ可能性ありますよ。100%ありますよ。この相鹿瀬の山またこんなになるんかな。それで山間部には放りにくる。ね。やはりそういう環境美化に非常に私はだめだと思つるんですわ。せっかく多気町の美化センターは、分別してようやく波に乗つて、稼働してきたかなと思って、安定期に入つとったんです。これがまた今度一旦後退するわけなんですわ。とりあえず。とりあえず後退しますわ、こんなん。間違いなしに。

そやでその辺も副町長、一遍指導の方法について、町長はまあ一番最後に聞きますけども、やっぱり指導の方法ですな、これはな。やはりその辺をちょっと報連相についてもっとしっかりしていただかないと。昨年度自信満々で応えられたんでね。私もちょっと腑に落ちんとこがあるんで、お願いいいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） あの報連相の話なんですが、会議自体は、3町で課長会議としてじっとやっていただいておって、その議事録は見させていただきました。

新聞で29年6月に載りましたRDFの製造中止っていう新聞が載りまして、それからはやはり人の勘違いっていうことで、RDFがなくなるということの中から、今空き家対策とかっていうような中で、土日に空き家を整理しに来られる方がたくさんみえて、大台とか大紀とかで月曜日になると、その処分の方が多なってきたと。それでまあ多気地域も一緒やと思うんですけど、多気地域も一応その家じまいの方がふえてきて、それを持ち込まれるということで、今までそういうことなかった中で、想定しとった以上にやはり一般の持ち込みがふえてきた。また業者の持ち込みがふえてきた、ということから、想定したように、はかり、計量機1台で当初はしておったんですけども、やはりあそこの動線がちょっと交差するところがありますので、そのあたりで、計量機の改修もしていかなあかんっていうようなことを聞いておりますけど、こちらとしても、再三協議はしておった中で、いろんな問題が出てきたということで、全体的な当初計画が甘かったと言われれば仕方ないと思いますけど、そこに尽きると思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） そのとおりです。甘い。本当に甘かったと思います。

ひとりひとりが経営者の考え方を持っていれば、こんな対応と違ったかなと私はいつも思います。自分が経営者ならもっとスムーズに行ってたなと思っております。またこれから地域を回って、森田さん言うとったことちごたなって言われんならん。えらいことですわ。ね。夏までにこんなもん仕上げやんと、

本当に大変なことになって、もうこれは副町長今ちょっとと言われましたけどさ、解体どうのこうのって言わされましたけども、ほんなら解体何%あるんやってわしポンと突っ込んでもさ、出てきませんやろ。な。そこまではもうつっこまんせんけどもさ。それは、香肌でさ、トラックがこう連なって、一番下まで行くとお聞きしたようなこともありますわ。ね。ほいで、美化センターでも今サービスがものすごい行き届いとるんで、12月末に久保町政のときから、年末に持ってこいよ、言うて、臨時開業してもらって、していただきとるんですわ。あれまったく、ごみ1袋でももう正月ごみ置いとくんかなんもんで、ごみ1袋でも持てこかいなっていう気なってますわ。環境美化に。今後ほれがなくなってきたわ、もうおそらく。カレンダーの中見てませんよ、新しいカレンダーね。去年は29日ぐらいで終わってましたかな、向こうは。多気は日曜日休んで月曜日、ね、稼働したと思うんですけど。あれは本当にありがたいなと思って、サラリーマンは休みになってから掃除して、持てるってことで、やはり掘れは町政としては、非常に良い指導をしていただいたと。あれだけは関心するんですけども。

まあそのような面で、いろいろ今後の指導についてですね、やはりもっと厳しく。厳しく厳しくやってほしいと思っておりますので、お願いいいたします。

まあ今までの作業の流れに対して、私はどうしても納得ができない、今後美化センターで可燃物、袋に入らないものが多気地域は現状ということで、この先ひと手間加え、香肌に持ち込むのかと思うと、どのようにひと手間加えて、どのようなお金が発生するか、幾らぐらい手間賃かかるなんか、ちょっとお聞きしたいと思いますけども。

香肌へ持ってかん粗大ごみ、燃えるごみ、どうせ碎いて持っていくかトラックへ乗せて持っていくと思うんですけども、それが余分になくるんですよ。1年間はね。そうでしょ副町長。1年間余分になるんですよ。それは経費は必ず発生するわけで、ただでは置いとかへんわね、業者も。その辺もちょっとお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 粗大ごみの解体につきましてですけれども、来年度1年間につきましては、多気地域の方については、これまでどおり、美化センターのほうに持ってきていただきて、美化センターで引き受けると。ごみ袋に入った可燃ごみの持ち込みだけは、香肌へ行ってくださいということになります。

その粗大ごみにつきましてですけれども、これはもう美化センターのほうの破碎機のほうがもう利用できません。ピットのほうへ全て落ちてしましますので、破碎機は使えないっていうことですので、まあできるだけですね、たんすやとか、大きいものにつきましては、そのままですね、2トントラック、ダンプであるとか、それから資源ごみ運んどるようなトラックを用いてですね、香肌のほうへ運搬することになります。

不燃系のごみ、粗大ですね、これらは今まで美化センターで分別やとか解体の作業をしておりましたが、これらはそのまま引き続き美化センターで行っていくということになります。ですので、経費的には、解体のですね、費用としては、今までとは変わらないと考えております。運搬費もこちらの職員が向こうまで運ぶことになりますので、特に費用というものは発生するということではないと考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 私の考え方として、参考にしていただきたいと思いますけども、あと半年間、美化センター稼働して、ラップさせるようなことを、強く私は要望したいなと思つとんんですけども、その間に、香肌が準備万端、どうぞ多気の方お越しくださいと、そういうような体制が整ったら移動るべきだと思うんですけども、今の、この間も、処理場の中の施設もチラッと見ましたがけども、非常に炎も燃えたぎって、ね。誘引送風機も回って、非常に吸い込みが良

いように感じました。今残業して、20トンぐらい、18トンぐらい燃やしとんかな、1日。15、6トン、ちょっと余分に燃やしとるって言うてましたわ。ほいで、そやでその分で半年間、延長しても僕は法にふれやんと思うんですわ。多気が停止するよって1年間の間に停止したらよろしいんやろ、あれは、法律は。と思っております。解釈間違えとったらまた。

ほいで、半年間稼働するようにしたほうが僕はええと思うけどな。そうすると、多気町の住民の皆さんがさ、やはり久保町政ってすごいな、やってくれるなっていう氣で皆捉えてもらえるし、今度僕も胸張ってこう回れるし、やはりそれは余分な経費は絶対使たらあかん。幾ら職員がする言うても、金は発生しとるんやで。それはもう絶対、これだめだめよ。してはあかんと思います。

まあこれから先ね、もう少し時間あるんで、考えていただいて、副町長が答えるという、ええ案あるみたいなんで、ちょっと副町長に聞いてみます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほどの質問に答弁させていただきます。

R D F といったしましては、プラスチックの圧縮機につきまして、もうなるべく早くっていうことで、現在発注させていただいております。そして、あとは据え付ける工事っていうことで、8月中には、圧縮機の設置をしたいと。

それと計量器につきましても、なるべく早くっていうことで、今設計のほうさせていただいとて、4月になつたらすぐ発注するというふうな段取りであります。ただ担当課としては、年度で途中で、っていう考え方がありますんですけども、R D F のほうは、一般の方には一応説明会では4月からっていう説明させていただいて、こういうことで後手に回つてなつたんですけども、本来でいうと、途中からでも町向こうのほうで受けたいなっていうようには思っておりますけど、ただ周知がいつからって言われると、ちょっと難しいところがあると思いますけれども、なるべく早うその辺は受け入れできる体制をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどですね、延命をして、美化センターのほうの施設を使えるんではないかということだったんですけれども、実は、先日も、職員が炉をとめた状態の日にですね、中へ入って点検をして、写真を撮つてもろてきております。

それ見ますと、昨年度の今の時期でもそうだったんですけども、もう本当に、もう御存じやと思うんですけども、火格子であるとか、キャスターとか言つたれんが、それから耐火の素材をつかった内部の物が、非常に傷んで、もうれんが自体もゆがんでですね、外から見るとそんなんわからないんですけども、非常に欠落しとる部分、それから穴があいてる部分がたくさん出ております。昨年度はさらに外側の戸の鉄板部分にも穴があいて、エアが入ることによってですね、その押し出しができない、中の圧力が低下しませんので、ごみがはけつけないっていうような状況でした。去年、急遽何としてもあと1年は動かす必要があるということで、ちょっと修理をして、緊急の応急処置をしたところです。

現在、じゃあどうなったかっていうと、また同じような状況で、今やっております。もういつとましてもおかしくないような危険な状態ということですので、今後、それを延命させるっていうことであれば、かなりの経費をかけてですね、内部の大規模な改修が必要になるということで、担当の職員とも相談しましたところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 延命化じゃないんですね。半年間延せって言うとんですわ。向こうが完成するまで半年間延してくださいよと私は言うとんの。長寿命化と

違うんですよ。長寿命化は僕は菰野でもしてきたけども、菰野町は対処として20億かけてやった。な。これは20年稼働せんならんで。四日市市や伊賀、向こうへ持ってっても断られて、ごみは自分とこの市町で処理しなさいよと言われて、菰野町は20億かけたん。多気はおそらく10億以下でできますと思うよ、あれぐらいの炉なら。そしたら20年まだ燃やせれるっていう可能性もあるんですけども。僕の言うのは半年間。ね。半年間延してもらったら、RDFがあれ受け入れ体制できる。そこまで、お願いしたいなと。副町長よろしいですか。ちょっと私の意見聞いとってくださいよ。私は半年間延してほしいっていうんですよ。これ2つに分かれて可燃ごみを持ってかんならんで。ね。ひょっとしたら朝柄の山にも放られるかわかりませんよ。そうなったら大変なことなりますよ。もうちょっと真剣になって考えていただかないと。

もう時間がせってきましたんで、ちょっと次いきます。

次、ごみ処理の中で、生ごみの占める割合が多く、減量化に取り組んだ生ごみ処理機が、過去をさかのぼり5年間の処理機補助金による購入台数をお聞かせ願います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 生ごみ処理機の5年間の補助金により購入台数ですけれども、平成26年度に9台、平成27年度に4台、平成28年度に2台、平成29年度に3台、平成30年度に6台ということです。今現在の元年度につきましては2台の申請が出ておるということでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） わかりました。非農家がふえたということで、生ごみ処理機っていうのは出でていかないと思うんですけども、農業主体のまちであれば生ごみ処理機を使って堆肥にしたりができるんですけども、鶏のえさとか。なか

なか皆さん若い世代は働きにいかれるとるんで、そこまではできないと思うんで、まあ購入台数も年々減ってくると私は思っております。そこを何とかして、課長のノウハウを生かして、いろいろ他の市町におかれまして勉強していただきて、減らすという方向で進めていただきたいなと思っております。

次にいきます。

香肌奥伊勢分担金についてですけども、過去をさかのぼり見てみると、億前後の歳出が見受けられるが、維持、修繕費の変動によるものが多くあったと思っています。

負担金の詳細についてお聞きします。人口割、処理トン数割、平等割、前回もお話をいただきましたがステーション割等が考えられるが、それぞれの割合はどうのようになりますか、お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 香肌奥伊勢資源化広域連合の分担金の詳細につきましてですけれども、まず3種類の分担金には種類がございます。

運営管理経費としましての経常経費につきましては、定率割1割、ごみステーション割1割、人口割3割、利用割5割。

それから施設等を新設または更新した場合に修繕等が発生した場合といつたものに要する場合を建設経費としまして、定率割2割、それから人口割8割。

また、これまで借り入れをしておりました起債の償還につきましての負担割合は、公債費としまして、定率割2割、人口割8割というような構成でできております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 前回の全協でステーション割ということについて、副町長から2割を要請したけども、1割しか認めてもらえなかったということは、そ

れ以上強いことは連合長の多気町としては言えなかつたんかなと私は察しております。それ以上言うても、連合長の顔を潰すようなことはしたらいかんなとは思つとるけども、今日は言うてもよろしいやろと思って言わさせていただきますけども。

やはりその中で距離。距離収集割っていうのを入れてほしかつたですね。まあそれは前お話したと思うんですけども、香肌R D Fが設立したときは多気町はど真ん中にあつたわけで、そういう割合的なものはなかつたと思うんですけども、今後、大紀・錦、谷口町長に叱られるかわかりませんけども。やはりそういうのもステーション割があるんであれば、運びに行く距離割っていうのも1つ考慮していただきたいなとは思つております。

まあ今度の会議がございましたら、やはりそのようなことももう一度再度申していただければなと。言いにくかつたらもうそれよろしいですよ。非常に言いにくいやろと思いますわ。去年変えてまた今年ということは、つらいと思いますけども、やはりそういうこともそのときピッとひらめけきやできたかなと。2割が1割にしたら、1割ほんなら距離割にしてくれって、副町長の頭のええところでピピピッとできたと思うんですけども、やはりそれがちょっとできなかつたのかなと、前回の話聞きまして、いろいろ私の胸にとどめておいたんですけども。ほかええ考えあれば。ありませか。はい、なかつたらよろしいです。

なかつたら次にいきます。

収集についてですが、地域別により異なるが統一はできないのか、ということで、香肌方式の収集と美化センター方式の収集の違いですね。今後どのように進めるのか、伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 収集方式ですけれども、多気地域につきましては、資源ごみと資源以外のごみを出すステーションは別々となってございます。字ごとにステーションは1カ所～4カ所程度がございます。それに対しまして、

多気地域以外のところですね、勢和地域、それから大台・大紀につきましては、ごみの種類ごとに区別をせずにですね、同じステーションを利用してあります。そのステーションで、資源物の収集に回る箇所数の違いがございます。またそのステーションのあり方を統一するのではなく、今ある施設を継続利用していくということで、考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

は。それ地域がつくったごみステーションならよろしいよ。ほいでまたましてや個別に回ってね、回収してその奨励金をいただくっていうのは、僕は大賛成だと思うんですよ。その辺もさ、あの考え方の違いというんかな。今去年 230 万か 40 万出して資源物ステーションを何カ所かつくる予定でしたかね。今その進捗状況も僕もこの間見てきましたけども、たててないところもあるし。ね。そんなんたてとらへんとこへなんで予算つけるんやと。建屋たてて要らんっていうとこへさ、おかしなことやっとるなと思って、僕ら土地でもあんた、町単工事でもしてほしいとこいっぱいあるのに、なんでそんなことすんのやと思って。手のひら変えて、もうこれうちしてもらわんでもええんやよって言うて。そんなこと言わしとる行政自体がおかしいなと思う。やるんだったらもう統一してすると。ね。んで資源ごみの回収奨励金でも、そうじやないですか。あれはもともとね。

ちょっと手前みそになりますけども、僕らがスポーツ少年団しとるときに、あれは3円やったん、3円、キロね。そんで5円にしたんなぜかってっていうことは、子供たちがユニフォームも買えへん。ほいで最後の卒団旅行も連れつてやれんだんやわ。な。1年間努力して子供らがな、あんときのつらさ僕らわかってますでさ。あの時に教育委員会に、物を投げて5円にしてくれと。ね。あの当時でどうやったやろ。ごみ処理の単価 30 円ぐらいやったかな。それ町が5円出してももうかりますがん。今でも5円ですやろ。でもあれ 10 円にしたってみ。ものすごいあれ伊賀上野持つてくんとかさ、ほかの処理費用ぐっと落ちますに。皆さんこぞって回収してもらえると思いますよ。

だからその辺もいろいろ加味して子供たちのために、やってきたんですから、自分たちの地区で、どういうふうな使い方をされているか、私はわかりませんけども、ね。子供たちの育成のために、やはりそういう奨励金を設けていただいたということに関しては、やはり意識の違いがございます。そやでその辺も公平性っていうのに非常に欠けとるなど。減量化については大賛成なんですよ。何もそのどうのこうの言いません。ごみを減量して回収して、ね、なくならす

っていうことに対する質問では、リヤカー引いてね、昔は僕らでも集めてましたわ、個々に。明日行くからってね、角々に積んでもらって、スポ少の子供らと集めてね、20万、30万っていうお金もらって、長島温泉連れてきましたわ、バスで。子供たち喜んでましたよ。だから基本的な考えがどうも私は現在違うんかなとつくづく思っております。やはりもう一度、襟を正して、やっていただきたい。そう思っております。

次の質問に行きます。昔を思い出すとちょっと涙もろくなってくるんで。それでは次の質問に行きます。

美化センターでは、29年、30年と分別・ごみの減量化、資源のリサイクル収入が、29年度は440万円、30年度は520万円とあり、年々分別・減量化に進んでいることは数字が示すとおり明確になっています。どのように資源化再利用について、どのような工夫がされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの資源ごみのリサイクル収入につきましてですけれども、このリサイクル収入につきましては、その年により業者の買入単価というのが変動してきます。ですので一概に資源ごみの収集量がふえたとも言えません。平成30年度につきましては、美化センターで粗大ごみの解体から出る金属類の増加、これ先ほど副町長からも話ありましたが、非常に最近粗大ごみの搬入がふえてきております。そういうところから出る金属類、それからその買入単価の上昇が収入をふやしたということが主な理由でした。

また、プラスチックごみに関して、町からの分別に関する広報と住民の方の取り組みが奏功しまして、30年度は前年度の倍の収集量のあったということです。

今、中国の問題もありまして、その金属類の単価なんですけれども、議員も言われたんですけれども、30年度のときにつきましては、キロ当たりにしてまとると、30円程度でした。それが今年度になりますと、8円程度ぐらいに下がつ

てきております。非常に価格の変動の幅が大きくございます。こちらとしては、できるだけですね、住民の方に資源化のほう、また分別の徹底ということで呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 価格の変動がたぶん鉄だと思うんですわ。ね。鉄の中国のオリンピック、今回の東京オリンピックでもそうですけども。ああいうことがすると鉄がずっとあがってくる最近。10円20円が50円60円70円に、キロなってくるんですけども、その辺はよくわかつるとんんですけども。まあ今後も努力していただいて、サービス向上に努めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

じゃあ次の質問に入ります。

昨年度、木戸口議員のほうからも質問がありましたが、介護認定者、歩行が困難、ひとり暮らしの方でごみ出しが困難な方、運転免許証返上された方、この先高齢者社会に向かい、町として日常のごみ出し、生活粗大ごみ収集について、生活支援をどのようにしていくのか、お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 高齢者のごみ出しの問題ですけれども、前にも木戸口議員の質問にありましたけれども、これは環境のサイドだけではなくですね、介護保険事業にかかる地域の実情に合わせたごみ出しの課題ということも関連してきますので、介護のほうの中ではですね、掃除それから生活支援サービスとして、ボランティアや社会福祉法人、民間企業等によるサービス提供を推進したいと考えております。また、粗大ごみにつきましては、シルバー人材センターや民間の今亡くなられた方の遺品の整理といったものもされる収集業者がございます。こういった方もそういった高齢者の自宅のごみの収集

も行う許可も出ておりますので、そういういったサービスを紹介させていただいたいと思っております。

また、このそういうごみ出しができないという方につきましては、生活全般にですね、支援が必要な方が多くございますので、これこそ特に包括支援センターの中で相談を受けるような方が多いかと思います。ですので、そういう方がございましたら、まずは包括支援センターのほうの窓口でですね、相談いただいて、どういったサービスの提供ができるかという相談をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 私も一人になれば、たぶんおそらく行政に頼らなあかんなどは思つとるんで、今きっちりしたことを仕上げときたいと思っております。まず福祉課の課長の観点からも同じような答えが返ってきそうな気がするんですけども、ひとり暮らしの方、寂しいですよ、ごみ出し行くのに行けれえへんのですよ、ごみ出しに。その辺ちょっとお聞きしますわ。暖かい心で。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まずは小さな困りごとでも包括支援センターに相談していただきたいと思います。お電話で相談いただきましたら、訪問もさせていただいて、その生活状況を確認させていただきたいと思います。

ごみ出しに関しては、本来であれば、地域の皆さんで助け合って出していただくのが1つだと思いますが、今それぞれ皆さんお忙しい状況の中だと思います。そういうあたりを包括支援センターが相談を受けさせていただきまして、介護保険の利用ができる方、また一般の方に関しては、今、民間業者もごみ出し等の支援をし始めたところもありますので、そちらのほうもご紹介させていただきながら、相談に乗らせていただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） わかりました。相談のテレフォンが鳴ったら、また適切なご回答をしていただいて、老人の方の心を傷つけないように、ひとつよろしく対応のほどお願ひいたします。

次に入ります。

廃炉施設についてお伺いいたします。これは美化センター一分ですけども、現状の施設についてですね、どのようにして遊休設備にするのか、廃炉計画に基づき処理方法を伺うと同時に、受入設備から始まり、以下の設備について、特に燃焼炉はダイオキシン暴露が非常に出るということで、このような対策をやはりどのようにして今後行っていくのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 美化センターの閉鎖につきましてですけれども、最終焼却が終わった時点で、可燃ごみを処理しておりますピット、それから焼却炉、煙突に至るまでの清掃と、焼却残渣それから汚水、廃油、これらを抜き取り処分します。また、煙突には蓋をかぶせて雨水の侵入を防ぐようにしたいと考えております。またその作業につきましてですけれども、これは専門業者の作業員がダイオキシンだけではなく人体に有害な物質から身を守るために防護服、マスク、ゴーグルを着用して、作業現場への出入りの際にはエアーシャワー室を通過するようにしてですね、粉塵の除去対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 中のことは非常によくわかったんですけども、今後、遊休設備、あの施設が停止したときに、事務所から入った場合に入れないようにし

とかないと、中へ。ほれはエアシャワー通って向こうへ行きますけども、本当に入り口を1カ所にしてかないと、外からも廃処分場からも入ってきて、こっちからも入ってきてで、ダイオキシンの暴露になるんで、これはもう1カ所からはいるようにしていただいて、遊休設備になる前に、やっぱり清掃しておかないと、ダイオキシンは固着しますんで、5年先10年先に撤去するとなると、その処理費用に莫大な金かかるんで。今はその停止したときに暖かいときに高圧洗浄なり上からずっと流してくるきれいに鉄扉だけが見えてきますわ。ね。そうしておくと、普通の鉄骨の解体と一緒にぐらいのお金で済むんですけども。ええもうええわ放つとけ放つとけってなると、末代まで負の財産残すようなことになるんで。やはりその停止したときに、きれいに掃除しておかないと。たぶんRDFでもそうだと思うんですわ。乾燥、くるくる回る乾燥ありますわね、あの辺も全部きれいに洗浄して、とめておるかなと思うんですけども、その辺ちょっと僕は見ておらないでわからんのですけども、やはりそれをしておかないと、鉄くず屋も持ってきませんよ、もう今度は。こんなダイオキシンついたもん鉄くず屋持ってって売るわけにいきませんやん。そやで今回はきっとしてほしいなと思っております。

ほいじゃあ次行きます。

廃炉になった時点から、設備の撤去、解体までのまず計画をお願いします。半年余分に燃やしてくれっていう要求があるんですけども、4月からの計画ちょっとお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 廃炉になりましたあの設備につきましてはけれども、これは、徐々に一部分ずつ撤去するとなりますと、非常に経費も掛かります。撤去する場合は、一度に全撤去をするほうが安価になるということは言われておりますので、その時期につきましては、財政当局とも相談しながら、その経費が非常にかかりますので、来年度中にですね、そこら辺の計画を

ですね、相談して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） わかりました。

続いて4番。

今後のごみ処理問題の課題について、香肌、美化センターとも、以前の質問に対し再質問をいたしますが、既存設備の跡地利用について伺います。

両施設の跡地利用ができればですよ、解体費用が補助金として出てくる観点から、本当に真剣になって考えるべきであると私は前回も尋ねましたが、1年経ちますが、何も考えがありませんか。何か考えが進歩しましたか、その辺を伺うと同時に、跡地利用が可能になった場合の解体費用の国の補助金は幾らになるのか、また自主財源で行うときの交付税ですね、は幾らかたぶん下りると思うんですけども、その辺は 70~30 か、ちょっとわからないんですけども、その辺わかれれば教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 美化センターのほうにつきましては、現時点では、令和5年3月までは不燃ごみ及び資源ごみの受け入れ窓口として事務所がいります。それ以降に解体するのであればそれ以降になるというふうに考えておりますが、具体的な時期についてはまだ決まっておりません。その理由につきましては、その後も埋め立てごみ、それから草木の搬入の事務所窓口が必要になります。そしてバイオマス燃料の集材場所としての計量の窓口としても活用してございます。これらのことから、可能性のある選択肢を今見極めておるというような段階でございます。

施設の解体撤去だけではなく、その場所にストックヤードとか廃棄物処理施設を整備する場合につきましては、財源として、その解体費用に対しまして、

補助率3分の1の国の交付金対象になるというふうにきいております。以前のご質問で全撤去する場合の費用を約3億8500万円と回答させていただいておりますので、全てが補助対象となったと仮定しまして、最大で有利な特定財源の場合、1億2800万円の交付金と一番最も有利な起債、合併特例債が当たると仮定しましたら、2億4400万円ということになります。またこの補助金が当たらないので、単独事業として行うといった場合につきまして、合併特例債を全て活用すると考えると、3億6500万円が起債の借り入れで、その後、交付税が70%の交付税歳入がありますので、2億5500万円が後年度に措置されるかなというふうに試算できます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） わかりました。かろうじて計画ないということは、半年間延長できる可能性もあると。ふくらんできました、夢が。

次にいきます。

民間業者委託の処理費用トン、トン数当たりですね、伊賀上野へ持ってったときの可燃物の処理単価をお伺いすると同時に、年間必要経費の予測はどのくらいになるのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 民間処理業者へ委託する処理費用でございます。

処理費用としまして、トン当たり2万9700円、それから運搬費用としましては、トン当たり5500円、そして町外の所にあります業者で処理するため、地元負担金として、トン当たり1,000円ということで、合計3万6200円というような金額になってございます。これは令和2年度の広域連合の処理経費予算ということでございます。また全体の3町分での処理予算額としましては、3億820万円という経費になってございます。多気町分だけの予算費用ですけ

れども、年間処理量が 3,500 トンと仮定した場合、1 億 2670 万円というような経費になります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） ということは、キロ 36 円という計算になるんですけども、3 万 6200 円と言われてましたけども、ということは、奨励金ももうそこで上げたってもよろしいんじゃないですか。5 円から 7 円にするとか。ね、その辺もちょっと考慮していただければ、減量化、コストダウンにつながると、住民の意識向上が図られるんじゃないかと、私は思っております。

それでは最後の質問にいきます。

前年度、美化センター・香肌奥伊勢連合、両施設の可燃物処理実績に対し、今年から始まる民間業者委託における金額と業務の比較は 1 年間を見て、どのように変わっていくのか、先ほどちょっと述べられたんですけども、重複すると思いますがお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） それでは今後ですね、処理費用につきましてですけれども、令和元年度と令和 2 年度の予算額の比較を申し上げます。

令和元年度の香肌奥伊勢資源化広域連合への負担金は、9075 万 6000 円です。美化センターの管理経費としましては、1 億 2700 万 7000 円ということで、合計 2 億 1776 万 3000 円でした。

これに対しまして、令和 2 年度につきましては、広域連合のへ負担金は、2 億 6065 万 1000 円、また美化センターの閉鎖処理業務を除いた管理経費は、7928 万 1000 円ということで、合計 3 億 3993 万 2000 円ということになってございます。

ただ、この令和 2 年度につきましては、当初予算ベースで約 1 億 2000 万円

の増ということになりましたが、広域連合で新規に行うプラスチックの圧縮施設や計量器、先ほど申し上げました計量器等の整備、これらに要する費用が増加してございます。

また、美化センターの焼却炉は、耐用年数が過ぎておりますので、継続使用が不可能であるということで、また、令和5年度からは最終処分場だけの経費ということになりますので、将来的にはごみ処理費用が削減されて、広域連合のほうで一括処理されることによる効果があれわれると考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 最後に町長に少しお聞きしたいと思うんですけども。

これは2018年8月17日の夕刊三重の新聞ですよね、やはり松阪に依頼する、これごみのやつですよね。町長に聞いたらやはりそのようにこのときは思われてたんですけども、このときはですよ、町長はそのように思われてたんですけど、今も心変わりはないと思いますけども、町長は一心の方ですんで。まあ途中で処理方法がですね、何らかの形で変わった場合とは近隣市町に処理のお願いがですね、この来年再来年、竹上市長が「久保町長持ってきてええよ」と言った場合に、変わる可能性もあるかもわかりませんわね。それは町長とね、松阪市との中の取り持つ仲が今非常に僕は見て良いなと思つるんで、その辺もやっぱり変わってきた時点で、僕は、どうやらな、5年ぐらいで可能性もあるかなとは踏んどるんですけども、そのときにまあ今の伊賀上野へ持つてくるのが随意契約をしてしまうと、1年1年の契約なら松阪市へピュッといけるんですけども、向こうとの交渉ですよね、その辺もちょっともう最後になるですから、簡単にご説明願えるかな、今進捗状況ですよ、進捗状況ですよ、変わらんたらもうそのままでよろしいんですよ。松阪市長とどういう話がされてるんかっていうことを。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 議員おっしゃられるように、気持ち的には変わっておりませんので、具体的にあんまり言うと、向こうのほうへちょっと個人的にふたんがかかりますので、まあ地域のある人には将来こんなことを、近い将来、お願ひすることになるかわかりませんと言いましたのは、まあうちの地域のこういう人にまた理解を得られたら、地域として受けられやんということにはならんかもわからんと言われてますので。松阪市のほうは、これから地元とうまくいければ、っていう思いがあると思います。もうずっと言ってますように、200トンの窯ですので、今 170 トンぐらいかな。もうちょっとこれから下がる思いますので。

もう一つは、違うメーカーからちょっと今打診もありまして、こういうのはどうですかというのがありますので、それもちょっと魅力があるかなと思います。

美化センターもしどうしてもということになったら、是非森田議員に現場のほうお願ひしたいと思います。

○10番（森田 勉） 以上でもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、森田議員の一般質問を終わります。

（8番 山際 照男 議員）

○議長（吉田 勝） 7番目の質問者、山際照男議員の質問に入ります。

8番、山際議員。

○8番（山際 照男） 改めまして、皆さんおはようございます。8番、山際でございます。議長の許可を得ましたので、私は小学校の英語教育について、一問一答方式で、町長並びに教育長、担当課長にご質問をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らさせていただきます。

2020年は「教育改革」と呼ばれて、いろいろな変化があるようですが、

一番大きいのは、本年の 4 月から小学校では新学習指導要領が全面的に実施され、小学校の英語教育を充実させるため英語教育が大きく変わります。そのような状況の中で、孫や子供の英語教育が心配だと思っている人がたくさんおられるのではないかと推測されます。平成 30 年、2018 年でございますが、から移行期間として移行措置が実施されていると思っているところでございますが、本町における小学校の英語教育に係る次の項目についてお伺いいたします。

まず①項目めでございますが、小学校の英語につきましては、移行措置として 2018 年（平成 30 年）から段階的に英語教育が導入されております。古い指導要領の文言ですが、平成 10 年版の学習指導要領では、「学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化になどに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること」と規定されております。本町における小学校 5 年・6 年生の英語教育の現状についてお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 山際議員の先ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

小学校英語につきましては、前回（平成 20 年度）の学習指導要領改訂に伴い、平成 23 年から小学校 5 ・ 6 年生では外国語活動として週 1 時間、年間 35 時間実施してまいりました。そして、来年度（令和 2 年度）から全面実施される新学習指導要領においては「外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成すること」を目標として、小学校 5 ・ 6 年生では正式な教科（外国語科）として、週 2 時間、年間 70 時間実施することとなっています。

平成 30 年と令和元年は、移行期間として、年間 50 時間の授業の実施が定められています。多気町におきましては平成 29 年度より、町内校長会や各校の担当者による外国語教育担当者会において来年度からの円滑な教科化に向け

て協議、検討を続けてまいりました。具体的には平成 30 年度は国が定める年間 50 時間はもちろんのこと、できる限り完全実施の 70 時間に近づける形で時間数を確保し、授業実践を通して課題のあぶり出しを行ってきました。また、今年度は町内全小学校で 1 年早く週 2 時間、年間 70 時間の先行実施を行っています。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 既にもう英語教育は実施されておりましす、移行措置についても努力をしていただいてるっていうのはよくわかりました。

その読む、書く、話す、聞くというのがもう重点になってきまして、リスニング、ライティング、スピーチングっていうんか、リーディングっていうんかな、そういう 4 技法っていうんか、技量っていうんか、そういうのが徐々にスマーズに入っていけるような形をしていただいているっていうのは、大変、ありがたいというふうに私は思っております。

英語はですね、その早ければ早いほうが良いというのは、よく言われております。その学者先生に言わすと、その言葉は神話なんだと。要するに、小さいときは、思考力の原点となる国語をですね、しっかり学ぶべきで、日本人として一般常識をきっちりやるというような、それのほうが英語に入りやすいっていうか、英語が理解できるんだっていうような、学者先生もいらっしゃるわけなんでございまして、これは先生によつては、随分考え方も違いますし、哲学も違うと思います。

我々も、一般常識を先に学んだほうがええんか、英語を学んだほうがええんかっていうのは、これはわからんところなんですけども、日本語もわからないうちに、英語ということに疑問を呈するんだという教育者もいらっしゃるわけで、結論的には、やはり英語に興味を持つこと大事であるんだと。要するに、それをいかに好きにさせるかどうかというのが、指導も含めて、親も含めてで

すね、最も重要だというような学者先生もいらっしゃるわけでございます。

この週3日とか、今後70時間とかっていうような時間設定もあるんですけども、この国においてですね、作成されました教材っていうのは、今は渡つておるんでしょうか。そこら辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

確かに、英語を身につけるというのは、非常に時間のかかることでございます。先ほど一例を出されて、まず国語力、自分自身の国の言葉を理解する、本当にそれは私も大事なことであるというふうに、こう考えておりますし、今までの英語教育と言いますのは、中学校から始まって、文法を中心に理解をしていくと。きっちりとした形で英語を理解する、またきっちりとした英語を話すっていうことがやっぱり大事なことであるという認識でございました。

私たちが教員として指導していく中でも、やはりそれを基本として子供たちに指導していたというふうなことがございますけれども、近年、海外の方が日本へ、また身近なところで接する機会がある。仕事でも英語を使う機会っていうのはたくさん出てくる。これからの中学生にとって、英語を学ぶ、外国語を学ぶっていうことは、もう必要なことであるというふうに認識をしております。また、その早期から外国語を学ぶということは、発音にしても、思考回路にしても、日本語と同時にやはり外国語としての思考回路っていうのがどうしても必要となって、中学校、高校段階でスピーチング、特に話すことについて学んでくと、やはりこうなかなか身につかないというふうなことも聞かせていただいております。そういうことで、今回のは3・4年生につきましては、外国語活動として先ほど言われました楽しく学ぶ、本当の英語に触れるという機会としては、いい時期であろうかなというふうに、こう思いますし、5年生・6年生につきましては、教科書というのが来年度からございます。今まで統一された教科書もあったわけですけれども、全国的に統一された教科書を使つ

て学んでいく。どの学校、どの学年も、同じものを使った状態で、こう学んでいくというふうな形になってございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） はい、ありがとうございます。

この英語活動は、今まで英語活動っていう名のもとに英語を授業っていうんか、されておるんですけども、発音とですね、綴り、スペルですね、それにその関係の学習に課題があるというようなことを一般的にはあるそうなんですけども、この点はどうなんでしょうか。綴り方っていうんか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきたいと思います。

まず書くことにつきましては、今回5年生から徐々に書いていくという指導に、こうなるわけですけれども、やはり子供たちにとっては、非常に難しい段階だなというように、こう5年生から思います。ただ、その2年後の中学校1年生からの指導が、今回2年前倒しになって学んでいくと。また、単語も中学校1年生で学んでいた単語も5年生・6年生で学ばなければならないということで、子供たちにとっても、非常にこう負担になる部分っていうのはあるかもしれません。

ただ、子供たちは非常に吸収力が速く、見たものをそのままこう捉えて、自然と発音ができたり、聞いたものを自然と発音ができたり、また周りには音楽等そういう本当の本来の英語、生の英語を聞く機会もたくさんこうございます。すると非常にこうなれているということ。書くことについては、本来は中学校1年生であったけれども、5年生から徐々にスタートしていただいて、後々やっぱりしっかりと小学校中学校の連携を進めることによって、確実に身につくものではないかなというふうに、こう考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） まあいろいろとそういう工夫をしていただいて、英語にならすっていうんかそういう部分もありますし、子供たちがはやいという感覚のもとにやっていただきとるっていうことは、非常にありがたいと思っております。

②項目目へ入ります。

2020年は教育改革、特に英語教育に関しましては変革期になっており、環境変化は著しいと思っております。

ご案内のとおり4月からは、英語の学び始める時期が早まるわけでございまして、これまで小学校5、6年生からだったのが、3年、4年生に前倒しされることになります。5、6年生からは義務化されまして、教科として1週間に2コマ授業になり、成績もつけられるようになります。中学校のように国語、算数、中学校は数学でございますが、理科、社会、英語という教科になるわけでございます。

そして、小学校5、6年で覚える単語が600～700語、現在中学校では3年間で1,200語と言われておるんですが、そうなると、5、6年生で結構高度な英語授業になると言わっております。そのようなことから、これから的小学校の英語授業に係る時間割編成やほかの教科とのかかわりを限られた時間内、いわゆる時間資源でございますが、どのように取り組んでいかれるのか、方針をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

小学校3年生以上につきましては、週1時間、年間35時間の授業数増ということになります。

国はこの授業数増のために、モジュール学習として「10 分から 15 分程度の短い時間を活用して指導を行うことも可能である」との指針も出ていますが、多気町におきましては、授業の系統性や継続性を重視し、モジュール学習は行わずに今まで授業を行っていなかった月曜日の 6 限目を授業とし、授業時間の確保を行っていきます。既に平成 29 年、30 年の 2 カ年で時間割編成やほかの学校行事等を調整し、今年度（平成 31 年度・令和元年度）からは先行実施の形で授業を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） もう既に月曜日の 6 限目を新しく授業時間、1 コマ入れられたということで、理解すればいいわけですね。

国は、そのモジュールをですね、やってっていうんか、モジュールでそのいろいろ訓練とかそういうところで「モジュール」っていう言葉使うんですけども、15 分くらいでですね、そのプリントを配ってやんなさいっていうと、もうプリント配るだけで 15 分経ってくんじやないかっていうような感覚があるんで、私はまあモジュールっていうのはちょっと危険がある、危険っていうんか意味がないなというふうに思っておったんですけども、多気町は 6 限目をつくっていただいたっていうことで、これはもう大変ありがたいっていうんか、喜ばしいことだと私は思っております。

英語の時間をふやすことは、っていうことになるんですけども、この 6 限目をつくっていただくってことは、ほかの教科には余り関係ないっていうんか、そういうふうになるわけなんですよね。その 6 限目っていうのは、何も支障がないということで理解すればいいわけですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

新しく、今まで月曜日の6限目には何も授業がなかったところへ、新たに6限目を設定させていただいたということになります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） はい、ありがとうございます。

それからちょっとこれは、事前告知してないんですけども、新型コロナウィルスの関係なんですけども、3月2日からですね、春休みまで休校になりました。この休校に係る授業の補完っていうのは、どうなんでしょうか。あと未履修部分ですな、教科の。この部分はどうなるんかなというふうに思ったんですけども、先日その家庭訪問っていう形で、先生に来ていただいとるっていうようなこともありますんで、そこらへんはまあクリアしてるんかなというふうには思ってるんですけども、先生方も保護者もそうなんですけども、この感染の終息がですね、いつおさまるのかっていうようなストレスが随分先生方にもあると思うんですよ。

教育長、この気持ちっていうんか、私ももうそういう、察しますけども、教育長の考え方っていうんか、このストレスっていうか、終息のストレスですね、この気持ちいかがでしょうか。事前通知はしてませんけども。

○議長（吉田 勝） これ通告には入っておりませんけど、その範囲内で結構ですか。

答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 今のご質問にお答えさせていただきたいと思いますけれども、2日からということで、まず1週間経過したということで、私自身としましても、この第2週に入ったこの時期というのは、今おっしゃられた、ストレスっていうのは、子供にとっても、保護者にとっても、先週とはまた違った重みがあるのかなと。今まで感じていなかったストレス、おそらく第1週に

については、もしかしたら子供たちにとっては、半分うれしい部分もあったかもわかりません。ただ、その中で、毎日子供同士遊んだり、会うことができない、辛い状況が続いている。これが2週目、3週目となってくると、当然ストレスも増しますし、また、学習への不安も増しますし、この後、どうなっていくんだろうという大きな不安、テレビをつけますと、どんどん感染者がふえていく。春休みまでって言ってたのが、4月はどうなるんだろう、おそらく3週目、4週目となると、そういう気持ちがますます増大してくるんじゃないかなというような危惧を抱いております。

それに対して、校長会等、開かせていただきながら、家庭訪問していただいている担任の先生の情報をしっかりと教育委員会としては、把握をし、またその対応もそれに合わせて、丁寧にしていく必要があるなど、しっかりと把握していく必要があるなというふうに、こう考えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 本当に教材の配布とかそういう家庭訪問でおくれが生じないように努力していただいているっていうことは、非常にわかりましたし、教育長の気持ちも随分積極的にやっていただきとるっていうことで、ありがとうございます。ありがとうございます。

それでは③項目目に入らさせていただきます。

小学校の先生は、学級運営や授業の準備等のほかにも、結構業務があるとお聞きします。そこにさらにクラス担任に英語が導入されると、教員の負担がふることになります。さらに、英語のライセンスを持っている先生とか、それに相当する英語のスキルを持った先生とかが担任されておりますと、余裕もあるのでしょうかが、スキルのない先生では、余裕がなくなるのではないかと思うわけです。教員の働き方改革が叫ばれている現状において若干気になります。

文部科学省の平成26年度の調査によりますと、小学校教員のうち「英語を

指導することに自信がありますか」という質問に対して、「自信がない」と答えた教員が3人に2人いることがわかりました。小学校教員には、英語を本格的に教えた経験がない先生が多いと言われております。英語教育を円滑に進めるためには、十分な指導ができる英語力が求められるなど、指導についても課題があると思います。そのような中で、本町の小学校における指導体制の充実をどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

文部科学省においては令和2年度、小学校英語の専科教員を全国で1,000人確保するとしています。多気町においても「小学校英語指導対応非常勤講師（平成31年度事業名）」が配置される予定でございます。全校配置にはほど遠いですが、現在小学校教員の指導力向上が急務となっている状態です。

多気町では小学校教員の指導力向上のため、平成30年度より長期休業中にALTやCIRを含めて学年部会を開催し、町内各校の同じ学年を担当する教職員によりレッスンプランを確認したり、授業で活用するクラスマウミングリッシュやスマートトークを練習したり、実際に参加者を教師役と児童役に分けて模擬授業を行ったりするなど、指導力向上を図っております。また、パソコンの共有フォルダを活用し、それぞれの教職員が作成したレッスンプランを町内5小学校の教職員が互いに学び合える環境を整えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 先生方も自己研さんに一生懸命になっていただいているっていうのは、努力はよくわかりました。

最近はですね、先生方もやはり小学校教員といえども、英語を教えなければならない時代になってきてるんだというような自覚を持っていただいており

ます。持っていただいているんだろうなっていうふうに思うんですけども、最近はですね、小学校で英語を教えないかんっていうような頭があって、どうも大学の小学校の教員養成課程の希望者が減少しているというような話も聞いております。やはり、英語はプレッシャーなのかなというふうに感じますけれども、この傾向について、教育長、どう思われます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 小学校の教員採用試験につきまして、特に三重県では、希望者が減少しているという状況は、余りまだないわけでございますけれども、全国的に言いますと、希望者が減っているというのは、私も存じております。ただ、その原因が外国語を教えなければならないというプレッシャーというよりは、学校の中が非常にこう忙しすぎる、勤務時間が長すぎるという、そこに大きな問題があるのではないかなどというように、私自身は考えております。

また、ちょっと事はずれるかわかりませんけれども、別のある本で、岐阜県だったと思うんですけども、小中連携で、中学校の英語の先生が小学校へ行って、小学校の先生のかわりに免許を持った人が指導するという体制をとられたそうですけれども、あんまりうまくいかなかったと。そこで、小学校の先生に、やっぱり英語の授業やってもらおうというふうな形をとったところ、そちらのほうが子供たちもわくわくして学ぶことができたと。

これ小学校の先生は、多くの教科を教える指導力がある。英語についても、その1つであって、導入、そして段階、そしてまとめ等がやはり中学生を対象に教えていた先生よりは、小学校で経験のある先生がクラスにいる子供たちの顔を1人1人見ながら、その段階に応じてうまく進めることができるんだというふうなことを書かれているものを読ませていただきました。私もまさにそうだなというふうなことをこう考えさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） まあそういうケースも多くあるんだと思いますけども、その教員の働き方が非常に問題に今なってますし、忙しい、先生忙しいということでなっておるんですけども、前の質問で、松木議員が給特法の関係で、質もされましたけども、やはり先生の働き方っていうのが長時間になるっていうのは、周知の認めるところやと思うんですけども、超勤しても残業代は出ないっていうような、非常に、しかし給特法っていうのは、これが廃止されると、財源がパンクするといわゆる月給の4%が残業代っていうんか、っていうような形で支払われておりますから、そこで何時間働いても残業代は出ないっていうような、合法的な給特法という形になるんですけども。

これがですね、給特法がなかったら、本当に財源パンクしますし、労働基準法っていう形にもなってくるんで、そうなるとサービス残業とかそういうようなものがずっとなってきて非常に、給特法はまあ合法的で、4%っていうのは合法的だなど私は思っておるんですけども、なかなか最近の現状では難しいと。

昔はですね、先生は「聖職」って言って、我々の親の時代は「先生様」っていうような形で先生を言ってましたけども、最近はサラリーマン化っていうんか、そういうような形で労働力ってんか、そういうような形になってきてますんで、そういう話が出てるんじゃないかなっていうふうには思います。

その最近はですね、国際多文化っていうようなスケールの大きな英語っていうんか、教育が実感されるわけなんですけども、そのＳＤＧｓっていうんですね、言葉が飛び交っております。これはまあ継続は力なりっていうんかですね、私はそういうふうに思つとるんですけども、それでいいのかどうかわからりませんが、学び続けることはこれは大切だというふうに思っております。

ただ、出会う教員で子供が変わるというふうに、教員次第でですね、子供は変わると。やはり先生の人柄が一番大事なんじゃないかなっていうふうなことも言われております。

先生方、今、一生懸命ＡＬＴやＣＩＲの先生方についてですね、自己研さん

をしていただいている努力は、本当に敬意を表するわけなんですけども、そこら辺のですね、英語を教えるという考え方の先生にですね、英語を教えろっていう強制的にいうのは難しいとは思いますけども、転勤とか異動で、小中の転勤がっていうのが今もいいんだっていうようなこともあれでしたけども。その英語を教えるという考え方のない先生に英語を教えろっていうようなことを、本町の場合はどうなんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

小学校の先生の中には、非常にこうスピーチングにたけた先生も実はたくさんおりまして、今回こうやって小学校に外国語が導入されるということになって、私、それを実際に把握しまして、本当に驚いたわけでございます。45分間、全て英語で授業をされる。反対に、先ほど紹介をさせていただきました、長期休業中の研修のときには、第1回目のときには、例えば他町から来られた先生、初めて外国語を指導するんやという方、あるいは多気町の中の先生でも、英語が不得意であると、それぞれ皆さん違う状況で指導に当たってみえるというところでございます。

あるとき、他町からみえた先生が、夏季休業中に先生方が集まった研修会、こういうのは、以前の町ではなかったと、何でこんなことまでせないかんのやと言われる方もいました。ただやってみると、非常に教え方、またある程度クラスの中で決まったクラスマウイングリッシュ、こういうのを使ってくといいよということ。また、集まりますと、自分以外にも、こんなに不得意な先生が一生懸命やろうという、その姿に同調し、その方も自然と積極的に取り組まれるとというふうな姿も見受けることができました。

やはり、指導力のある小学校の先生が新たなものに挑戦をしていただいて、指導する。またそれをALTやCIRが本場の外国語をサポートをしながら授業を進めていく、その形。またこうもしかしたら小学校の先生にとって負担

と思える中紙でございますけれども、今現在一生懸命そういうふうな形で取り組みをしていただいているっていうところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） ありがとうございます。

それでは次の項目に移らさせていただきます。

④項目目でございますが、英語教育に関して、本町にはALT（外国語指導助手）が2名張り付けられております。小学校、中学校の学級担任補助や教科担当補助が役割と理解しているのでございますが、ALTの職務内容と稼働日数、各学校を巡回されてるんだと思いますが、身分についてお伺いいたします。また、ALTを増員する予定はどうですか、あわせてお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） ただいまのご質問にお答えします。

外国語活動や外国語科においてネイティブ・スピーカーの発音を聞かせたり、母国の生活や文化等の情報を伝えたりすることや、児童生徒にとって学んだ英語を実際に使えるコミュニケーションの相手として各校で活用のほうさせていただいているところでございます。

また、多気町のALTの活用の特徴として、1日を学校で過ごさせ、休憩時間や給食の時間、全校活動の時間などにおいても児童生徒とともに過ごさせ、日常から児童生徒に英語に触れさせ、慣れ親しむ機会を設けています。

ALTの派遣日数ですが、学校行事などにより多少の増減はありますが、計画段階においては学級数の多い相可小学校、勢和小学校においては年間46日、佐奈小、津田小、外城田小においては23日となっています。また、中学校においては2週間ごとに多気中学校と勢和中学校に派遣し、計画段階においてはそれぞれ年間約60日ほどの派遣となっています。

身分につきましては、令和2年度より、会計年度任用職員として、働いていただくことになっております。また、増員につきましては、今年度と同じ形で来年度もというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） AＬTさんのですね、質も問題もありますでしょうし、教員との関係もあると思います。例えば、そのAＬTがですね、中途退職した場合、その代わりが見つかるまでは、どのような対処をされるのか、っていうのは、どうでしょうか。その点、お伺いしたいんですが。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） AＬTの途中退職ということでございますけれども、今現在、小学校のほうにはAＬTが1名で対応のほうさせていただいているところでございます。今までの例として、年度の途中でやめられるというふうなことはございませんでした。仮に、そういうことが発生した場合には、CＩRがそれにこう全ては賄うことはできませんすけれども、何らかの対応はできるというふうに、こう考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 急場しのぎっていう形でCＩRを活用されるんでしょうけど、CＩRも1人ですから、そこら辺はどうかなっていうふうに思いますけれども。できる限り増員っていうか、していただくっていう部分がですね、ありがたいんじゃないかなと。

これのその採用っていうんですかね、プロセスっていうんか、採用の過程っていうんか、この部分はJＥT、「Japan Exchange and Teaching」っていうん

ですか、そこら辺のその外国青年招致事業によって採用するものだというふうに、私はちょっとネットで引いたんですけども、これはですね、その多気町は何人欲しいとかですね、まあ予算がものを言いますけども、これは提示ができるですか。県教委からもう多気町は2人というようなそういう固定した人数になってるんでしょうか。そこら辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 特にこれは、県のほうで多気町については何名であるというふうな、そういうのはございません。町のほうからどういう使い方をしたいのかというふうなことで、JETプログラムのほうへあげまして、それに対応をしていただけるALTが配置されると。あるいは国とか地方等も含めて要望が出せるというふうなところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） ありがとうございます。

それでは次の⑤点目に入らさせていただきます。

先ほどもCIR出てくるんですけども、国際交流員が1名就任しております。これについてもですね、職務及び外国語指導の補助として、活用されているというふうに思うんですけども、外国語指導助手は日本語はしゃべりませんけども、CIRは、これは流暢な日本語をっていう条件がついてますから、この人の身分はALTと同じというふうに理解したんですけども、それでいいんでしようか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） ALTもCIRも全く同じ身分でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） この部分でですね、またこの部分も増員っていう気持ちもあるんですけども、このALTもCIRも含めて、こういう英語の指導っていう部分でですね、いなべ市が地域おこし企業人を採用しております。この交流プログラムでの外部講師を任用する考えはどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 先ほどいなべ市の例に地域おこし企業人ということをこうおっしゃられましたけれども、今現在、そういう考えはございません。と言いますのは、CIRの仕事内容として国際交流事業、今現在やっているものを引き継いで、こうしていただいている。これがもう何年もたっておりまして、その仕事内容に大きな変化はございません。1名で十分やっていただいて、来年度につきましては、小学校へもその中から少し日にちを割いて、派遣のほうをできればなというふうなことを、こう考えておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） この地域おこし企業人交流プログラムっていう部分をですね、活用するとなれば、大手のですね、塾英語講師を招聘して、いわゆるその英語教育の補完っていうんか、そういうこともできるんじゃないかなっていうふうな私は考えたんですよ。そのいなべ市はパソコンとか教材、電子機器っていうんか、そういう部分で某大手教材会社から派遣されてるんですけども、塾講師っていうんか、そういうところからですね、補完もして、日常の外国語をやつたらどうかなというふうに思つとるんですけども、その企業人のプログラムの活用っていうんはどうなんでしょうか。塾講師っていう1つの限定をし

て、民間から導入すると。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 塾の講師の方への依頼等につきましては、今現在のALT、CIRの対応で、今現在は十分ではないかなというようにこう考えているところでございます。

ただ他の市町等を見てみると、講師っていうよりも、地域の中で外国語が本当に堪能な方がみえまして、その方に協力をいただいているというふうなこともございます。多気町の例をとってみると、実は外城田小学校には、ボランティアで松阪市内から通訳ということで、先生方の橋渡しをしていただいている、先生とALTとの間に入って通訳をしていただいているという方もおります。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） まあそういう方をボランティアで活用してはいるのか、来ていただければありがたいっていうふうに思います。地元の塾の先生の空いたときとかそういうんですけども、お互にWIN-WINっていうんか、場合もあるんですけども、それは偏るっていう部分もありますから、それは別としましても、できる限り今はALTなりCIRで、十分っていうのはどうか知りませんけども、それでやっていただいているっていうのが、いいことであります、今その追加で補完っていうのが私は思ったもんですから、そういうふうに質問をさせていただきました。

⑥項目に入らせていただきます。

我々の英語学習は中学校からでございました。これからは小学校3・4年生から始まりますことから、中学校の英語学習は、これまでの英語授業より実践的な内容になり、オールイングリッシュ化の授業になると言われております。英語教育者が言うには、小学校6年生のリストを見ると比較的難しいと感じ、

4・5年生の積み重ねがないと6年生のここまで届かないのではないかと思われる。その間にいかに英語が嫌いにならないようにすることが大事である。そのような話を聞きますと、中学校での英語教育はどうなっていくのかという一抹の不安がよぎる保護者もおられるのではないかと思うわけでございます。そこで、どの教科も積み重ねが大事でございますけども、同じことが言えるのですが、英語に関しては大きく変わる過渡期ということありますので、今後的小学校と中学校の英語教育の接続についての考え方をお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

中学校では再来年度（令和3年度）から新学習指導要領が全面実施となります。新学習指導要領においては「生徒が英語に触れる機会を充実する」「授業を実際のコミュニケーションの場面とする」のために授業は英語で行うことを基本とする、というふうなことが示されております。

三重県では実際の授業において半分以上を英語で行うことを授業改善の目安にしておりますが、12月に実施されました「令和元年度公立中学校における英語教育実施状況調査」におきましては、多気町で英語を担当する中学校教職員全てが「授業中の発話の半分以上を英語で行っている」と回答をしています。

また、小学校と中学校の英語教育の接続につきましては、小学校外国語の授業づくりについての研修会に中学校の英語を担当する教職員が参加し、小学校外国語の授業の実際について学ぶ機会を設けたり、特に勢和地区では1小1中の強みを生かして授業参観や合同研修会を既に開催したりしています。

現在、多気町においては全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェック、ベネッセ総合学力調査など各種調査において、中学校英語においては全国平均を大幅に上回る成果を出しております。今後も小学校と中学校の連携を密にしながら、小学校段階からの積み重ねを大切にし、外国語教育を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 私たちの時代の英語はですね、中学校からでございました。まずは、「I am a boy.」とかですね、「This is a pen.」っていうようなところから始まって、読み書き、文法へと進んだわけでございますけども、そのころの英語は、実用的でないとか、現実味を帯びてないとかですね、いうような悲報がありまして、今のいう「話す・聞く・読む・書く」の4技能になつたわけなんですけども。

今思いますとですね、我々の中學でも高校でもですね、なんか受験のための英語だったん違うかというふうに思うわけでございます。その点今は国際化時代をっていうような外国人と十分なコミュニケーションが図れるような英語にするんだというような目的がありますし、若干英語改革っていう形で今年度はセンター試験から大学入学共通テストに変わるということもありましたけども、民間主導というようなこととか、文科大臣の「身の丈発言」でですね、延期になりましたけども、確かに今後、英語教育っていうのは改革が必要だと思っております。そのようなこと等を含めですね、今後の多氣町の入学したときに、例えば、5つの小学校から中学校、勢和小学校は勢和中学へ行きますけども、多氣地域のあれば4つの小学校から多氣中へ進学するわけなんですけども、そこら辺のですね、やはり中学校へ入学したときに、同じ基盤というところで、たって勉強する必要があるんじゃないかなと。各学校で教育っていうんか、英語教育がバラバラでなされてきたと、佐奈はこうだった、相可はこうだったとか、津田はこうだった、外城田はこうだったっていうような形で、やはり一齊にスタートしていただいてですね、持てるような教育をしていただきたいと思っております。

勢和小と勢和中も同じなんですけども、それは多氣町という形の小学校ですから、そこら辺はきっとやっていただきたいなというふうに思うんですけど

も、教育長、その考え方はいかがでございますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 外国語科となり、5・6年生の子供たちが教科書を使って学んでくる。そしてその子が4つの小学校の子供が1つの中学校へっていうような形になりますと、それぞれの小学校での教え方、あるいは中身も多少、ずれてくる可能性があるかもわかりません。そういうふうなところから、小学校の中で先ほど言わせていただいた、学習の機会、先生方の学習の機会がありますので、指導案等もパソコンを使って共有されます。ってことは、ある程度、同じ中身でできるというふうな配慮もさせていただいておるところでございます。ただ、実際に教えている現場等も当然先生方がその中で研修として中学校の先生が小学校へ行って、っていうふうな形が取れれば、非常にいい形だなというふうに思っておりますけど、現実的に、なかなか4つの学校へ足を運ぶっていうのが非常に難しいところでございますので、1ヵ所に集まった研修会等にそういう機会を是非設ければなというふうなことは考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 公正公平な教育内容にしていただきたいというふうに思っております。

日本人ですね、国連職員がものすごい少ないっていうことが非常に懸念されているところなんんですけども、やはり日本人は国際公務員、いわゆる国連職員とかそういう人がものすごい少ないので、その点をまあ頑張って、語学力が最も低いというようなことも言われておりますんで、そういう小さいうちからですね、教育内容をしっかりとしていただいて、多気町の子供たちは英語が良くできるっていうようなですね、うわさになればありがたいなというふうに思って

おります。今後の教育内容に期待したいと思います。ありがとうございました。

どうも、これで終わります、ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、山際議員の一般質問を終わります。

（9番 田牧 正義 議員）

○議長（吉田 勝） 続けます。

8番目の質問者、田牧正義議員の質問に入ります。

9番、田牧議員。

○9番（田牧 正義） 9番田牧、今から質問に入らせていただきます。

質問方式は一問一答方式、そして今回非常に項目が多くて、5つございます。それで、1つ目が、三重とこわか国体カヌー競技の準備状況を伺いたい。2つ目、持続可能な町、あるいは地域のつくり方についてお聞かせください。そして毎回になりますが、3つ目は、クリスタルタウン工業ゾーン整備事業について。そして4つ目、5つ目が今回初めてになりますが、シャープ三重工場の動向について、5つ目は、VISONの進捗状況について。こういうようになつておりますが、議長にお願いなんですが、実は1、2、3は既に過去に何度もお伺いしている。特に2つ目については、これを詳しくやってるとちょっと時間がなくなりますので、簡単に当局のほうからの1回目の答弁をいただきましたら、3つ目、4つ目、5つ目にいって、2番目については最後じかんがありましたら戻るというような形の質問にさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） どうぞ。

○9番（田牧 正義） ありがとうございます。

それじゃあ早速1つ目、三重とこわか国体カヌー競技の準備状況を伺いますということなんですが、こちらについては、先日、当局のほうから相当詳しい報告がきておりますので、この部分では1つだけ出ておりません大会後のレガシー、特に子供たちへの拡大っていうか、底辺の拡大についてのことについて

は、この報告書には入っておりませんので、ここの部分だけ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、田牧議員のご質問にお答えさせていただきます。

大会後のレガシーっていうことでございますが、現在、カヌーを通じてですね、カヌーのスポーツの普及等っていうところでですね、前回の全員協議会のほうでもPR等の活動っていうところで、小学校に出向いて体験会をしているっていうところを報告させていただいたところでございます。それと、今までですね、カヌースポーツの普及っていうところで、櫛田川のですね、魅力をですね、発信を目的にっていうところで、松阪市在住の方々で松阪市カヌー協会を設立されております。今後ですね、その協会の名称をですね、櫛田川カヌー協会と変更することを計画しているというところを聞いてございます。そうしますと本町の方々もですね、こういった櫛田川カヌー協会というふうな名称に変わればですね、カヌースポーツの普及、また櫛田川のですね魅力の発信等をですね、一緒にですね、活動もしていただける方がですね、出てくるのではないかというふうに思っております。こういった活動をとおしてと言いますか、活動していただければですね、レガシーの1つにあげられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） じゃあそこの部分については、私も既に知っている部分があるんですが、町長に伺います。

このそもそもレガシー、要は、あと大会は成功に終わってもその後について、どういうように、マイナーなこのカヌー競技を普及していくか。あるいは拡大

していくかっていうのは、町長と鈴木県知事が1対1対談で出た問題だと思うんですね。定義されたもの。そして今教育課長が言われたのは、松阪のカヌー協会が要は「櫛田川カヌー協会」というように多気町も入れるような形に行くからという程度、比較的消極的な、要は、参加の仕方というように、私は受けとめてるんですが、町長は、今の教育課長のレガシーについてのかかわり方についての回答で、町長としても同じように思ってみえるかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求める。

久保町長。

○町長（久保 行男） カヌー競技につきましては、松阪市と連携をしてやつていこうということありますので、中身につきましては、町民の皆様の今後の要望も含めて、この辺を確認しながら一緒に勉強してやっていきたいと、こう思っています。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 大会が成功に終わった後のことですんで、私は実は愛知県みよし市、こちらはですね、平成6年に愛知で国体あった折、ところが私どもの美しい櫛田川してると違って、みよし市には実は小さな池というか、その程度しかないんですね。ところがこちらのほうでは、まちの広報にカヌーの町と、こういうような表現の仕方で非常に積極的に平成6年以後、かかわりも多くて、中学校等についても3つの中学校がカヌー部があると、こういうような形で進んでいる。さらに、我々のところには櫛田川といいい環境があるわけですから、積極的に進めれば、非常に国内でも有数のカヌーのできるまちというようなことになろうかと思いますので、大会はもちろん、その後についても、積極的に考えてもらいたい。

特に、このとこわか国体ではこのような非常にボランティアとかその他についても、県としても非常に積極的にしてるんですが、底辺がこの程度の進め方

では、ボランティアに参加していただく方も、非常に募集しにくくなると思しますから、さらに、大会成功のために積極的にかかわっていただくことをお願いして、1つ目のものについての質問を終わります。

2項目めに入りたいと思います。

これは昨年一般質問で私がいろいろした中からのもので一応4つほど、こちらに上げております。

パブリックコメント、要は町民意見募集について。これは、同僚の議員が12月の一般質問の中でも取り上げております。町民の声が政策に反映される仕組みについてと、こういうようなことで、同僚議員が質問した。そしてそれにはテーマを決めて多くの町民が意見を言えるような町政懇談会を考えていきました。これが12月の当局からの回答でございます。

また、こちらについて、いかに防災・減災についての受援計画、男女共同参画についてと、こういうようなことについて、過去に質問していることがあります、具体的にこのあたりの回答もいただいてないと。こういうようなことです。

③つ目が地域共生社会実現への課題と取り組みについて、というようなこと。

④つ目は、分権改革と地域デモクラシーについて。こういうようなことが昨年の私の一般質問の中から積み残しているっていうか、当局から具体的に案をいただいてない案件と、こういうことで思っておりますので、これについて町長及び担当課長のほうから、一通りのご回答をいただいて、ここの部分については、先ほどお願いしましたように、最終のところで、時間を取りたいと思いますので。既にお調べいただいているところのみ、ご回答いただければと思います。

○議長（吉田 勝） 田牧議員、4つございますが、1項目ずつ一応。

○9番（田牧 正義） それぞれ担当の方が違ったので、列記して。

○議長（吉田 勝） 1項目ずつ読み上げてください。

○9番（田牧 正義） はい、①つ目、町民意見募集についてということで、これは同僚議員が12月に一般質問の中に入れたことについてで、この折にも副

町長のほうからご回答されているようですが、ちょっと私がまだ納得できてない、その部分について、それでは副町長お願ひできますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） この件につきまして、12月議会で説明させていただきましたように、これは、懇談会で出されたものだと思っておりまして、12月議会で答弁したとおりだと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それじゃあ②項目目、防災・減災において、あるいは受援計画、それから男女共同参画の必要性についてと、こういうようなことを過去の一般質問でしておりますが、担当の方のご回答をお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 担当っていうよりも、私のほうで全体的に。

防災・減災、それから受援計画におきましては、多気町のほうで防災計画つていうのを策定しております、その中で、県が主催の訓練やそれから公的機関と連絡を密にするということで調整を進めております。

特に、社会福祉協議会とは、ボランティアの設置について、町の総合防災訓練などにおきましても、ボランティアセンター、コーディネーターの要請にも取り組んだりしております。

それから、さまざまな企業や団体と受援体制、受援計画の中でどんなお支えっていうか、ご協力をしていただけるか、どんな連携をしていただくか、そんな防災協定っていうのをむすんで、受援体制の整備に進んでおります。

それから、男女共同参画の部分につきましては、こうした中で、女性の消防団員によるひとり暮らしの家庭の訪問やら、特に災害時の避難所運営におきま

しては社協さんの参画、それから女性目線における、女性消防隊の皆さんも含めてですけども、避難所設営に協力をしていただいたり、こんな訓練もして取り組みをさせていただいております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

○9番（田牧 正義） それじゃあ③つ目。

○議長（吉田 勝） 田牧議員。

○9番（田牧 正義） それは、先ほどお願ひしましたように2項目目は1回目の当局の回答を聞いて、最後に時間あつたらもう一度戻りますので。1回ずつご回答いただいたら結構です。

○議長（吉田 勝） 結構です。それにしても、手を挙げて、挙手して発言してください。

○9番（田牧 正義） ごめんなさい。

○議長（吉田 勝） 田牧議員。

○9番（田牧 正義） それじゃあ③つ目、地域共生社会、実現への課題と取り組みについて、こちらのほうを担当の課長さん、ご回答お願ひします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） これも、担当課長より、私のほうで。

共生社会につきましては、少子化また高齢化が進んでおりますので、特に隣近所や、行政間もそうでありますけども、段々そういうのが希薄になってきております。ひとり暮らし、孤立化というのを避けるために、どんな取り組みをしていくかということで、今は私の就任時に取り組みました。ひとり暮らしの老人の方々の通院サービス、それから、買い物支援サービス、これもそれぞれの地域回りますので、隣におみえの方らをどうしていくかということを特に福祉課において、そういう取り組みをしております。

それから、昨年から設置をいたしました、地域包括支援センター、「みんなの窓口」ということで、皆さんとの相談窓口を広げてやっていこうということ

で、その発端になりましたのが、多気町では県内初の福祉事務所の設置というので、以前の福祉六法にかかる部門を全て町のほうで賄っているということで、ひとり暮らしやそういう孤立化を避けるために、そんな取り組みをさせてもらっております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） ④つ目が分権改革と地域デモクラシーということで、盛んに住民が主役であるというようなことについて、私はこういうようなコピーもお見せして、住民本位、あるいは住民主権、住民参加型と、こういうようなことで過去に質問しているんですが、このあたりについては、町当局は、何らかの形でそういうことを組み入れるっていうようなことをお伺いになっていらっしゃるかどうか、お答えいただけますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 私のほうでちょっと、ちょっと議員のご質問の中でわからづらい部分もあったんですけども、分権型社会、以前に言われました地方分権で、いろんな権限が町のほうに、また地方自治体に、譲られてきました。ただ、よく議員も以前おっしゃって見えました、やるためににはやはり人とお金がなかなか私たちもそれぞれの自治体に分けられておりませんので、その辺をこれからもっともっと、お金もそれから人も賄えるような体制にやっていくべきだと思いますので。

分権と言われてから、もう随分時間が経ちましたけども、なかなか全部が全部地方分権という形をあらわすことができないっていうことで、よく言われる地域デモクラシー、民主主義の基本でありますので、その辺をもっともっとこれからも国、県とも連携しながらやっていければと思ってます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 以上4つなんですが、こちらにも記載させてもらってるんですが、私が最近入手した持続可能な地域と、こういうような本の中に比較的この次の4つの項目で、わかりやすく載ってましたので、記載だけさせてもらっておきます。必要でしたら、また後日この本いつでもご覧になっていただければと思います。

じゃあ3つ目にまいります。これは、前回も副町長からも回答いただき、なつかつ副町長からは、3月議会にはある程度の報告ができるような形というようなご回答をいただいている部分ですが、こちらについてご回答、その後の進展について、お聞かせください。

○議長（吉田 勝） 項目の内容について、もう少し質問内容を説明してください。

○9番（田牧 正義） クリスタルタウン工業ゾーン整備事業についてということで、ずっと続けてるんですが、12月にも質問しました。その折に副町長から、3月議会ではある程度進捗状況について報告できると、こういうようなご回答をいただいてますので、そのあたりのところをご説明ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

12月議会の答弁で、何らかの動きがあると思い、説明させていただきますと、お答えさせていただきましたが、2月中に用地の契約ができませんでしたので、説明させていただかなかつたと。

しかし、3月には中部プラントサービス様と、みえコープ様との、売買契約をさせていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

また昨年より、1万3000坪の用地を購入したいという企業がありまして、1月末には結論が出されるということで、大変期待をしておりましたが、関連企業の反対があったということで、2月20日にお断りに来られ、実現ができなかつたということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それじゃあ、もう一度確認させてもらいます。

コーポみえについては、そのまま進んでいて、今月にある程度契約ができる方向へいっている。

2つ目は、それ以外の話があったけれども、それについては先方のほうから断りがあった。こういう認識でよろしいでしょうか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） そのとおりでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） ただ、私は、このクリスタル工業団地、これについては、実は町のほうでいろいろおつくりになってる資料をもとに、私なりに推測しました。

まず、経過からいくと坪単価を5万8000円でしたい。だからのり面であるとか調整池等を町が買い取るという形の手法を取られた。そして、なおかつ、パンフレットには、これカラーですとかえって見にくいので、補助金あるいは優遇税制、こういうようなものをしますよということで、誘致を積極的に使用とされた、というように思ってます。これについて、間違いございませんか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） そのパンフレットのとおりでございます。

間違いございません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番(田牧 正義) 実はこのクリスタル工業団地、以前にも言ってるように、今財調っていうか 16 億程度出てるのが回収できてない。こういうことで、私は盛んに毎回質問しているわけでございます。

これには、実は町としては伏線があると思うんですね。何か。私は公文書開示、こちらの権限を利用してしまして、実は、多気町の企業立地促進条例、それから施行規則、こちらのほうと開示のほうのもので、実際にこの促進条例を利用した案件について調べました。トータルで 2 億 4000 万ほどの奨励金が交付されております。ところが、こちらのほうの条例、20 年 3 月にされたわけですが、23 年、あるいは 28 年 3 月、30 年改正されています。何らかの、要は条例で不都合ができてきたから、これ改正してるんですね。

具体的に言います。要は、当初したものの中であることは、要は同一の地域について 1 回限りにする。これは 20 年の 3 月 21 日のところ。そしてその後もう 1 つ、一番僕が重要だと思ってるのは 30 年 3 月、ここに町税完納しなかつた場合ということで、これ奨励金ですから返してくれということはできない。ところが、ここに町税を完納しなかつた場合というような項目が入ってるわけですが、実はなぜかというと、融資した 2 億 4000 万のうちの 1 億近くを奨励金として将来固定資産税、あるいは事業税で回収できるという方向で考えていたものが、倒産というようなことで、奨励金ですから当然回収できないと、こういうことになるわけです。ところが、その倒産した折には、既に町税は滞納されていた部分があると思いますので、税務課長のほうに先日、それがどの程度の金額だったか調べていただくようにしておきました。税務課長、ご回答ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

北出税務課長。

○税務課長（北出 博人） 税額については、申し上げることはできませんが、一応固定資産税はいただいておりますが、ちょっと倒産された会社ございまして、そこにおきましては、裁判所からの競売事件の交付要綱の催告によりまし

て、交付要件を提出し、競売による配当金をいただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） これ私なぜ町税が入ってないのについてのような質問の仕方したかっていうと、また再度別の企業が来て利用してるんですね。そしてある銀行が債権保全のために売れた代金回収した。町当局がしかるべき対応しておれば、民間のその債権より先に町税というのは回収できたはずなんです。奨励金のほうはできないですよ。税金はできた。要はそこらに落ち度があったねということを言いたい。

それと同じことがこのクリスタル工業団地のほうの財調 16 億使ってて、完成してから 5 年以上経っても先ほど言ったような奨励金をつかうっていうようなことについても、積極的にしても、まだ完売できてないと、こういう現実。ですから、私はここで 2 つ、奨励金の問題、それからクリスタルタウンの問題、これが 5 つ目に来ます VISON のところと関連して要は、先日もある説明あったときに、大変申しわけないですが、企画調整課長に、脇が甘いよという話をしました。要は、いずれにしても、こういう町の住民のお金を脇が甘いことによって回収できない、こういうようのが 2 つ私の目の前にはある。おそらく 3 つ目も同じようなことが起こる可能性があるということで、このあと、また企画調整課長にも調べておいてくださいということは先日言ってありますので、そのご回答はいただけると思います。ということで、一応このあたりのクリスタル工業団地について、先ほど税務課長のほうから裁判所のもろもろということですが、私は方法はあったと、町当局が何らかの形で少し手ぬるいっていうか、対応が遅かったために回収できなかつたんだ、現実にそちらの方はもう某銀行のほうが政権も回収して事業をやってみえると、この事実はやはり、町当局についても今後のいろいろな事業をやるに当たって、十分注意していただかんと、住民にツケが回っていくよと、こういうことをしてさせてもらって

こここの項目終わります。

じゃあ4つ目、シャープ、こちらのことについては、こここのJDIの主力工場、白山工場に当たりますけれども、こちらのほうが昨年の7月から稼働をやめています。ただし、この工場というのは、3年前に稼働できた非常に新しい工場、シャープの三重工場、あるいは亀山工場よりもすばらしい設備、広さ等も持っている。こういうようなものです。こちらのほうを仮にどういうように今後3月いっぱいで検討終わるというように、JDIとシャープのほうの話は進んでいるようですが、どういうような形になるにしろ、何らかの形で三重工場は影響があるわけです。例えて言うならば、この新型コロナウイルスこちらのほうで、国の方からの要請で、先日も新聞に出てました、マスクの生産をシャープが検討している。これ何かというと、クリーンルームが丸っと空いてたんですね。稼働していないから。ですからすぐにマスクの生産の設備だけ国の方方が3分の2負担するように聞いておりますが、その生産ラインさえつくれば、つくれる。要は何か。シャープの三重工場はほとんど稼働してるのが少ないから即対応、マスクの生産でも変えることができる。こういうことになる。ですから、そういうような意味で、この新聞記事でた折に、副町長には翌日、町長にも今年になってから、もうもうの関連の記事をお渡しします。それ以後、副町長、町長、何らかの形でこのJDIとシャープの問題について、動きを取られたかどうか、そのあたりお答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 当時JDIとホンハイが多気町のシャープンのほうどうするかっていうときには、そのときには、町としては、私のほうで、あまり企業さんの事業運営のことですので、口出しあはできませんけども、お願ひはちょっとしました。できたらホンハイになるように当時は。ただ、今シャープの中身はホンハイになってから、ほとんど残念ながらうちのほうと直接協議とかそんなのは入っておりませんし、企業ができてから、毎年行っておりましたシャ

ープ訪問というのも、今なかなか向こうのほうの受け入れそのものが難しいってことで、協議の中には入っておりません。

ですから田牧議員おっしゃっていただいた J D I をホンハイが購入するっていう、どうこうの指針は私のほうには一言もありません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） その町長、副町長にお渡ししたのは、この「J D I 主力工場売却へ」と、この記事ですね。そして J D I はどういう性格の工場であるかっていうと、日の丸液晶、要は国挙げてつくった会社、ですから、主力銀行がみずほであるとか、その他東京に主体を持っているような企業、そしてなおかつ 1000 億以上の債権を今月末までにどのようにするかということで債権を減らさなきやならない。おそらく、国挙げてどういうようにするかという方針が今後いくんだと思うんですね。

そしてその中でわたしが言ったのは何かというと、先日、同僚議員の質問の中に、多気町がそれじゃあシャープ及びシャープ関連からどれだけの税収があるんですかというので、一時は 10 億を超えてたみたいですが、先日、6 億何がしという回答がありました。ですから、多気町の税収のうちの 6 億があるという企業にこういうような話が出てるのに、町当局が先ほど町長が言われたように、話し合いがホンハイになってから、ほとんどないからできてない。これまた先ほどの脇が甘いねと同じなんです。

災害の折に、地震であれば予測できないです。こういう話が出てるっていうのは、これはね、南東のほうに台風が発生しましたよ、そしてそのコースはおそらく三重県通過しますよと。要は、税金が 6 億多気町があるのが何年か後にそれがなくなったらどうするかっていうのは当然考えるのは当局の姿勢のはずです。それを話すことができないから何もしてない、これではね、危機管理ができないですよ。そのあたりの私の考え方と当局の考え方のズレがあるという

ことを指摘しますけれど、私の今言ったことで、町長及び副町長、どのようにお考えになるんですか。お聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 田牧議員はおっしゃられますけども、できる限りの協議を申し込んだり、近々社長とか副社長に面会っていうのはできませんけども、シャープの幹部の方との協議というのはさせてもらいますけども、残念ながら田牧議員が思ってみえるような、向こうのホンハイの社長はテリー・ゴウさんですけども、全く日本の社長さん方とはお考えもたぶん違うと思います。副社長の戴正吳さんも同じであります。そんな甘いもんとは、逆に私のほうから田牧議員に言わさせていただくと、企業さんのトップ、今の外国のトップの企業さんとはなかなか難しい部分があると思います。ですから、会社の運営にかかるところまでは、町のほうはできない部分がある。

ただ、幹部の方と、幹部っていうのはその下の方ですけども、日本の方ですけども、その方とお話するんはできますけども、なかなか議員おっしゃってみえるようなところまでは難しい。脇が甘いとかそんな話ではないっていうことがあります。

わかっていたらありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 私はそういうことを言ってるんじゃないんですよね。要は、最悪三重工場が閉めた、そうした折に税収こんだけ減りますよということが、先ほど言ったように6億何がし。要は相手じゃないんです。町がその6億入らなくなったら、どういうようにするかを考えるのが、当局のお仕事でしょと言ってるんです。何もシャープのほうと話しろということは私は言ってない。前にも言ったように、要はそういうようになった折、クリスタルタウンの折もそうです。仮に16億の財調が戻ってこなくても、町長も職員も私ら議員も、

責任取れない。取る方法はない。全てツケは町民に行くんだということは前回にも言ってあります。ですから、シャープと話しろと私は言ってない。それは税が入らなくなったら町としてどうするんだと、それを考えるのが当局の仕事でしょと言ってるんです。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 私の聞き間違いか、シャープと話をできやんなんか、手は打てやんなんかっていう話を、私はそう受けとめたんで、そういう話をさせていただきました。ただ、うちの町としては、シャープさんがおっていただき限り、シャープ支援ということで、さまざまな取り組みを今までこれからも、存在する限りさせてもらっていくつもりであります。

議員おっしゃっていただいたように、これからどうするんやということで、この間お話がありました、マスクの工場をやるのに、町としてのご支援はいかがですかということがありましたんで、うちとしては、そういう支援も国のほうが同じように何らかの形でさせていただくということを言わさせていただいたり、こんな取り組みを今させてもらってあります。

ですから、シャープの今、議員おっしゃってた空き工場があります。第1工場何かは中身あいてます。ですから、そういうところへの企業誘致もできないか、そんな話はさせてもらってあります。それは今議員おっしゃっていただいた、もしもこれからどうなったかっていうときのために、我々はできるだけのことはさせていただこうと。これは私も議員も同じ思いやと思います。

今、シャープさんがあそこの会社そのものがとまってしまったら大変なことになりますんで。そういう取り組みをさせてもらって、また、いろいろ両方と協議をやっていければと思ってますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） シャープについては、ちょっと時間の都合もありまして、

ここまでとします。

そして最後、5つ目、VISONの進捗状況について。秋って言ってたのが、どうも来年の春になるような話ちらほら聞きますが、こちらについて、公表できる範囲で結構でございますから、ご説明ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） ただいまのVISON進捗状況ってことでご説明申し上げます。先月末の全協でもお話をさせていただいたところではございますけども、改めまして。

造成工事につきましては、おおむね80%の進捗となっておりまして、ご承知かつ思いますけど、建築工事が昨年の秋から着工いたしまして、今現在基礎工事部分がほぼできあがってきたというところでございまして、いよいよその他の建築施設が着工されるというところでございます。

またほかにインフラ整備といたしましては、スマートインターチェンジにつきましては、本線からオフランプへ入っていく部分は、これ事業者工事となりますので、ここの部分につきましては、もう既に盛り土工事が進められております。春ごろから、いよいよ本線の部分でネクスコ側の工事も始まるというのをお聞きしております。また、これもほかのインフラ関連としまして、国道42号の拡張です。勢和多気インターの交差点から、新しくできる交差点までの間が、まもなく年度入りましたら、そろそろ着工してくるというふうに見込まれております。あわせて、VISON向いて、水道の給水工事もこれらも着手して、開業に間に合わせすべくということで、これからどんどん工事関係一斉に動いていくという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それじゃあ企画調整課長に先日お願いしました、これが

私はVISONに対しての奨励金と同じように先行投資と、こういうようなことになろうかと思いますが、1つは、スマートインターについて。これVISONが来なかつたらあそこにそういう物つくる必要は全然なかつたはずなんですからこちら、それから42号線の拡幅工事、それから水道等の工事というようなもの、その他いろいろあると思うんですが、VISONがあそこへつくりなければ、多気町として何も先行投資する必要がなかつた投資があると思いますが、これらは何らかの形で町としては今後ね、固定資産税であるとか事業税であるとか、そういうような形で回収できるということで投資してはづですから、先ほどの奨励金と同じような性格を持った先行投資です。この金額を調べていただくようにお願いしておきましたが、こちらのほうのご回答をお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは、先ほど議員おっしゃいましたように、1つはスマートインターチェンジの設置補助金ということで、トータル1億円でございます。これが議員もご承知かと思いますけど、本年度来年度の2ヵ年ずつ、5,000万ずつに分けてお支払いするということでございます。これにつきましては、全国初の民間施設直結型スマートインターチェンジってことで、認定されまして、その結果、事業者側がスマートインターチェンジの工事の一部を持たなくてはいけないってなつたっていうこともありますし、その一部を町が負担するっていう形で、補助金を支払いをさせていただいておるってことでございます。もちろん事業者側に対してお支払いをするものでございますけど、町といたしましては、もちろんその支援と合わせまして、ここへスマートインターチェンジができることによって、アクセスする町道を通つて当然国道へもおりて、またほかの町の観光施設へも行けると、そういうところでメリットもあるということで、当時の議会にはご説明申し上げまして、お認めいただいたものでございます。

次に、国道 42 号の拡幅工事関連でございます。これ、現在ちょうど来年度予算で調定させていただいております、予算ベース上で 3 億 5000 万となっております。これにつきましては、町の先行投資というものではございませんで、町の受託工事でございます。事業者側ではできないので、町であれば国側の認可がおりるっていうことで、うちが資金をいただいて代わりに工事をするというものでございます。

それと合わせて、水道の給水工事。これにつきましても、先ほどの国道と同様、事業者側では工事ができませんので、これも町が代わりになって、受託工事としてやるという形でございます。これも予算ベース上で 3 億 5000 万。たまたまですけど金額がほぼ一緒になってございます。

これらが主な、あの 2 つについては先行投資ではございませんけど、VISON 関連で、今回支出する金額でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それじゃあ具体的にそれを企業のほうから回収できる見通しへっていうのはまだ決まってない、あるいは民間企業だからできないから町が代わってするんだからっていうので、そういう事業をするのに、VISON と具体的にこのお金をかけたものを補填するっていうか、補完するための覚書その他について、もう既に終わってるんでしょうか。それともそれらは必要ないということでつくってみえない。要はこれは先ほどからくどいように言います奨励金と同じように、先行投資しても戻ってこない可能性のある金額っていうことなんですよ。そのあたりのお考えをどのように整理していかれるのかお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） まず国道 42 号の拡幅工事でございます。これ

につきましては、もう近々事業者側と多気町の間におきまして受託契約書というものをですね、巻きまして、もちろんその中で、これだけのお金をいただきますと、それに基づいて町は施行業者に発注していくというスタイルで、当然工事が終わるときには全てお支払いは終わっていると、そういう形で契約を終わられます。ですからその時点でもう支払い関係は終わるという形になります。

水道工事につきましても、これはあくまで給水条例の中で、町側がやるものでございまして、既にVISON側から給水の申し込みをいただいております。条例の中で、当然全額払ってくださいということが大前提で、支払いが終わつてから着工されるというスタンスでございます。

スマートインターチェンジにつきましては、議員がおっしゃるように、確かに立地奨励金と趣旨が似たところはございます。ですからこれにつきましては、これからたくさん来ていただく観光客であるとか、当然お金を落していかれると思います。そういういた売り上げの関係であるとか、おっしゃいますように固定資産税であるとか、そういうしたもので回収していくと、そういうスタイルの性格のものでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それでは、このVISONのことについて、最後の質問になるかと思いますが、VISONのこのチラシ、こちらのほうには、私の知る限り、当初かかわってみえましたイオンタウン、こちらのほうのかかわりがほとんど見つかりません。当初は、要は、アクアイグニス、イオンタウン、ロート製薬などというようなことで、非常にイオンタウンも前に出て参加するようなはずだったはずですね。ところがイオンタウンの関連のものはこちらのものには何も載ってきてません。その間のいきさつ、それから今後もうイオン系列は参加しないのか。そのあたりで公表できるところをご公表願います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） イオンタウンにつきましては、合同会社の4社の1社として、当全出資企業でございます。もちろんもうお金は当然出されております。そして、これは、かなり前からアクアイグニス側から聞いておりましたけど、今回はイオンっていう形で例えば建物を出されるとか、お店を出されるっていうことは全然そういうことはお考えではなっておられなかった。これは今までもですね、お話をさせていただいてきました。ただ、イオンタウンのかかわり方としましては、やはり最近のイオンモールでもそうなんんですけど、建物たてて、それでテナントを貸して、そしてそういったテナント形式で運営費を取るというようなスタイルでございまして、今回の場合はそのノウハウをここへ全部出しているというふうに伺っております。これは一貫して初めからそういうようなことはずっとおっしゃられておりましたし、こういったことは要所要所で今までご説明させていただいてきました。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） いろいろそういう経過はあると思いますね。ただ、私が先日もこのイオンではないんですけどVISIONについてのところで、脇が甘いよって言ったのはどの箇所を私が脇が甘いと言ったか、企画調整課長おわかりになりますか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） おそらく全協の折の進捗状況の説明の中で一端やと思います。そのときに、お出ししました、スーパーシティ構想のおそらくその資料のことだと思います。

あれにつきましてはですね、確かに「案」って言葉は漏れておりましたけど、あれまだ、あのときもこちらも申し上げましたように、考案審議中でありまし

て、まだ全てが手探り状態でやっている。国側も手探りです。まだ法案成立しておりません。ですからこちらも手探り。こういった中で今すり合わせてつくっている書類でございます。ですので、脇が甘いというよりはですね、まだ完全なものは当然できあがらない。こちらもこのような形でやっていきたいんだけど、どうだろうかって今やってるところでございまして、まだあくまで途中経過ということで、またお示しさせていただいております。だからあれ全てまだ何も決まったわけではございませんし、回ってまいりましたほかの市町からもですね、同じような意見もらいましたけど、それらも全てまだ手探り状態でやっておりますのでご理解ください、という形でやっておりますので、そのような形でご理解願いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） これもカラーですとわかりにくいで白黒です。「町ごと民営化構想」と、あくまでも「構想」ですね。そして、株式会社VISION設立。要は民営なんです。それと行政のかかわりの仕方、これについて、行政がそういうような民営のところにそこまで入っていいのかどうか。このあたりについて、きっちとした線引きができるでないね、そこが甘いねとは私は言った。ましてその下で「VISION税」であるとかそういうことも書いてます。これは構想の中で、それは確かにそういうものもあるんです。しかし、民営の会社に行政がそこまで立ち入ること自身がいかがなものかと、ここを私は脇が甘いと言ったんです。それだけの忠告でここはとめます。

これで一応5項目終わったので、先ほどお願いしましたところに戻りたいと思います。

そこで、議長、ちょっとこちらに、こういうコピーあるんですが、ちょっと確認のために町長にお示ししたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 配布ですか。

○9番（田牧 正義） 要は見た覚えがあるかどうかの確認だけです。

○議長（吉田 勝） どうぞ。

（田牧議員が町長、副町長、企画調整課長、総務課長に対し、離席して資料掲示）

○議長（吉田 勝） 田牧議員、ちょっと意図がわかりませんので戻ってください。

○9番（田牧 正義） 実は、これは何かっていうと、私が議員になる前、これはNHKの時論公論「地域共生社会 実現への課題」とこういうことで、これは放送は2017年9月29日です。その1週間ぐらい後に企画調整課長にお渡しして、それから1ヶ月後ぐらいに勢和公民館で、要は「町長と話そう」というこういう催し物。その折までに企画調整課長は、町長、副町長、総務課長も含めて、この「話そう」をお越しになる方にお渡しになってる。そして残念ながら、私は何をその折に町長に聞きたいかということで言いますと、町長は盛んにそういうようにまちづくりのために住民と膝詰めで話している、その本気度を知りたかったんですよ、はっきり言うと。ですから1ヶ月も前にこの資料を渡して、それをどういうように町当局消化されるのか、その確認を取りたかったためにやったことなんですね。ところが、あの折残念ながら町長ここまで言ったらもうご回答わかりますよね。

あなたはこのコピーを見られ、ところがあの折に残念ながら私はこれをもとに質問したら、あなたは自分の席から立って、住民の前でこれで答えれますかとわざわざ示された資料がこのコピーです。

ですから私は町長の本気度、5点評価でいけば2。要は何にもやらないよりはいい。しかし、決して何にもやらんのを1とするなら2です。要は、真剣にやってみえるというところが私には映らなかつた。だから、あえて私は議員になってからも、一般質問ではしつこくいう部分があります。それは何らかの形で町長が、そうやってやって膝詰めでやってるんだ、住民の声聞いてるんだと言うんだったら、私のような素人がそんな2の評価するんやなしに、少なくとも、3、4の評価ができるほど、住民のほうにもっと寄ってくださいよ。

ですから、先ほども言ったように、住民の声を吸い上げるのは、どういうよ

うにしてされるんか。あるいはこういうようなことやっています、それに対しても本気度、それがきっとわかるように、今後動いていただいて、まだまだ多気町にはいいところもあれば、非常にリスクの多い部分にもいきます。ですから、私は 12 月にもきっちり仕上げると言われたけど、町長まだあなた種まいてるんじゃないですかというような言葉で質問します。要は、私らから見て、本気度を示されるんであれば、そのあたりをもう少しきちっとわかるようにしていただきたいと思います。

これについてはおそらく、ちょっと方向の違う方面から質問の形をとりましたので、すぐご回答いただけるんでしたら、結構ですが、ご回答いただけないんであれば、それはそれで結構です。

ご回答いただけますか、またの機会にしますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 田牧議員と私とはそれぞれ手法もそれから考え方もたぶん違うと思います。私は、以前のときにも申し上げました。その見せられた紙には、私にはよくわかりませんでした。それがたぶん久保町政に対する、また久保町長に対する評価が 1 か 2 やって言われることにつながってるんかと思います。

私が今、町長として、取り組みをさせてもらっておりますのは、1 歩でも多く町を歩いて、また 1 歩でも多く皆さんのところへ出向いて意見を聞かせていただいて、町政につなげていこうっていうことがあります。

パブリックコメントのやつもありましたけども、町長がいろんな意見、いろんな場で皆さんの意見を聞いて、これからこういう施策をやってきたい、こういう手法でやっていきたいっていうのが、私は町長の努めやと思います。全部パブリックコメントでやるので、町長は一体どっちの方向向いて仕事をやるんやということになると思います。パブリックコメントは、例えば、定住自立圏であったり、それから子育てであったり、それから道路であったり、それは

それぞれのところで、パブリックコメントいただく部分もあります。

ですけども、全体の例えば、町の活性化であったり、それから、福祉であつたり、それから環境であつたり、またインフラ整備であつたり、それぞれの部分は、いろいろなところを歩いていろいろな場面で、農業施策もそうですけども、これも今までの議員の皆さんにもお答えをさせていただきましたけども、その中で私はこういう方向でやってきたい、ということで、議会の皆さんに提示をさせていただいて、それを実施に移していくということになりますので。たぶん抽象的で、田牧議員のは僕はわかりませんでした。ですから、これからわかるようにしたいと思いますけども、私はこの 10 年間、そういう手法で取り組んできました。町長はこんな方向でこんな事業やってきたい、福祉はさつきも言ったようにこんななんやってきたい、ということをお示しをさせていただいて、今回の施政方針もそうであります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 以上で、田牧議員の一般質問は終わります。もう時間がきてます。発言なし。

○議長（吉田 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。